

第百二十三回 参議院大蔵委員会會議録第九号

平成四年六月十七日(水曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

三石 久江君

補欠選任

角田 義一君

五月二十九日

辞任

鎌田 要人君

補欠選任

谷川 寛三君

六月一日

辞任

谷川 寛三君

補欠選任

藤井 孝男君

六月十七日

辞任

大島 慶久君

補欠選任

木暮 山人君

赤桐 操君

村田 誠醇君

堀 利和君

谷本 龍君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

竹山 裕君

大河原太一郎君

野末 陳平君

前畑 幸子君

本岡 昭次君

白浜 一良君

委員

石川 弘君

大島 慶久君

大浜 方榮君

木暮 山人君

齋藤栄三郎君

中村 太郎君

藤井 孝男君

労働省労働基準
局監督課長 山中 秀樹君

本日の會議に付した案件

○金融制度及び証券取引制度の改革のための関係
法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員長(竹山裕君) ただいまから大蔵委員会を
開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日、村田誠醇君が委員を辞任され、その補欠
として谷本龍君が選任されました。

○委員長(竹山裕君) 金融制度及び証券取引制度
の改革のための関係法律の整備等に関する法律案
を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。羽
田大蔵大臣。

○國務大臣(羽田孜君) ただいま議題となりまし
た金融制度及び証券取引制度の改革のための関係
法律の整備等に関する法律案につきまして、提案
の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昨年の証券及び金融をめぐる一連の問題につ
きましては、政府といたしまして極めて深刻に受
けとめ、その際、国会及び臨時行政改革推進議
会よりいただいた御指摘を最大限尊重し、これら
の問題の再発防止及び我が国の金融資本市場に
対する内外の信頼回復を図るため、法制上、行政上
の総合的な対策に取り組んでいくこととしたこと
であります。

また、金融資本市場の自由化、国際化を進める
ため、これまでも逐次各種の措置を講じてきてお
りますが、さらに、金融制度及び証券取引制度の
面におきましても改革を推進する必要があると考

えております。

本法律案は、このような観点から、内外の社会
経済情勢の変化に即応し、金融機関の経営の健全
性の確保による預金者等の保護及び投資者保護の
徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関
及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等によ
る金融資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国
と調和のとれた金融制度及び証券取引制度の構築
を図るためのものであります。このため、金融機
関及び証券会社の各種の業務分野への参入を初め
とする金融制度及び証券取引制度の包括的な改革
を実施することとし、所要の措置を講ずるもので
あります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申
上げます。

第一に、金融機関及び証券会社が、各種の業務
分野へ参入できるようにするため、銀行等の証券
子会社及び信託銀行子会社並びに証券会社の銀行
子会社及び信託銀行子会社に係る規定を設けると
ともに、信用金庫等について、本場で信託業務を
営むことができることとしたしております。

第二に、証券取引制度の見直しを行い、金融の
証券化の進展に対応し、有価証券の定義を整備し、
新しい有価証券に、情報開示制度、不正取引規
制等の証券取引法の投資者保護の枠組みを適用す
るほか、公募について、人数基準の明確化、投資者
の属性に配慮した見直し等を行うとともに、私募
についての法整備及び情報開示制度の充実を図る
こととしたしております。

第三に、協同組織金融機関の業務規制の緩和等
を行い、信用金庫等について、社債等の募集の受
託業務を、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合
等について、国債等の募集の取り扱い及び売買業
務並びに外国為替業務を行うことができることと
する等の改正を行うこととしたしております。

第四に、金融機関の健全性の確保を図るため、銀行等が経営の健全性を判断するための基準に係る規定を設けるほか、大口信用供与規制、子会社等との間の取引の規制等の措置を講ずることとしたしております。

その他、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧についての規定、金融機関の合併及び転換に関する規定等について所要の整備等を行うほか、相互銀行法を廃止することとしたしております。

以上が、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○委員長(竹山裕恵) 以上で趣旨説明の聴取は終了しました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 私、まず最初に、大臣にぜひ日本社会党の気持ちを知っていただきたいと思っております。

会期末とはいいながら、今日の国会情勢というのは非常に何か釈然としないような国会情勢であることは私から申し上げることもないと思っております。国会の正常化が本に行われているのかないのかということも考えた場合に、私どもとしては、こういう委員会の開催ということも、実はそこまでの踏み込む気持ちというのはいないんですよ。けれども、国民生活の重要な関連法案であるということから、あえてこういう審議をしているということとを私たちは国民の前にも明らかにしながら、そういう立場に立って我々は審議に入っているということとをまず十分理解してほしいと思っております。

二つ目は、にもかかわらず、これだけの金融の大改革という各般にわたっての問題であるわけですから、理事会でいろんな議論があったわけ

しょうが、本来であれば、短時間でこれだけの広範な問題を議論を尽くすということは不可能だと思っております。そういう意味では、この法案がどういうふうな採決されるかは別にしても、ここで決まっちゃったからすべて終わっただ、すべて政府の提案がもう通っちゃったんだというふうな認識を持たず、引き続き日本の金融制度というのは国民生活から見ると一体どういうふうであった方がいいんだらうかというのを常にチェックしながら対応するような委員会運営というか、そこにぜひ大臣としても協力してほしいということとをまずお願い申し上げておきたいと思っております。

さて、今提案の説明があったんですが、私はこれから質問するに当たりまして、認識としてこういうことを思っており、なおこういう点が疑問だということをお願いしたいと思います。

まず、金融の自由化の現状でございますが、認識としては、金利の自由化は流動性預金を除く定期性の預金分野はほぼ自由化が終わりつつあるというか、終わったというか、そういう現状にあると思っております。それから今回、外国為替取引は従来まで原則禁止だということになっておったのが今度原則自由になった、こういうことだと思っております。同時に、金融業務の自由化は今までこれ残っているわけですね。だからそういう意味では、私どもも国際的な観点から見ると、金利が自由化していけば必然的に業務の自由化をせざるを得ないんじゃないか。これはこれなりに現状対応という意味からは理解できないわけではありませんが、もう一つは、取り扱う商品が制限されていると規模の大きいところはどうも有利になる、こういう面からは公平の原則を欠いているんじゃないか。こういう意味でもある程度検討の、つまり話し合ひは進めなきゃならぬということもわかりました。

さて一方、国際的な状況を見ますと、ECの動きというのが私は大変気になっております。このECの動きというのが、アメリカ中心で来た日本の経済・金融政策がヨーロッパとの関係において

どういうふうになっていくんだろうかということについても、やっぱり深い思慮を加えなきゃならぬと思っております。

ところが、我が国の特徴としては、長期金融機関と短期金融機関とがつまり分離されているという現状があるわけですね。それから、信託の分野においても信託銀行が商品を扱うということになっていくわけだと思っております。また、中小企業は中小企業の金融が対応する。つまり専門制というものをとっている我が国の現状にあると思っております。それから、金融業務と証券業務のつまり兼業ができないということにもなっていると思っております。我が国の特徴として、それを相互参入させようということが今回の法案なんだろうというふうに認識しております。

そこで、抽象的ではございますが、基本的な部分の問題点をこれから質問していく課題として、まず第一に、この金融制度の改革というのはこれのための金融改革なのか、この点がはっきりしないように思っております。後ほど具体的問題として質問していきます。

二つ目は、先般起きた不祥事件という問題は、この金融改革が行われれば本当に解消するのか。こういう二つ目の問題点を私は感じます。

三つ目は、地域格差が生じやせぬか。つまり、一極集中型と言われる東京とか大阪とか大都市には支店、店舗を数多く持つことができますけれども、地方に行くとどういふことになるんだろ。それだけの支店、店舗が確保できるのかと考えますと、やっぱり金融は大会社に集中するとうような状況になりやせぬか、こういう心配点を持ちます。

四番目は、先ほど申し上げました国際的な状況から見て、今日の日本金融制度がいかに対応するかということも考えたときに、まだまだこの改革だけで本当にいいのかといううな私は認識も持っています。

五番目は、仮に今回提案されているこの制度が、金融機関、特に銀行を中心とするような改革であるということになれば、銀行の、また同時に金融の寡占化体制が進んでいっちゃって、終局的にはその寡占化体制が産業の寡占化、支配まで進みやせぬかといううな心配を持っています。

そして六番目として、分離とか分業とかいうような証取法六十五条に基づく精神が一体どこまで浸透していくのか、堅持されていくのかといううな問題点を感ずります。

最後に、この改革は当分の間、もうこれで終わらだというのか、これは先に改革の終着点を展望して、今回はまあ改革の一里塚といううな認識に立つのか、このところが業界は大変大きな目で見ていられるように私は感ずるんです。

今の私が述べた点はお答えは要りませんよ。そういう認識に立って私は以下質問してまいりますから、御見解を明らかにしていただきたいと思っております。

さて、そういう意味から第一の問題は、金融不祥事と金融制度改革についてお尋ねをいたします。

まず、昨年の偽造預金証書を使った不正融資などの金融不祥事の反省に立って、本年一月十七日、金融制度調査会制度問題専門委員会は、「金融システムの安定性・信頼性の確保について」と題する報告書をまとめたと思っております。私も読ませていただきました。ここで改めて、この金制調が出した見解というものを、どういふことを言わんとしているのか、まずお聞きしたいと思っております。

○政府委員(土田正顕君) 御指摘のように、金融制度調査会は、ことしの一月に「金融システムの安定性・信頼性の確保について」という報告を提出いたしました。そのサブタイトルは「金融制度改革と金融機関経営のあり方」というものでございます。

この要点は、私どもの理解しておりますところでは、金融不祥事の反省の上に立ちまして、今後不祥事の再発の防止など金融システムの安定性、信頼性を確保するためには金融制度改革を早期に実施し、金融資本市場における適正な競争を促進

することが重要な前提であるということが確認されたものであるというふうに考えております。

なお、具体的に金融システムの安定性、信頼性の確保のためのいろいろな方策、すなわち内部管理体制の充実とかデリスクロージヤーの推進、自己資本の充実、モニタリング機能の向上、預金保険制度の適切な運営等に加え、ノンバンクのあり方など具体的な問題についても提言をちようだいしていただいております。

○鈴木和美君 そのように私も読ましていただいたんですが、その前段のくだりについてちよっとお尋ねしておきたいと思っております。

これを読んでみますと、証券不祥事に対する認識は、その根本的な原因というは何だろうというところをたどって見ると、「適正な競争の欠如」にあったと言われている。つまり、「金融機関が限られた分野で歪んだ競争を行わざるを得なくなる」異常な状況と、「ルール尊重に対する意識が希薄」であったことが不祥事につながった原因である、と、こう分析されております。

そこで伺いますが、金融機関が限られた分野でゆがんだ競争を行わざるを得ない状況に置かれていたということは一体何を言わんとしているんですか、お尋ねします。

○政府委員(土田正顕君) ただいま御指摘のような表現がこの報告書に見られるところでございまして、そのところで説明されておりますように、現在の金融制度そのものは、基本的には戦後草々の間に、いわば資金不足の時代に組み立てられたものでございまして、その後、冒頭に御指摘がございましたように、金融の自由化や国際化が進み、また国民の金融資産の蓄積が進むに伴いまして利用者のニーズも多様化してまいりました。

そこで、これに対応いたしましたして、金融業務はある程度それぞれの金融機関の垣根の中で同質化を進めてまいったのでございますが、しよせんこれは縦割りの金融制度による制約というものがございまして、その中で利用者のニーズに的確にこたえられないとか、ないしはそれぞれの金融機関と

しての潜在能力を十分に生かし切れないというようなことになりまして、いわば自分たちの垣根の中でできる限りのニーズをとらえるための競争はするけれども、やはり全体として垣根についての見直しが必要となる、業務分野規制に対する必要性にも次第に疑問が抱かれてくる、そのようなことを踏まえた指摘であるというふうに私どもは受けとめておるわけでございます。

○鈴木和美君 端的に申し上げますと、今の局長の答弁は制度上に問題があった、運営上じゃなくて制度上に問題があると、そういう指摘でございまして。

○政府委員(土田正顕君) 制度上の問題のみであるとは申し上げておりません。もちろん、私どもの見えておりますところ、金融機関の金融についての取り組み方いろいろ、殊にバブル経済のときに見られましたような行き過ぎた面があったということとは事実でございまして。それからまた、私どもの行政の方でそのような動向を的確に把握し、迅速にその予防措置、強制措置をとってきたかどうか。それは私どもも努めてまいりましたが、十分であつたかどうかについては種々御指摘もございまして、いささかお尋ねいたします。ただし、それだけではなくて、やはり制度面の見直しも必要とする状況になったのではないかと、いうふうには私どもも考えておるわけでございます。

○鈴木和美君 それでは、制度上の問題についてもうちよつと具体的なお尋ねをしますが、戦後基本的な枠組みとして、専門金融機関制と金融機関の分業制は、各業界分野、企業規模の大小などによってさまざまな資金需要に効果的に対応するシステムであるということから従来まで評価されてきたと思うんですね。その評価されてきたものが、いつ、どういう意味で変化をしたのか。つまり、こういう分業制とか分離制度というものは、メリットとして考えられておつたのがデメリットみたいな今話されているわけですね。これはいつ、どういふふうに評価が変わつちやつたのか。

私に言わせると、昭和六十年という年は円・ド

ルのあの会議があつたわけですが、あの円・ドルのところから、ユーロ市場との関係などもあつてアメリカからわいわいわい言われちゃつて、この辺のところからどうも認識が変わつてきたというように私は思わざるを得ないんですね。それはなぜかという、つまりユーロ市場の問題もさることながら、今いじくもおつしやつた金利とか財務とかというふうなものも走り出した時期とも一致するものですか、たまたまそういうことで、円・ドルの方を中心に省は説得されていふようでございますが、こういうメリットがデメリットに変わった状況と背景、そしていつごろなんだというところをもう一度お尋ねします。

○政府委員(土田正顕君) 非常に大きなお尋ねでございますが、確かに御指摘のとおり、戦後現在の分業制を基本とする金融制度を組み立てたときには、金融のいわば総量と申しますか、それは絶対的に不足しておりました、殊に良質な資金、端的には非常に欠乏しておる。さらに、これから証券市場についても大いにその展開を図らなければいけません。そのようなそれぞれの分野についていけば専門家を育てまして、それによって金融サービスの向上を期待する、そういうことで戦前の伝統を受け継いだ分業制を組み立てておつたと思うのでございます。

それが次第に変わつてまいりましたのは、これはいつからということとはなかなか申せないのでございますが、図式的に申しますと、一つには、御指摘のように金融の国際化というものが始まりました。それは端的に申しますと、私どもの方の行政で申せば、内外金融機関の相互進出が始まり、それから我が国の金融機関の世界市場におけるプレゼンスも飛躍的に高まりました。そういったものと、これは我が国の市場そのものも外国に対して開放せざるを得ない。そこで、国際化というものが本格的に進展することになる。それに拍車をかけたのが御指摘のようないわば円・ドル委員会報告書とい

うことであつたかと思ひます。

ところで、そのような国際化の状況、それからまた自由化、なかなか自由化の中の大きな系列といたしまして金融の証券化という現象がございまして。金融の証券化に大きく拍車をかけたのは、昭和五十年代以降の国債を初めとする公共債の大量発行ということがあり、それによりまして一段と金融市場における証券化が進んだということであつたかと思ひます。この公共債の大量発行というのを見逃しがたい原因であつたと思うのでございます。

そのように、国際化が進み、証券化が進み、それから証券化を軸といたしましていろいろな自由化も進んでまいるといふようなことで、戦後想定しておりましたような専門制、分業制だけでは資金余剰を迎えた今日に金融資金の安定的な配分を図るということがうまくワークしなくなつてきたといふことがあるわけでございまして、これを受けまして昭和六十年以降金融制度調査会において我が国の金融制度の改革について審議を行つてまいつたといふこともあつたかと思ひますのでござい

具体的にいづからということをはなかなか申し上げにくいのでございますが、基調といたしましては、金融の国際化が進んだということ、それから証券化を初めとする金融の自由化が進んだということ、その二点はやはり重要な原因となつたといふふうに考えております。

○鈴木和美君 局長、そのところ、私の持ち時間たくさんございませぬから、なるべくコンパクトにお願いしたいんです。

今の結論をちよつと確認しておきたいんですが、つまり分業制や分離制というものでは対応できなくなつておるという認識が強く、今回こういう改革案を出したということでございますか。

○政府委員(土田正顕君) 専門制、分業制によりまして資金の安定的な配分を図るというかつてのようないわばメリット、その意義、それが相対的に薄れ

てきているという認識でございます。

○鈴木和美君 いずれその点は証取法六十五条との関連で後ほど議論させていただきます。

ところで、もう一つお尋ねしておかなきゃならないのは、この報告書で見ますと、各専門分野においてゆがんだ競争が行われる原因は、各金融機関に対する業務規制と、安易な業務拡大と収益追求、つまり経営陣の利益至上主義にあったと言われております。しかし、業務規制とか利益至上主義は従来からのあなたの指導ではなかったんですか。大蔵省の基本的指導では、「金融の効率化」という言葉があるんですよ。その金融の効率化というものが根底にあつて、免許制であるがゆえに銀行と大蔵省との間の金融政策上の問題が一体不可分の問題として進んできたんじゃないですか。ところが今回の改正の案では、その部分は「適正な競争の促進」という言葉に変わっているんですよ。金融の効率化とか安易な何とかかんとかというの、言葉が変わって、「適正な競争の促進」と。これは、従来からとってきた大蔵省の指導である金融の効率化という問題と、適正な競争の促進という今回の提起はどう違うんですか。私は、一歩誤れば、適正な競争というのめがんだ競争になりかねないという認識なんです。この言葉の定義というのはどういうふうに理解すればいいわけですか、いつ路線が変わったんですか。

○政府委員(土田正顕君) 端的に御説明申し上げますが、私どもは必ずしも路線が途中で変わったというふうには理解しておらないわけでございます。実は、金融効率化を正面からうたいましたものが金融制度調査会の昭和四十五年の「一般民間金融機関のあり方等について」という答申でございまして。そこで金融効率化を一つの視点として取り上げておりますが、そのときに、効率化を進めるために「適正な競争原理の導入が必要」とあるというふうに唱えております。「適正な競争」とは何かということでございますが、その答申によりまして、「金融機関の公共性の見地から国民経済的に

にみて望ましい競争の場を広げ、競争を通じて、良質の資金供給のため、企業努力による効率化の実現を図っていくことが必要である」と、そのように昭和四十五年の答申は述べておるわけでございます。

ただ、このようなことで長年にわたつてその路線を歩んでまいりましたが、最近における金融環境の激変、それに対応できず、ある意味では内部管理体制が不十分なままに安易に業務の拡大と収益の追求に走つたというところは申せるかと思われま。端的に申しますと、例えば預金金利が規制されておりました、ある意味で預金と貸し出しの間のさやが安定的に保障されておりました制度では、量的拡大がすなわちそのまま利益の拡大につながるわけでございます。そのような自由化がまだ十分行われていない時期において、預金獲得競争に走つたというようなことなどはやはりゆがんだ競争の一面ではなかったかと考えております。

○鈴木和美君 まだよくわからないのですが、私が質問しているのは、「金融の効率化」という言葉があるんですよ。金融の効率化というのは何ですか。これが今までの大蔵省の指導の根底に流れているんですよ。つまり、業務規制とか収益至上主義とかという問題はあるかもしれないけれども、省の指導方針としては、金融の効率化を進めなさいよと、こう言われてきたんですよ。それが今度は適正な競争だという言葉に変わっているんだけれども、それは路線の変更かと。新しい時代に即応したように変えなさいかぬということなのか、その点をはっきりしていただきたい。

つまり、私が言いたいことは、大蔵省も新しい時代に変えなさいやなぬという、あなた方も今までの指導に対して謝らなさいかぬ、反省せなさいかぬよということを言わんとしているんですよ。○政府委員(土田正顕君) 御指摘の面はあろうかと思ひます。繰り返すようでございますが、金融の効率化を唱えました昭和四十五年の答申で、そのための手段として適正な競争原理の導入を必要とするということでございますから、考え方として

て路線の変更があつたわけではございません。ただし、それをそのときどきの金融情勢に反映させながらいわば金融機関を指導していきましてそのやり方につまみまして、金融環境の急激な変化という事情はありましたもの、なお私どもも先手をとるといふか、十分であることを期するということについて若干遺憾な点があつたのではないかと。うことは、やはり御指摘をいただく余地があると考えております。

○鈴木和美君 さらに別な角度からお尋ねしますが、これから省も反省をしながら新しい時代に対応しなさいやなぬという点は、まさに私はそうだと思ふんです。不祥事が起きた状況の中で反省してみると、次の点を指摘させていただきます。中身は後ほど質問をしますから、考えただけちよつと述べてもらえいいんですよ。

つまり、一つは、不良債権の定義というものはもう確定したんですか、確立しておりますか。そうでないと、省側の不良債権の定義と業界の不良債権の定義が違つたようなことで、証券の問題に端的にあらわれたようなことになりまして、不良債権の定義は確立なさつておるんですか。二つ目は、譲渡船舶方式というのがございまして、今まではこういう方式に頼つてきたんだけれども、これはこれからどういうことになりますか。それから、今お答えがあつたから言わなくても結構ですが、私に言わせれば、俗に言われているはしの上げおろしまで大蔵省が銀行を指導してきたというふうな状況は本当にそれでいいのか、そういう反省点はどうか。この三つを言いたかつたんですが、三つ目はお答えがあつたから、反省の色が十分あると見ましたので、一番、二番について簡単に答えただけだと思ひます。

○政府委員(土田正顕君) 実は、不良債権につきましていろいろ昨今報道なり議論なりが盛んに行われていてございまして、現在のところ、ただ不良債権と言つた場合にどういう定義であるかということについては、一義的には定義はございません。私どもはこうこういふとらえ方を

すれば幾らだというふうな説明をしておるわけでございます。なお、この辺の不良債権の取り扱いにつきましては、今後いろいろと専門的な議論の余地があると考えております。

第二に、譲渡船舶方式というのは実は私どもの金融行政を指してよく耳にする言葉でございまして、私ども当局からは、従来から我々が譲渡船舶行政をやつていていふ言ひ方はしてこなかったつもりでございます。ただ、この意味が、ある程度弱体化、競争で劣後しそうな金融機関までもかばつて安全な経営を保障しようとするというふうな行政であるというふうな考えま。それはやはりこれからの全般的な金融自由化の進展に伴ひましてその考え方は変わらざるを得ない。もちろん、私どもは金融秩序、信用秩序というものを守るために全力を尽くさなければならぬと思つておりますが、その反面ではやはり自由化、競争、そういうものが進み、金融機関の経営環境は一層厳しくなる、そのような状況になるというふうに見ておるわけでございます。

○鈴木和美君 この部分はまた後ほどちよつと触れますからこのくらいにしておきます。大蔵大臣、ぜひこの点は大臣に御協力いただきたいという意味で申し上げるんですが、その前段に局長からちよつと答弁していただきますが、金融改革後の検査体制のあり方について、やっぱりしっかりしておかになんかぬなという気が私はするんです。市場取引であつた証券取引については今度八条委員会が監視委員会がでさるわけですが、金融機関の取引は金融先物取引を除いて監視の対象となつていないわけですよ。そうした点から一層私は金融検査についても、従来の貸し出しの健全性というものに重点を置いた検査、もちろんこれは必要ですよ。けれども、もっと多様化、複雑になつてくる金利リスクやシステムリスクなど、つまりリスクマネージメントがうまく動いていないか動いていないかというふうな質の高い検査がこれから求められてくると思ふんですが、そういう金融検査の内容や方針について再検討す

る必要があるかないか、これは局長から答弁して
ください。

○政府委員(土田正顕君) 各論的に申し上げま
す、まことに御指摘のとおりでございます。私
どもは、従来のような貸し出しを中心とするわ
ば信用リスクの観点に立った検査のみならず、さ
らに今後、具体的には各種のリスクを総合して把
握するといふような検査のアプローチ、さらに手
法といたしましては、電算化の推進など検査手法
を充実すること、それから金融機関内部の検査組
織との連携動作を保つこと、そのようなことを考
えておるわけでございます。もちろん、人員それ
から経費、その他限られた範囲内ではございま
すけれども、私どもとしては極力検査体制の充実
に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木和美君 大臣、今答弁があったんですが、
私はさらに最近の金融取引というのは、債権の流
動化商品やそれからスワップ、オプション取引、
こういうものが、テクニカルな取引というのがこ
れから頻繁に行われてくると思ふんです。盛ん
になると言ってもいいかもしれません。大蔵省の検
査も、こういった分野に検査技術とか知識などを
しっかり修得させなきゃならぬ、そう私は思ふん
です。

さて、そう考えたときに、現状の金融に対する
検査の体制、人員も含めて、人材育成などのそ
ういふ経過などを見ますと、もう少しきちつとした
体制をとっておかないと、いつも私が人の問題を
言うとき、総定員法まで出てくるんですけれども、こ
ういふ問題はこれからの非常に複雑、多様化した
金融取引の現状にかんがみて、検査体制というの
はしっかりしておくべきだと思ふんですが、この
点についての見解と、ぜひ胸に置いて次の査定の
問題についても、定員問題について御努力いた
だきたいと思ふんです。いかがですか。

○国務大臣(羽田孜君) 先ほどから御議論があり
ましたように、この金融、もろもろの自由化とい
うものが進んでいく。そういう中にありまして、
今までのチェック体制というものであつてはもう

そういったものに対応できないであらうというふ
うに考えております。

そういう金融の自由化ですとかあるいは国際化
の進展、こういうものに伴ひまして、金融市場を
通じてまさにさまざまな商品が開発されてくる。
そういったものに対して私どもとしてきちんとし
た検査、これを進めていくということが必要であ
らうというふうに考えておりました。研修、そ
ういったもののいわゆる検査技法、こういったもの
の向上に努めると同時に、今御指摘がございま
したような人員なんかも必要なものについてはき
ちんと確保していく、そういったことにこれから留
意していかなければならないであらうというこ
と、今御指摘のありましたことを私ども念頭に置
きながらこれから体制をつくってまいりたいとい
うふうに考えております。

○鈴木和美君 次は、この不祥事に絡んで暴力団
の問題をちょっと尋ねておきたいと思ふんです。
最近の暴力団の活動を見てみますと、ますます
巧妙なやり口で、つまり賭博だとか、それからい
わゆるノンバンクを通じてのゴルフ場の問題であ
るとか、いろんないわゆるグレーな資金とい
うのがたくさんあるわけですね。それをきい
にかえようというふうなことで金融機関が利用さ
れるという面が非常に最近多く、巧妙になつて
いると私は思ふんです。

各金融機関は自主的にその対応というものを、
全銀協の態度を見てもうかがえますが、根本的な
問題は、暴力団とは取引するなというのを言う
ても、この人は暴力団なのですかという見分けが
なかなかつかないんだよ、本当の話、それから、見
分けがついたとしても、私取引できませんという
ことが実際に法律上できますか。私はなかなかで
きないと思ふんです。金融機関は、

そういう現状にあるときに、もう少し行政の側
が法律的にそのことをバックアップしてやるとい
うような体制というものをとっておかないと、金
融機関だけにしつかりせいと云つても、ちよつと
これは問題がありはせぬかなと思ふんですが、そ

の点についての見解を聞かせてください。

○政府委員(土田正顕君) この点はまことに御指
摘のとおりでございます。このたびの暴力団対策
法の運用によりまして、はつきりという組織
であるというふうな認定されたものであればそれ
は識別はある程度客観的にできるわけございま
すが、その外側と申しますか、殊にこの数年来
問題になりましたところのいわゆる企業舎弟と申
しますか、そのようなものにつきましては、それ
を明確に認定するといふような手続はございま
せんように思われます。

それからさらに、これも御指摘のとおりでござ
いですが、何となく好ましくない相手であらうと
いうことであつたといひましたけれども、その者との
間に、融資のようなものはこれは厳に慎むべきで
あるかもしれませんが、送金取引とか預金取引と
かそのようなものまでとめるのかどうか、これは
大変難しい問題でございします。

ただ、いずれにいたしましても、この辺につき
ましては、昨年麻薬特例法が公布され、それから
暴力団対策法もこのたびの関係の活動が開始さ
れたところでございしますので、従来よりも制度的
には著しい前進を見ておるといふことは言えるか
と思ふのでございします。私どもいたしまして
今後とも暴力団対策法を所管する当局から助言を
求めながら、政府内部でよく相談をいたしまして、
いかなる対応が具体的に可能であるか検討を続け
てまいりたいと思つております。

○鈴木和美君 ぜひその点はしっかりと対策を
お願いいたします。

金融制度と不祥事の問題に関連する最後の質問
ですが、これは大臣にお尋ねいたします。
今短い時間で総論的に述べてきたんですが、今
回の改革案が提案されますと、こういう不祥事とい
うようなものは絶対になくなる、そういう自信を
お持ちですかどうですか、その点を聞かせてくだ
さい。

○国務大臣(羽田孜君) 今度の一連の不祥事の原
因といたしましては、金融資本市場における適正

な競争が欠如しておるといふこと、あるいは金融
機関の自己責任意識、これの内部管理がまた不十
分であつたといふこと、こういったことが考えら
れますけれども、今回の法律案ができることによ
りまして、業態間の相互参入、これを図るとい
うことをいたしております。また、金融相互間の適
正な競争、これを促進するといふこと、また自己
資本比率規制の根拠規定の新設ですとか、あるい
はディスクロージャー規定の整備などによりまし
て、金融機関の自主規制と自己責任、これを尊重
しながら経営の健全性の確保を図るといふことで
ございまして、この法律が通つたならば、私ども
はこの運用をきちんとすることによってその再発
の防止に資するものであらうといふことを考えて
おることを申し上げたいと存じます。

○鈴木和美君 今の部分はせっかくのお答えです
からそのまま受け取つておきますが、一般的には
こういう改革案を出せば再発防止にプラスになり
ますよといふ答弁は当然でしょうね。絶対大丈夫
ですとか言われたらどうですか。いやそう努めま
すとしか言えないですね。それ以上追及しま
せんけれども、国民の金融機関に対する信頼回復と
いふことは日本経済の一番私は大きな原点だと思
うんですね。証券も同じだと思ふんです。きよ
うあたり株価見下つて御案内のとおりでしょう。
これは時間があつたら私は内需拡大策、サミット
を迎えてどうするかということも聞きたいんで
すが、法案の審査ですからその点はおきますけれ
ども、信頼性回復というものは非常に重要な問題
ですから、ぜひその点には留意をしてこれから
やっていただきたいと思ふんです。

それでは、金融制度改革法案の中身について入
らせていただきます。
まず一番最初は、この改革案の性格について
ちよつとお尋ねしておきますが、昨年六月の金制
調の答申を見ますと、まず基本的な認識として
次のようなことが書かれてあります。「我が国の
経済情勢や国際情勢が現行金融制度の整備時とは
大きく変化し、内外において金融の自由化、国際

化、証券化等が大きく進展している今日においては、従来の縦割りの金融制度を見直して、銀行が証券業務を含む各種金融業務を営めるようになることが国民の多様なニーズに応えることとなる」と述べていると思うんです。つまり制度改革を示唆しているんだと思うんです。

そこで尋ねたいんですが、「国民の多様なニーズ」というのは一体どういうものを言っているのか。言葉をかえて言えば、新しいものに対応できる、つまりニーズというんであれば、裏を返せば国民が不便を感じているということと裏腹でしょう、これは。そこで不便を感じている点について私は質問したいんです。

国民が不便に感じているという場合に、二つに分けにやいけませんね。なぜかというと、国民というのには、家計の部分を担当する個人というのがあります。それから企業である法人というのがある。個人の多様なニーズ、不便を感じているものと企業がこうしてほしいというものの、不便を感じているもの、こういう双方があると思うんです。いわゆる国民のニーズとか不便を感じているという点をどういうふうにとめていらいしやいますか、お伺いします。

○国務大臣(羽田孜) まず、「国民の多様なニーズ」ということについてでありますけれども、例えば個人におきましては、金融資産の蓄積に伴いましてより有利で利便性の高い商品求めて資産運用を多様化しようとするニーズがあらうと思っております。また企業におきましては、より機動的で効率的な資金の運用、調達を図るというニーズですとかあるいは効率的な財務管理、これを行うというニーズが挙げられようと思えます。また、今回の制度改革によりまして、利用者といえますが国民の皆さんにつきましては、金融商品が多様化する、あるいは金融資本市場の効率化によりまして各種手数料の引き下げなどのサービス、これが向上されるであらうということ、またそれぞれの人のニーズに合った金融機関、こういったものの選択が可能となるであらうということ、

また地方の住民ですとか中小企業あるいは農林漁業者に対して広く金融サービスが行き渡るということがあらうと思っております。

また、新たに有価証券となるものにつきまして、ディスクロージャー制度、こういったものが適用されることによって証券取引法上の投資者保護、これが図られようというふうな考えであります。いずれにしましても、金融資本市場の効率化を通じて、国民経済全体の効率化といった形でいわゆる制度改革のメリットというものを享受することができるといふやなからうかというふうな考えです。

○鈴木和美君 今大臣の答弁は、だれのための金融改革かというのを私は別な角度から質問しますが、今のお答えでは納得できません。

そこで、今度は別な角度から御質問しますが、金制調では、いわゆる三つの観点というところで、利用者の立場というのと国際性、金融秩序の維持、そういうものを留意するとともに、同時に地域金融については地域の活性化も検討の視点として制度の見直しを行うべきである、こう言っているわけですね。今回の法案は十分それにこたえるものとなっておりますか。これは総論で結構ですから、大蔵大臣に見解を伺いたいんです。

○国務大臣(羽田孜) 今回の制度改革法案でございますけれども、私どもはやはり地域住民ですとかあるいは地域社会のニーズ、こういったものに対応していくべきであらうということでございます。信用組合などが公共債の窓販、これを行うことが可能となるよう所要の規定を整備するほか、また協同組織、農協ですとかそういった協同組織金融機関によりまして外国為替の業務ですとかあるいは社債等の受託業務の新たな業務、これに関する規定を設けるということでございます。こういったニーズというのは最近では非常に強く出てきているであらうと思っております。また、地域金融機関が駅前の開発などの都市開発に、地域のスキームなんかで参加できるように土地信託等の信託業務、これに関する規定を設けることな

ども内容としたしております。

このような地域金融機関の業務の範囲の拡大というものは、地域住民ですとかあるいは中小企業、農林漁業者等に対して金融サービスの均てんをすること、あるいは地域間の格差、これを是正すること、地域金融面からの貢献を通じて地域の活性化に貢献するものであらうというふうに私も考えております。

○鈴木和美君 それも、地域金融と地域格差という問題でまた具体的にお答えをいただきます。

今お話を聞いていますと、言わんとすることはそれなりにわかるのですが、具体的にどういふものを指して今大臣が言われたようなことになるのかという点が明らかにならないと、ただ言葉のやりとりで過ぎちゃうと思うんです。私は、今度の改革案というものは、金融機関のための改革ということが非常に中心にあるのじゃないかと思われながら、銀行・銀行間の銀証競争とか、そういうものが、銀行・銀行間の銀証競争とか、そういうものが多々あったものですか、なるべく業界のつまり利害調整というふうなものをやってあげようというんじやないかというふうな点が非常に強調されている面があると思うんです。

例えば、本当に効率化しようと思うのであれば、何で子会社をつくらせてブローカー業務はやらせないんですか。理屈からいうと非常に私はおかしく感じているんです。だから、先ほど言った六十五条の問題もここに絡んでくるんですが、そういう面から見ると、本当に国民のため、つまり一般大衆、個人、そういうものに対する制度改革じやなく、業界の、それも大きいところを力を持って、だんだんだんだん弱肉強食でいこうみたいな感じが非常に私にはしているのでございます。

その点で、今のお話のやつを、利用者は何が得するのですかというのを考えてみると、私は今のところ何もなんじやないかと思っているんです。つまり、新しく設立される金融・証券の子会社は、企業取引を中心とするものでありますから、その子会社の競争が間接的に企業以外の消費者に

効果をもたらすというものに私はすぎないと思うんです。

加えて、この改革案のもとでは、大口取引、メイン取引の優遇だけが生じるのじゃないかというふうにも思われます。二つ目に、いみじくも今大蔵大臣述べられました、金利、手数料の私は階層化が進むと思うんです。預金の金利の問題と貸し出しの金利の問題、こういう問題を考えてみると、それぞれの業種において金利の階層化が進む、三つ目は、法人の取引が優遇されるようになるんじゃないですか。それはそれぞれの経営が効率化、同時に自分の経営を考えればやっぱり大口の方がいいというふうなことの傾向があらわれるんじゃないだろうか。四つ目に、リテールの問題を考えると、地域金融サービスの低下が生じるんじゃないか。そして五つ目には、法人取引の採算性割れをカバーするための個人金融の高負担化が私は非常に懸念されるんです。そう考えてまいりますと、個人、国民のためのニーズにこたえるとおっしゃいますが、どうもそうはなっていないんじゃないですか。

そこで局長にお尋ねしますが、大臣が今おっしゃった国民のためのニーズにこたえる。私に言わせるならば、国民が不便を感じている点は何ですか、それをどう解消するんですか、つまり利用者の目に見える利益が具体的な形でどこまで実現するのかわからないことをおっしゃっていただかないと、この改革はだれのための改革かということになると思うんです。それから、制度改革による不安材料をどうやって取り除いていくんですか。こういう私は問題があると思うんですが、これにお答えいただけませんか。

○政府委員(土田正顕君) 具体的ないわば制度改革によるところの利用者にとつてのメリット、これをどういふふうに説明するかということとはなかなか大きな問題でございますが、難しい面もございまして、これにつきましては、御案内のとおりとは存じますが、昨年の六月の金融制度調査会の答申では、全体にいろいろと記述されまし

たような金融制度見直しの論点を利用者の立場からまとめまして、付論といたしまして「制度見直しのもたらす利用者利便」ということで、やや具体的な例をも含めて説明をしておるわけでございます。

それは、詳細は省略いたしますが、例えば中長期預金のような、現在発展中でございますが、なお今後いろいろな意味での長期資金の調達手段、金融機関の側から見れば調達手段であり、消費者の立場からすれば資金の運用手段の多様化が図られるというようなこととか、それから例えばそれを裏づけといたしまして住宅ローンに対する取り組み姿勢がより積極化するであろうとかというように一例もございまして、ただ目に見える利益そのものだけではないというようにこの答申ではいろいろ言われておるわけでございまして、やはり金融の効率化、再三出てまいりますが、金融の効率化を通じて国民経済全体の効率化というように目に見えない形で間接的にもたらされる場合もあるという指摘は、私もそのとおりであらうと考えております。そのときに、これを具体的に提供いたしますものは金融機関でございまして、やはり金融機関を現実動かし、金融秩序におきまして、一つの何と申しますか、金融秩序への配慮というものは、これはやはり制度改革のときに見逃し得ない観点でございまして、そのような観点から、これは若干機能的には不完全ではないかという御指摘もあるかもしれませんが、業態別子会社方式というものを基本としたわけでございまして、

ただし、これも業態別子会社というもののだけにいたしまして、大都会とかそのようなものではまず業態別子会社もできましようけれども、なかなか地方にまで行き渡るようなサービスというものはなかなか期待しがたいところから、協同組織金融機関も含めまして、いろいろな金融機関、証券会社、その本体でいろいろな業務を扱うことができるというようにも組み合わせさせていただいてございまして、したがって、地域金融サービス

スにつきましても配慮をしておるというふうには考えております。

なお、法人取引が優遇される、ないしは個人金融が負担が高まる、大口、メーン取引のみが優遇されるのではないかと御懸念、これは私も十分考えていかなければならないところでございまして、まさにそのようなところで競争条件から見ても、そこに入り込んで新しい営業ができる、それは十分採算に合うということであれば、そういう金融サービスを提供する者が必ずあらわれるはずでございまして、それがいわば適正な競争と申しますか、競争原理と申しますが、その一つのメリットであろうというふうに、私どもは基本的にはそのように考えておるわけでございまして、

○鈴木和美君 続いてしゃべられると、なるほどなと思ふ点もあるんですけども、私みたいな頭が悪いのはよくわからないんですけども、つまり、国民が見て、大衆が目に見えるようなメリットとどうか、それは何ですかというのをやっぱり聞かなくて、ここで法案が通つていくんですから、金融調でこう言いました、ああ言いました、ああなりましたと言ったって、それは制度化されるわけじゃないんだから、国会の審議というのはそこに問題があると思ふんです。

そこで、もっと具体的に尋ねますが、今のお話、大衆が目に見えるような形でいいのであれば、例えば定期預金はどうか、中国ファンドはどうなりますか、貸付信託はどうなるんですか。それ以外に新しい商品を出してこたえてもいいんだということを言わんとしているんですか。そういうことができるんですか、それを答えてください。

○政府委員(土田正顕君) 具体的なイメージについてのお尋ねでございまして、

私どもは、例えば定期預金につきましては、先ほど申し上げましたが、いわゆる中長期預金というようにもつけまして今後一段の進展があるものというふうに期待をしております。もちろん

これは預金者のニーズによることでございまして、現に三年の定期預金というものを銀行で本格的に扱いはじめたのはつい最近のことでございますし、そのほかいろいろな金融機関なり信託商品なりを含めまして商品の多様化が現実に進んでおります。そのような方面のいわば便利さというものが一段と進むことを期待しておるわけでございまして、

○政府委員(松野允彦君) 中国ファンドについてのお尋ねがございました。中国ファンドにつきましては、従来からいわば自由金利の商品ということで、金融機関との関係がございましてなかなか改善が進んでいないわけでございまして、御存じだと思いますが、最近新しく日本版のMMFという商品がございまして、むしろ証券界はそれの方をこれから主体にしていきたいというふうな考えでおります。これは仕組みそのものは中国ファンドとほとんど同じでございまして、資金の運用の幅がはるかに広いわけでございまして、中国ファンドというのは名前のとおり中期国債を主として運用するというファンドでございまして、MMFといひますのは中期国債のみならずいろいろな短期のCPなりCDなりを入れて運用するということな商品でございまして、利便性もはるかに高いわけでございまして、

こういうような商品、これは一方で金利の自由化、定期預金の金利の自由化はかなり進んでおります。続いていわゆる流動性の預金、普通預金を初めとする預金の金利の自由化も見られるわけでございまして、そういう金利の自由化に即してこういう商品についても徐々に商品性の改善をしていく。行く行くはこういうものが普通の銀行の預金と同じような場で競争するというようなことが望ましいというふうに思っているわけでございまして、

中国ファンドそのものも依然として大きな商品ではございまして、今申し上げたようなことで、将来を考えると、日本版の新しいMMF

という、これはもう現在既に残高が二兆円を超えるような規模になっております。そういったものが拡大し、あるいはさらに新しい商品が出る。これも競争というものが行われますと、やはり新しい商品が出てくる誘因が強くなるわけでございまして、そういったことが今度の制度改正による競争促進でいろいろな新商品が出てくるということをお私どもは期待しているわけでございまして、

○鈴木和美君 今両局長が述べられたことは、あれでしよう、昭和六十年の譲渡性預金の導入、そのときに大蔵省は、議事録でもはっきりしているように、大口定期の創設とかMMCの最低預け入れ制限の撤廃などが急速に進むから、平成五年には定期預金の完全自由化ということまで努力したいよというのを答えておるんですよ。これはこれで何も今改めて答えてもらわなくていいからなんです。

私が聞いていたことは、今定期預金とかそれから中国ファンドとか貸付信託を言ったことは、例えば銀行関係で三年を超える定期預金というようにものの改正が行われるんですか。同時に、変動型定期預金というようにものはどうなりますか。証券で言うのであれば、中国ファンドとは言いますが、クレジットカードで支払いができるような今日でしよう。一カ月は解約できないということにはなっているんですけども、もう実際は崩れちゃっているような状態でしょう。こういう問題について、この改革案はどうするんですかということをお尋ねするにやないですか。

それを、まあそれは業界の経営との関係で、新しい商品だから大蔵省がそこまで口出すことないんだよということを言っているのか、省はこういうような適正な競争を行った方がいいよということをお尋ねのか。相変わらずの免許制なんだから、必ずあなた方はしの上げおろしは最近余りやりませんよと言ったんだけれども、そのところの部分の実際の仕事上の問題について、自主的な経営に任せるのか、自分たちはこういう方針が

日本經濟の目に見えない格好でも貢獻するんだと言つてゐるんだから、その點の指導のあり方についても含めて答弁してください。

○政府委員(土田正顯君) 今御指摘になりましたのは、具体的に例へば預入期間が四年というやうな定期預金はできるのか、それから金利が半年なり一年後なりごとに変つていくが全体としての預入期間は三年とか四年というやうなそういう定期預金というものは登場するのであるかというやうなお尋ねであらうかと思ひます。

私も制度論として申し上げたいと存じますのは、従来はそのやうな預金商品を生み出そうとしたとしても各種のいわば垣根、例へば長短分離というやうなもの、そのものを見直す議論をしないうちにはなかなかそういう長期預金というものを新しく生み出すということは容易ではないという事実を申し上げたいわけでございます。それは現に、昔定期預金といへば一年まででございましたが、その後だんだんと長くなりまして、今は三年という定期預金がやつとできておりますけれども、そういう定期預金を長期化するときに大変な議論と手間を費やしたという過去の歴史によつても、なかなかこの分離制度を維持したまま新商品をつくるということは難しいというところは申すことができると思つてございまして、その點は、制度見直しによりまして、利用者の希望に応じて多種多様な預金が生み出しやすくなるということとは基本的には申せると思つてございまして。

そのときに私も全く何も口出しをしないかというお尋ねでございますが、それはやはりそのときそのときの状況によるわけでございまして、一つには、そのやうな預金なり商品とそれから運用とがうまくマッチするのか、新しいリスクをしようとはしないのかどうか、そのやうな点も個別の金融機関ごとに慎重な検討が必要である、そういうところまでよく考えていますかということについて注意を喚起する、そういうことはあろうと思ひますし、現実には多數の金融機関がそれぞれ

主力商品を別々に掲げて競争しておるわけでございますから、それに対する多少の激変緩和的な配慮というやうなものをいろいろな行政を通じて示すということは今後もあり得るかと思ひます。

ただし、繰り返すになりますが、従来はおよそ議論をするのに制度の垣根の問題から見まして甚だしき障害があつたというところに、そのやうな障害がなくなつていく、ここに一つの制度見直しの大きなメリットがあるというふうに私も考へてゐるわけでございまして。

○鈴木和美君 後からお話が出てくるんだろうと思ひましたが、今出たから申し上げますが、大蔵省は指導という監視検査というか、混乱が起きないようにやつぱりそれぞれのときに口を出さなきゃいかぬということを今おっしゃつたわけですね。

ただ、私が一番心配するのは、もっと自主的に任せたい方いいんじゃないか——大蔵省口を出したらいけないんじゃないかというのを考へるときの一審問題点としては、大蔵省の権限が強くなりやすい、また大蔵省の権限が強くなるんじゃないのかという心配があるんですよ。なぜかという、子会社方式ができまして、子会社方式ができまして、それで認可をするときに、経営がどうも危ういというのにはだめよと、これは健全だと、言葉は健全という言葉を使つていられるけれども資本が大きいと安定的だ、というのはいささか経営なんですね。だから、そういう認可をする場合でも、結局は何かホールセール型みたいな大口ばかりの方にその目が向いてちやつて、小口の方には、つまりテール業務の方にはさつぱり目が向かないというやうなことが起きやせぬか、その點が非常に心配なんです。

そういう心配を持つてゐる反面、もう一つ私の心配は、そうはいつても競争だからそれはもう強い者が勝つのかもしらぬのですわ。その強い者が勝つというところにこり押しがありはせぬか、すると適正、公平、そういうものが欠けちゃうわけですね。だから、その点にはやつぱり大蔵省も国

民經濟の全体を見て多少は口を出さなきゃならぬのじゃないかなという、そういう疑問も両方私は持つてゐるんですよ。だから、どういう態度でこれからお進めになりますかということもきちつとしておいていただきたいと思つてゐますが、いかがですか。

○政府委員(土田正顯君) 大変その點は重要な御指摘であるというふうに考へております。第一の権限が強くなるのではないかと御指摘もございまして、基本的には自由化を進めるものでございまして、その過程において交通整理的な役割がふえるということは経過的にはあるかもしれないが、究極的にはやはり金融機関の自由な経営にゆだねられる範囲というものがますます広がつていくであらうというふうに私も考へております。

現に、片一方でこのやうな新しい事態に備へまして新しいいわば交通整理的な行政がふえていくというところはございまして、他方、これまで長年の間に、例へば預金のような商品とか、それから業務とか、さらには店舗その他のやうな組織運営とかについてのいわば行政規制というものが大幅に軽減され、緩和されてきてゐるということとはやはり申し上げることができると思つてございまして。

それから、その次に小口零細、一般消費者、そのやうなものに向かなくなる心配はないかという点も、確かにこれは私どもの行政面の基本的な留意事項とすべきところでございまして、いわば金融機関の公共性という幅広い概念で普通物を申しておりますが、その點は、銀行を初めとする金融機関は極めて高い公共性を持つておる、したがつてそれが免許事業としていろいろな規制が加えられてゐる根拠であるというふうに私も基本的には理解しておるわけでございまして。公共性というのにつきまして、具体的の中身はその時代その時代でアクセントが変わるということはあるまいやうけれども、やはり一般消費者、零細預金者というものをそのかにははならないというやうな

金融機関の姿勢を常時求めていきたい、そのやうな指導は従来とも心がけておるところでございまして、今後とも決して忘れないようにしていきたいと思つております。

○鈴木和美君 その点から、小口の、個人、利用者と云う方がいいのかわかりませんが、このサブスブスが低下しないように心がけるといふことは大変大切なことだと思つてゐます。今まで話を聞いてみると、どうもリテール業務というものが小さく扱われるやうな気がしてならないんですよ。というの、これは根本的な議論として、子会社にブローカーを認めない、それから信託銀行子会社に對する信託を認めないというやうなことに全部象徴されてゐると思つてゐます。

なぜかという、これは聞きたいんですが、今からの展望として、例へば設立される金融子会社の数というのはいかに見られてゐるのか。恐らく私は店舗数も、当面少ないんじゃないかなと思つてゐますよ。東京、大阪とか、大都會はさつきみたいにいよいよですけれども、余り県の名前を挙げるわけにいきませんけれども、地方にどのぐらゐのサービスのやうな子会社みたいのができるのかというやうな分析、展望はどのようにお持ちですか、お聞かせください。

○政府委員(土田正顯君) ただいまの御指摘のうちに、例へば銀行の証券子会社にブローカー業務を認めないとか、それから信託銀行子会社に貸付信託を認めないとか、そのやうなお話がございまして、私もそのやうな位置づけを考へてはおりますが、それはいわば制度導入の当初の段階、あるものは当分の間かもしれませんが、あるものは比較的短いかもしれませんが、当初の段階での交通整理としてそのやうな配慮が必要であらうということを考へておりますけれども、最終的な姿としては、私どもは建前論としては考へておらないのでございまして。

それから第二の、子会社は一体たくさんできるのか、そんなにできないんじゃないかというお話

でございしますが、これはやはり基本的には今後の経済情勢でありまして、それから個別の銀行や証券会社などの営業状況によることでございします。確かに一時期たくさんいわばラッシュするようなことで過度に参入をする、それで市場に混乱をもたらすということは好ましくありませんが、片一方で、せっかく制度をつくりまして、余り子会社をつくらうというものが出てこないというのもこれはまあ寂しいわけではございますが、そのところはやはり今後の諸情勢による。

ただその際に、これは一言申し添えますと、今度は子会社をつくらなくてもできる、本体でできる業務というものをいろいろと組み合わせる業務の拡充を図っておられるのは、これも再三御指摘がございましたが、地域の振興、地域の活性化に配慮しておる、大都会だけではなく地域にも新しい金融サービスを広げていく、そのようなことをねらっているものであるということを申し添えたいと存じます。

○鈴木和美君 それぞれ組み合わせながらやりましょうということになりました。

ただ一つ、先に答弁があつたから私大変戸惑つちやつておるんですが、その子会社方式というのはずっと続いているという気はないんです。つまり、将来はそういう制度というものはなくしていいんだというふうに今ちょっと聞いたんですが、そういう方針なんですか。——まあいずれ議論しますわ。何だかユニバーサルだか何だかわかんないけれども、そっちの方はそっちの方で議論しますが、どうも局長の答弁を聞くとのつけからこの改革は将来はそういうふうに行くんだよというふうに私ばつと今受け取つたんですが、いかがですか。

○政府委員(土田正顕君) 御説明が至りませんで失礼いたしました。私が申し上げましたのは、子会社の業務範囲をいたしまして、例えば証券子会社にブローカー業務を認めないというのは、制度導入時の当分の間の措置である。しかし、恒久的な姿としてはいつまでもブローカー業務を認めないという制度にはなっていない、貸付信託についても同様である、そういうふうに申し上げたつもりでございします。どうも失礼いたしました。

○鈴木和美君 中小金融機関に与える影響というのは、非常に私はやっぱり問題だと思つておる。それで、もう一回、くどいようですがお尋ねしますが、現状の自由金利預金の状況を見ますと、平成三年度時点で都銀は約七〇%、それから地銀や第二地銀では六〇%、信用金庫においても五〇%を超えているんですよ。この状態は、ある意味では中小金融機関の経営に私は相当の影響を与えていると思われ数字だと思つておる。同時に、金利の自由化は預金者にとっては多少有利に働く面というものはあるかもしれない、個人にとつても、だけれども、金融機関にとってはこれは大変なことすわな、さっきの預金と貸出しの面の調整というのがありますから。

そう考へてくると、そういう貸出しと預金の穴を埋めるための、つまり顧客の開拓というんですか、これをやっていかなければとても身がもたないわけでしょう。身がもたない時代になるから、しっかりと地域に根差したようにおまえら頑張れと、頑張れと言つても、もう倒産して合併をしなきゃならぬような状態のときに、私は今まで倒産が行われるかもしれないといつて大蔵省が中に入つて、行政が中に入つて合併を促進させていくというふうな状況とは随分違うと思つておる。なかなかどうも口出せない。つまり、いや応なしに顧客の開拓ができないうことにおいて合併に追い込まれていくということが私は当然起きてくるんじゃないのかと思つておる。

そういう状態で、本当地域経済に根差した地域金融機関の使命とか性格というものは全うできるんだらうか。もうそんなことはなくともいいんだよというのか、やっぱり地域経済に根差した地域金融というのは育てにやならぬ、そういう立場に立つのか、仮にそういう立場に立つというなら、具体策として何を意図なさっているのか、その点

を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(土田正顕君) 預金金利の自由化をめぐる非常に重要な御指摘でございしますが、確かにこれは、預金金利の自由化によりまして預金者には有利に働くという面はあろうかと思ひます。ただ、その部分だけはいわば金融機関内部でないしは効率的な資産運用によつてその負担をどこかで吸収しなければならぬ、それが中小金融機関の場合にはなかなか吸収しにくいであらう、したがつて中小金融機関をめぐる経営環境は一層厳しくなるという点は基本的には私もそのように受けとめまして、個別の金融機関に対して対応の姿勢を促しておるわけではあります。

ただ、それならば中小金融機関は成り立たないかということではございしますが、私も決してそのように考へておりません。現に、アメリカの例が時々話題になりますけれども、アメリカの例は多少例外をいたしまして、ヨーロッパなどはかの国では預金金利自由化に際しましてはほとんど大きな混乱があつたとは聞かないのでございします。手順を踏んで自由化を実施し、そしてコスト削減や資金運用面での経営努力を促すならば、全体としては自由化の影響は吸収できるはずであるというふうに考へております。

殊に、その際に、固有の地盤、固有の歴史を持ち、固定的な取引先層を持つておるというすぐれた地域金融機関、これにつきましては、それがたとえ中小の非常に小さいものでありましても、自分たちの固有の戦略によりまして、自分たちの適所と申しますが、普通ニッチという言葉で言つておりますが、それを見出して生き残ることができるとは考へておる。つまり私どもは考へておりますし、私も地城金融機関が全体として衰弱するとかなくなるというふうなことがあつていいとは決して考へておりません。その点につきまして、今回いろいろな意味での中小金融機関に対しての業務範囲の拡大を認めましたのも、ある意味では彼らの競争手段をふやすという効果をねらつてい

るわけではあります。

ただ、反面、御指摘のように経営に与える影響というものを十分注意しなければいけない、そういう時代になつてまいりますと思ひますので、私も今後いよいよ健全経営の維持のためのいろいろな日常活動、モニタリングその他の活動については、さらに十分配慮してまいりたいと思へております。

○鈴木和美君 局長の将来展望、将来分析、それほど中小金融機関、地域金融機関心配しなくてもいいですよというお話ですから、次の質問が非常にしにくいんですが、私はそう思つておる。みんなやたらにやいかぬ、それはそう思う、あつてはならないという意味で、それはやたらにやならぬとは思つた。諸外国の例を見ても今おっしゃつたけれども、金利の自由化はそうかも知れぬ。しかし、業務の自由化によつて混乱が起きている外国だってあるんですよ。だから、金利の自由化の面だけを強調されても、私は実態をなさないと思つておる。アメリカとかカナダとかドイツとか、それはそれでまた午後にも質問させていただきます。

私は、あつてはならないかも知れぬけれども、そういうふうな金利の自由化、業務の自由化はどうしてもそういうものが勝つていくというふうな傾向に走りがちであるし、走るのであらうと展望しているんですよ。私はです。そうあつちやならぬということも願ひながら、けれどもそういう傾向に走るだらう。だとすると、一番最初に申し上げましたように、経営の悪化した中小金融機関や証券会社が大銀行や大証券会社に買収されたり合併されたりするというふうな状況を見ると、それから進むのは金融の寡占化というものがどうも進んでいくんじゃないのか。それが歯どめがきかなくなくなつてくると、銀行による産業支配というふうなところまで進んじやうんじやないか。大変これは大きな私は問題だと思つておる。

だから、この金融制度の改革の問題というのは、そう軽々簡単にばつと上げるわけにいかないよと言つたのもそこなんです。そういうところの

議論を国会で本気になって、政治の道を我々がそれこそ全うしようとするのであれば、学者だとか何々審議会じやなくて、国会が、法案を決める議員の立場からすると、もう少し深刻、そして展望をしっかりとやる必要があると思うんですよ。余り業界の問題について、私は業界の人の経営のあり方とかなんとかのことに一々口を挟まなかつた、それはもう専門家なんですから。けれども今業界とか学者が知ろうとしているのは、一体国がどういう展望に基づいていくのかという、そういう金融の哲学について今知りたいと思つていいるんじゃないですか。だから、そういう意味で、非常に時間が短くて残念ですけども、金融の寡占化及び産業支配に対してどういう展望をお持ちか、どういふ対策をとろうとするのか、まとめてその点を聞かしてくれませんか。

○政府委員(土田正顕君) 非常に大きなお尋ねでございますが、私も確かに御指摘のような経営環境の悪化、それによって金融機関の買収なり合併なりが進むという面は、可能性として否定はいたしません。しかしながら、そのような合併などは、これまでのところ明らかになっておりませんように、基本的には個別の経営者の経営上の決断によるものでありまして、私も一定の地図を描くというようなものではないと思います。

それから、産業支配に関連する御議論でございますが、これにつきましては、このたび主として証券取引法の方の世界でもいろいろ御議論があったところでございますけれども、歯どめと申しますか弊害防止措置と申しますか、そのようなものを手段として組み込んでおるところではございません。

ただ、あえて申し添えますと、金融の自由化が進み、殊に証券化が進んだとしますと、既成の金融システムが地盤沈下に陥るおそれというのが若干米國などでも指摘されております。それで、欧米などではむしろ逆の心配と申しますか、これはオーバーキャパシティーという言葉を普通言われておるのでございますけれども、銀行の

オーバーキャパシティーを懸念する議論というものも出ておるわけでございます。すなわち、環境変化の結果、銀行が健全で収益性に富むようなそういう資金の運用先を失いつつある。にかかわらず、やはり前のままの組織や経営構造を維持しておつて、加えて自由化で体力を消耗する。もしそのような事態を放置いたしますと、結局それぞれの銀行の業務内容それから組織、人員、それを根本的に見直さなければいけなくなる。

そういうようなことで海外、具体的にはアメリカなどでも随分思い切った合併と人員削減が続いておるわけでございますが、やはりそのような個別の銀行の努力というものも現実に必要になつていける国がある。片一方、やはり制度改革などによつて銀行の業務内容が現代に適合するように改めるといふ、そういう工夫を政策当局はしなければならぬ、そのようにも考えるわけでございます。

私もやはり、もちろん産業支配というものを招いてはならないと考えておりますが、逆に既成の金融システムが過度に地盤沈下し、くたびれるというようなことがあつてはならない。その辺につきましまして、なお種々御指摘もちょうだいしながら今後の行政のかじ取りをしなればならないと考えております。

○鈴木和美君 これは大蔵大臣にお尋ねしておきたいんですが、つまり羽田大臣の時代に金融の改革が行われたという実績が残るわけですね。いずれあなた総理大臣になるかもしれないから、その時代を顧みてああ失敗だったというようないことがあつたやいなぬと思ふんです。

今局長は、金融の寡占化というものが進むんじゃないかという私の質問に対して、つまり中小金融機関に対してもやるだけのことはやらないかぬのだから、今私が答弁する時期ではございませんと。それはそれでしよう。やるだけのことをやると言つておるのに、そんなことないじゃないかなんと言つたて答弁のしようがないんです。それから、第一歩は私はそれでいいと思ふんです。けれど、今いみじくもおつしやつたアメリカの例

じやないですけども、金融というものが、金融の証券化に伴つてシステムが混乱する時代が来るのはもう明らかなんです。これは時間の問題だと言つてもいいくらいなんです。そのときにこの改革案と、今そういう金融の寡占化とかそれから産業支配とかいふようなことが起きたらこれは大変なことになると思ふんです。

したがつて、この法案を可決する前に、やつぱりこの時代における先見性ある羽田大臣のこの問題に対処する見解を聞かしていただませんか。○國務大臣(羽田孜君) 基本的には銀行局長が答えたとおりでありますけれども、今鈴木委員の方から御指摘がございましたように、やはり大きな機関といふことが銀行、こういうものの寡占化といふものが進むということについて私もは心配をいたします。そういうことが進むことに對して憂慮をしておること、これはもう事実であります。

しかし、考え方によりまして、例えば金融の自由化ですとかあるいはポーターレスの時代にそういうものが進んでいくということ、あるいは先ほどからずつとお話ございました新しい商品が次から次と出てくる時代であるということ、こういったものはもう避けて通れないものでありますし、また地方といふこともどういったものに自分たちも参加することを望むようになってきておりますし、また地方もそれぞれ例えば産業なんかにしても強いものが出てきておること、またそういう中で個人なんかも資産の運用といふことが、そういうことなんかを強く望む時代になってきておるといふことが言えると思ひます。

そういうときには、今度は地方の金融機関ですとかあるいは地方の証券なんかを扱つていふところなんかにはいたしまして、そういうことにも対応できなければならぬといふことでございまして、私もやはり何と申しましてもこの金融制度の改革といふものは今進めなければいけないであらうというふうに思つておるところであります。

そして、そういうときには、それでは地方のものですとかあるいは小さな機関というものが全部押しつぶされてしまふ、あるいは吸収されてしまふかといふ点と、そういうところなんかの場合でも、新しいそういったもの、商品も扱えるようになること、あるいは垣根が低くなつて自由に活動ができることによりまして力を持つてくるであらうというふうに思つております。また地縁性といふのは、大手の銀行ではなかなかこれはむしろ地縁性といふのは持つことはできないであらうといふ、その強みを逆に持つております。また、例えば労働金庫ですとかあるいは農協の機関ですとか、こういうところはまた特性として一つの特別な会員を持つておるといふ強みといふのは、ほかのものに比べてさらに私は強いであらうといふふうに思つております。そういう中で創意工夫等を図りながらこういう時代にこれらの皆さん方も頑張つていただく必要があるというふうに思つております。

ただ、私もいたしましては、そうかといつて野放しに自由化といふものを一遍に進めてしまふということになりますと、これは本當に地方のあるいは中小のものは押しつぶされてしまふという危険があらうといふふうに考えまして、その意味で子会社方式をとるとかあるいはいわゆるファイアウォールといふものが、そういうものをきちんとしておくことが大事であらうというふうに考えております。

それにいたしまして、やはりこういった問題について今後の推移等を間違ひのないように定着さしていく、この必要があるというところでございまして、これからのこういった国会における御審議なんというものは私は非常に重要なものであるというふうに考えておりました。今御指摘のあったこと等を私も念頭に置きながら間違ひのない運営あるいはこの法案の定着というものを図つていく必要があるというふうに考えております。

○鈴木和美君 それでは次は、アメリカの金融改

革と証券法六十五条の精神について伺いたいと思
います。

もう御案内のとおり、我が国と同様に銀行と証
券が分離されている制度がとられているのはアメ
リカだと思ふですね。そこで、アメリカが持ち
株会社を通じての相互参入を行おうとした金融改
革法案が結局成立しなかったわけですね。これはな
ぜだと分析なさっておるんですか、教えてくださ
い。

○政府委員(土田正顕君) 私どもの見ております
ところを端的に申しますと、一つには、預金保険
制度の再建などが緊急を要する課題でございまし
て、それを優先させたこと。もう一つは、銀行の証
券参入などの場合に厳格なファイアウォールを課
そうとする動きが見られまして、もちろん業界も
そうでございましょうが、これを財務省などの当
局が忌避したことなどによるものであらうと考
えております。ただし、アメリカの政府は、本年の大
統領選挙教書などにおきましても引き続き業務規
制の緩和、撤廃を含む包括的な金融制度改革の実
現の必要性を訴えておると承知しております。

○鈴木和美君 私の不十分な知識でござい
ますが、一九二九年、あの恐慌のときに証券業務を
行っていた銀行の多くが倒産しちゃった、そうい
う教訓から分離政策というものがとられてきたと
思ふんですね。我が国も、証券法制定に当たって
こういう状況や考えを参考にして現在に至ってい
る、こういうふうには私は理解しているんですが、
これは間違いでございませうか。

○政府委員(松野允彦君) 御指摘のように、我が
国の証券取引法六十五条は、基本的にはアメリカ
のいわゆるグラス・スティーガル法にならって導
入された規定でございまして。ただ、アメリカの場
合と違ひますのは、アメリカの場合はむしろ日本
で言います銀行法の中に規定がされておるわけ
でございまして。日本の場合は証券取引法に規定さ
れております。

ただ、いずれにいたしましても、金融機関がみ
ずから本場で証券業務を行うということにつきま

しては、グラス・スティーガル法などのときに議
論されましたように、利益相反の問題が起ること
か、あるいは市場支配、さらには銀行の健全性に
問題が起るという得るというふうなことで証券法六
十五条というものは規定をされているわけござい
まして、この考え方は基本的には現在でも重要な
意義を持っているというふうなことでございませう。

○鈴木和美君 証券法六十五条、つまり分離とか
分業とか、分離の方がいいというのには、前提とし
て証券というものは非常にリスクがあると。証券
というものは投機的なものであるから大リスクがあ
るんだというふうな大前提として見るのか、いや
そうじゃない、トータルとして見ればそれはリス
クがないんだというふうに見えるかによって利益相
反の問題というのが議論されるというように私は
見てきたんですが、そういう見方はおかしいで
すか。

同時に、大蔵省は、日本の証券というものはリ
スクがある、依然としてリスクが伴っている、そ
ういう認識に立たれているんですか。その点を伺
いたい。

○政府委員(松野允彦君) 確かに証券業務と申し
ますのは、金融業務とは異なつた全く違った業態
業務でございまして、したがって金融業務とは異
質のリスクがある、質の異なつたリスクがある
というところは言えると思ひます。

ただ、どちらのリスクが大きいのかというの
はなかなか一概に言にくいわけございまして、御
存じのように、金融業務と申しますのは金融機関
がみずからリスクを負っているわけございま
す。これは貸し出しをするということで、審査を
通じてそのリスクをいかに評価するかということ
が金融業務の本質でございまして。一方、証券業務
と申しますのは、基本的には投資家の注文を市場
に取り次ぐ業務が主でございまして。これにつきま
しては、そのこと自体はそれほどリスクがあるわ
けではございませぬ。ただ、それに伴ひまして、例
えば一定の証券を保有する、いわゆるポジション

リスクと申しますか、そういったようなものも
ございまして、もともと非常に価格変動が激しい商
品でございまして、そういったことに伴うリス
クというものはあるわけございまして。

したがひまして、リスクが全く異なっている
ということが言えると思ひます。そういった意味で
は、先ほど申し上げましたように、銀行自体が銀
行業務と証券業務と両方行うということについて
は、相当違つたリスクを同時に負担するというこ
とになりますので、その点は、日本の場合は、ある
いはアメリカの場合も、そういうことを認識して
証券法六十五条なりグラス・スティーガル法とい
うものが置かれていてというふうなことでござい
ます。

○鈴木和美君 そうすると、今の松野局長の見解
からいいますと、日本でもアメリカでも、証券と銀行
が、双方リスクを持っているものが一緒になれば
なお負担が大きくなるからやっぱり分離をしてお
いた方がいいという考え方というものが六十五条
の精神であるので、今日我が国においてもそうい
う分離の考え方は踏襲しておつた方がいいという
結論になるというふうに見えていいんですか。

○政府委員(松野允彦君) 基本的には私もそ
ういうふうな考えでございまして。

○鈴木和美君 そうすると、つまり相互の利益の
相反が行なわれてはいかぬので、それを分離する
ということになると、どうしても垣根がいわゆる俗
言われているファイアウォールということなんで
しょうね。

それで、証券法六十五条をどう認識するか
によつて銀行と証券のファイアウォールに対する設
定の仕方も非常に変わってくると思ふんです。
もつとはつきり言うのであれば、日本の証券にリ
スクの度合いが大きいと見れば、日本の証券にリ
スクにして考えにやいかぬ。銀行の方がよりリスク
が伴っているというのであれば、銀行のほうをより
えにやいかぬですね。これは日本の場合にはどう
いうふうな考えたらいいんですか。松野さんの方

がやっぱりリスクが多いですが。

○政府委員(松野允彦君) 先ほど申し上げまし
たように、どちらが多いということとはなかなか一
概に言にくいと思ひます。全く質が違つたとい
うことは言えると思ひます。

今御指摘のございましたファイアウォールで
ございませうけれども、これはやや銀行のサイド
から見た考え方と、それから銀行が証券子会社を
つくつた場合の証券子会社あるいは証券市場から
見た考え方とは少し局面が違ひます。今までの議
論では、銀行が証券業務に子会社の形で出るに
してもそのリスクが銀行本体に及ばないようにな
るという意味でのファイアウォールというものは、
これは銀行の健全性あるいはひいては金融秩序な
り決済システムの安定性ということから、銀行サイ
ドから見て非常に重要なことであると思ひます。

ただ、逆の方、今度は証券市場の側から見た
場合に、やはりそこに入つてまいります証券子
会社が親銀行の影響のもとに業務を行う、あるいは
銀行に左右されて業務を行うということになり
ますと、これは証券市場における公正な取引を
めぐるというふうな危険があるわけございま
して、私どもの方はそういう観点から、公正な証
券市場を維持する、確保するという観点からの
ファイアウォールというものを証券法の中に規定
しているわけございまして、同じファイアウォ
ールと申しましても、今申し上げたように銀行サイ
ドから見るとあるいは証券市場のサイドから見
るによつて少し考え方といひますか角度が違つ
たというところがあると思ひます。

○鈴木和美君 銀行の方で言えば、貸付業務と信
託業務でも利益相反というのは起きますわな。だ
から、その考え方を踏襲していくと、ここにも
やっぱり何かが必要だと考えなさいかぬので
か。

○政府委員(土田正顕君) 信託制度の運用で
ございませうが、これは委員よく御承知のよう
に、実質的には他人の財産をみずからの名義
において管理運用するという仕組みでございま
して、銀行自身

の財産を運用するものと立場が違つておる。その分は信託については受益者というものの権益を害してはならないというのが基本であるといふから従来から考えられております。そのような観点から、いわば信託機能の適正な發揮を促すということで、これが戦前以来のいわゆる信託分離の考え方の基本になっておるわけでござい

ます。このような受益者の保護を重視するという信託の機能というものは、それは今後とも維持されなければならぬといふふうに考えておるわけでございしますが、これにつきましては従来から証券取引におけるファイアウォールとは違つたいわば分別管理、そして受益者の保護という信託の理念に従つて信託を取り扱う業者が信託財産を管理運用しておる、それを当局は乱に流れることがないように指導しておる、そのような仕組みで運用してまいつてきております。

○鈴木和美君 もう一つ松野局長にお尋ねしたいんですが、私も本日はこのところちよつとよく自分でもわからないんですが、証券のディールング業務というのがあります。それから逆にアンダーライティング業務というのがあります。ここでもそういう利益相反というものは起ると見てゐるんですが、これに対する見解という状況、考え方をちよつと教えていただけませんか。

○政府委員(松野允彦君) 確かに御指摘のように証券会社が行いますアンダーライティング、つまり引受業務でございしますが、これとディールングあるいはブローキング業務との間にも利益相反が生ずる可能性というものはございします。それはやはりアンダーライティングをやっておりますと発行企業の情報がかかり入るわけでございまして、そういった発行企業の情報、特に、例えば日本の場合ですと、増資とかが行われるというような情報がありまして従来は株が上がるというような傾向があったわけでございします。本日は余り合理的な動きではないわけで、増資が行われればそれだけ株の供給がふえるわけでございしますから、アメ

リカなどではむしろ下がるわけでございしますけれども、日本の場合は上がるというような傾向があったわけでございします。

そういったようなことを考えますと、企業が増資を予定しているという情報というものは、これをもしブローカーなりあるいはディールング業務に利用いたしますと、これは明らかに情報を乱用するということになって、利益相反というやうな問題が起るわけでございします。そういったやうなことからいへばインサイダー取引規制というやうなものを導入したわけでございまして、証券会社の内部で引き受けを担当している部門とそれからディールングなりあるいはブローカー業務を担当している部門との間の情報の遮断といひますか、これは必要だということで、インサイダー取引規制を導入したときかなり厳格な情報遮断措置をとつておるわけでございします。そういった意味では証券会社の中でも利益相反行為というのは起り得るということが言えると思ひます。

○鈴木和美君 そうすると、今までお聞きしてきた面から見ると、いずれにしてもあらゆる、あらゆるというかすべての面で利益相反が起る、そういう行為が起るというふうに考えますと、どうしてもファイアウォールというか防火壁といひか、それが必要であるというふうに考えざるを得ないわけですね、今のお話からしても、私もそう思ひます。

そこで、今度、信託の方とは、証券と銀行とちよつと意味が違ふんですが、証券と銀行との関係だけから見ると、松野局長はどつちがどつちだとは言えないと、リスクの面です。つまりどつちもあると。だから、どつちかを対象にしてやるわけにいかないという意味なんだと思ひますが、九対一でも双方リスクを持つてゐるわけでしょう。銀行が九で証券が九の場合もあるかもしれぬし、銀行が九で証券が一かもしらぬです。そういう割合から見たらどつちの見解をお持ちですか、証券と銀行とどつちのリスクが大きいのか。

○政府委員(松野允彦君) これはなかなか定量的にどちが幾らということは、リスクを評価するというのは非常に難しいわけでございします。先ほど申し上げたことの繰り返しになって申しわけございせんが、私の考え方では、やはり銀行業務におきますリスク、これは主として貸し出しにおけるリスク、つまり貸し出しが回収できるかどうかという貸し出しに際してのリスクを審査するということになるわけでございします。証券の場合におきますリスクというのは、主として一定の証券を保有してお客の注文などに対応する。特にそういう場合、債券の場合が多い。株式につきましては大体お客の注文を取引所に取次ぐという行為が多いわけでございします。みずからたくさん株を保有しているというリスクは余りございせんけれども、債券の場合にはかなりたくさん債券を保有しております。そうなりますと、やはり金利が動きますと債券の価格はかなり動くわけでございまして、そういった面での証券、特に債券を保有することによるリスクというのはかなりございします。株式の場合でも、やはり持つておきますからその分のリスクというのはあるわけでございしますし、また価格が変動する商品でございしますから、証券業務の場合にはどうしても投資家との間である程度のトラブルが起るという、こういうリスクも当然ございします。

そういったリスクが考えられるわけでございしますが、なかなかこれを定量的にどちが大きいというのには非常に難しい御質問でございまして、そういう質の違うリスクがあるということと十分やはり認識をする必要がある。特に銀行が証券子会社をつくつて証券業務に進出しようとする場合には、金融機関が負うリスクと証券子会社が負うリスクというものは全く異質のものだということと十分認識する必要があるというふうに考えるわけでございします。

○鈴木和美君 ちよつとしつこいようですが、定量的にはなかなか言えない、質が違ふんだから定量的には言えないと。この前の証券みたいな問題が起きたかと思うと、飲み屋のママさんにあればど金を貸すみたいな問題が出てみたり、どつちもどつちだといふのかもしれないんですが、ファイアウォールを設定しなきゃならぬとすると、どういふ設定の仕方を考えているのかということが大変これは重要なことなんです。別に意地悪く私質問しているわけじゃないんです。だから、定量的にはやれないけれども、質の違うというところを見たときに、質の違うものであるだけに、どういふように設定すべきかというところを考えると、根拠がなければ、単に一般的に垣根を設けておきますというだけでは納得しないんじゃないんですか。これは業界も納得しないし、国民も納得しないと思ひます。そんなあやふやな言葉上の概念的なもので設定をすると言つたら、余計なことだと言ふかもしれぬです。午後になってカナダ方式とユニバーサル問題も議論させていただきますが、このところは重要な、私はその垣根問題といふのは大きい。これは今まででつてあつたんです。現に続いているんです。だから、だからこのところはよほど慎重に、また大局を見て、もう一回、どちだでもいいですから御答弁いただけませんか。

○政府委員(松野允彦君) 確かにこのファイアウォール、弊害防止措置を設定いたしますときに、どういふ基本的な考え方に基づいて設定するかというところは非常に重要な問題でございします。

これは、私の方から申し上げますと、例えば金融機関が子会社をつくつて証券業務に入つてくるというやうなことを考えた場合に、私どものそういう証券子会社と親銀行との間のファイアウォールを考えます場合の一つの基本的なスタンスは、幾つかございしますが、まず第一に、やはり利益相反を防止する。例えば親銀行が貸し付け先であります企業がもし非常にぐあいが悪くなつてその貸し出しを引き揚げたいという場合に、その企業に証券を発行させてその発行かわり金で償還させる、これはアメリカでそういうことが行われたと言われております。そういったやうな典型的な例

はございますが、そういうような利益相反を防止するというのが第一のポイントでございます。

それから第二のポイントといたしましては、証券会社はあくまでも証券市場におきまして仲介業を行うわけでございまして、やはりその経営が独立してかつ公正な仲介業務を行わなければならないという問題がございます。そういった意味では経営の独立性あるいは健全性を確保する必要がある。つまり、例えば親銀行の注文だけに依存するというようなことになりまして、これは非常に経営基盤が不安定でございまして、どうしても経営基盤を安定させるためには親銀行からの注文というものをある程度抑えるといえますが、ほかのところからの注文をかなりたくさんとることによって経営基盤を安定させるということが必要だと思えます。

証券市場の公正性を維持するという観点から申し上げますと、大きくは今申し上げた利益相反の問題あるいは公正な仲介業務を行うという観点からのファイアウォールということになるわけでございますが、それに加えて、現に証券市場でいろいろな証券会社が業務を行っているわけでございます。余りにも競争力が優位に立つようなことになるのも困るわけでございまして、これは具体的に親銀行が子供の証券会社に非常に大きなフェーバーを与えるというようなことになりまして、これは競争上優位になってしましますので、そういったような意味での競争の公正さを確保するということも必要であらうと思えます。

あとは、先ほど申し上げましたように主として銀行サイドでございすけれども、やはり金融機関の健全性を守るというような意味でのファイアウォールという考え方もあらうかと思えます。

○鈴木和美君 午前の最後の質問ですが、そうしますと、設けなきやならぬという場合に、一律に、つまり行政が指導をした形の中ですべてをつくるという場合と、業界なら業界にこの部分だけ自主的に任せるとか、そういうような対応の考え方というのは特別ございすか。

○政府委員(松野允彦君) 今申し上げましたような観点でいろいろなファイアウォールを考えているわけでございまして、御提出申し上げております法律案にも基本的なものが二つ、三つ書いてございまして、あとは省令でいろいろな規定をしたいと思っております。

私どもの方からいたしますと、やはり基本的に証券市場の公正さを維持する、確保するためにどうしても必要なものにつきましては法律、省令で規定をしたい。ただ、それ以外にいろいろな市場関係者の意見もございまして、そういった中には、協会の自主ルールになじむ、の方が適当だということなものもございまして、いろいろなレベルでいろいろなことを考えていきたいと思うわけでございまして、基本的にはやはり透明性ということからいまして、できるだけ法律、省令、さらには証券協会のルールというふうなもので透明性を確保していきたいというふうに思っております。

○委員長(竹山裕君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時開会
○委員長(竹山裕君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、赤桐操君が委員を辞任され、その補欠として堀利和君が選任されました。

○委員長(竹山裕君) 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 午前の質疑に引き続きまして午後の質問をさせていただきます。

午前中アメリカの問題を取り上げましたが、今回の改革案が、いろんな諸外国の例を見ても、俗称カナダ方式というんでしょうか、この子

会社方式の採用と大変似ているように思うんです。制度改革についてどういう方向を持って対処するのかという質問をさきの委員会、大分前ですが、そのときに大蔵省のお答えは、五つの方式の中で二つぐらいのところに参考になるんじゃないかというお答えもあつたようにございまして、俗称カナダ方式というのはどんな内容であるのか、簡単に御説明いただきたいと思えます。

○政府委員(土田正顕君) カナダの金融制度改革でございまして、カナダの大蔵省は、一九八六年十二月に「金融部門の新たな方向」といういわゆるブルーペーパーを発表いたしまして、業態別子会社方式により業態間の相互参入を促進することなどを内容とする金融制度改革の概略を明らかにいたしました。その後、一九八七年六月には、まず銀行、それから信託・貸付会社、保険会社が子会社方式により証券業務へ参入できることとなりまして、さらに昨年十二月には、この八七年の改革とあわせて銀行業、保険業、信託業、証券業の四業態相互間の子会社方式での参入を可能にする金融制度改革法が成立いたしました。

○鈴木和美君 今御説明のように、私なりにも承知している点を申し上げますと、一九八七年だと思ふんですが、四業態がそれぞれ法律による縦割りとなつていて、新たな金融ニーズに対処できないという事情があつたということで、この子会社方式がとられたというように私も聞いておるところでございまして。

ただ、我が国と一つだけ異なる点が私はあるんじゃないのかなと思つております。つまりカナダは、証券会社はイギリスの証券会社の伝統を受け継いでおりますから、いわゆるパートナーシップと言われるものを採用していると思ふんです。そのために内部留保が十分でなく、自己資本が脆弱であつた点が指摘されてたと思ふんです。こうした点からカナダ政府は銀行資本を注入するという資本充実政策をとり、形態として業態別子会社方式が選択されたことと承知しているのございまして、間違ひございせんでしょうか。

○政府委員(土田正顕君) 基本的には御指摘のとおりであると理解しております。

○鈴木和美君 つまり、我が国の状態と大変似ている点はあるけれども、イギリスのいわゆる方式パートナーシップをとっているという点が若干違うという点をまず頭に置いておくべきだと思ふんです。

しかし、改革後のような現象が起きているかということ調べてみましたら、このようなことがはつきりしたのでございまして、その点をただしたいと思ひます。

つまり、一つは、大半の証券会社が銀行の資本参加を受けて系列子会社となつたということですね。二つ目には、銀行の資金面、業務面、人事面からの介入が強まり、銀行の支配力が強まった。こういう傾向があるということも言われております。三つ目は、証券会社特有の積極性や専門性が薄れちゃつた、こういうことが文献から言われていることを私は承知しました。

同時に、利用者のサイドから言いますと、一つは、銀行に価格支配力が見られ、株式売買手数料や引受手数料が低下せず横ばいとなつております。しかも、大口の手数は低下しているのにもかかわらず、小口の手数は上昇している、こういう傾向があるわけですね。二つ目には、ネットワーキングが機能しておらず、証券業務サービスの専門性が薄れ、利用者が離反する傾向が見られる。三つ目は、自己取引や利益相反のおそれがあるため、利用者が銀行系証券会社を避けて独立系証券会社を選択するようになったと言われているのであります。大蔵省は改革後の現状について、私が今申し上げた点についてどういう見解をお持ちかお聞かせください。

○政府委員(土田正顕君) 私ども必ずしも御説明できるほどつまびらかに存じておるわけではございませんが、カナダにおきましては、まず八七年の改革後、大手証券会社の幾つかが銀行の子会社となつたようございまして、ただ、これによりまして国内証券会社のいわば資本力が強化されまし

て、外資系の証券会社との競争が促進された、そのようなことがあったと聞いております。

手数料につきましては証券局長から御説明申し上げます。

○政府委員(松野元彦君) このカナダの改革によりまして手数料がどうなったかという問題でございしますが、実はカナダの場合には、改革以前に既に手数料が自由化されております。一九八三年と聞いておりますが、手数料が自由化されまして、その結果御指摘のように大口が下がり小口が上がるという状況が見られたわけでございます。

これは、実は株式の売買手数料を自由化したとしますと、そういった現象がカナダだけではなくてアメリカあるいはイギリスなどにも見られるわけでございます。手数料の自由化という問題と銀行の証券参入という問題とはやはり若干局面を異にするわけでございまして、私どもも手数料の自由化についてもあわせて現在検討を進めているわけでございしますが、完全に自由化したとしますと確かにコスト等の関係から小口の手数料が上がるといふことが言えるわけでございまして、そういった点をどういふふうに考えるのか。つまり、完全に自由化するということが果たして適当かどうかという問題も含めて現在検討を進めているわけでございします。

○鈴木和美君 私の分析について、つまびらかに承知はしてないけれどもという局長のお話でございしますが、私は一番最初に言ったとおり、そういう問題の分析が国会で討論されなければ、カナダ型の子会社方式が本当にいいのかということの決断をするには非常に時間が少ないということをおっしゃったと思うんです。

したがって、私はこの分析について時間がございませぬから今一つ詰めることはしませんが、私にだけでもいいですから、カナダのこういう状況について、なお関係者から報告をするようにしていただかせませんか。お願い申し上げます。

そこで、こういう現象というものをとらえたとき

きに一番私は問題だと思ふのは、改革後こういう問題ができたときに、問題点を解消しようということであれば、子会社方式ということをおこなうべきではないかと、先ほどのアメリカの例やございませぬけれども、効率化とか適正な競争とかいふことを考えた場合に、やっぱりこのカナダ方式というのには、ユニバーサル化を図るための一里塚というように位置づけられているんですが、省はこのカナダ方式の方向性についてどういふふうに分析されているか聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(土田正顕君) 世界各国を通じて、いわゆる銀行業務と証券業務との関係につきましては、いろいろな手法によって相互乗り入れが進むという一般的な傾向が見られるというところはある程度まで申せると思います。ただし、その制度的な組み立て方は、これはそれぞれの国情、歴史その他を反映してさまざまであるし、それを必ずしも世界的に統一のとれたような姿にするといふふうには動いていないといふふうに一般的には考えておるわけでございます。

我が国は我が国なりに、御承知のとおり明治以来の金融制度の沿革といふものがございまして、それから証券業務と銀行との関係につきましましては、確かに戦前、一部の大銀行は仕債の引き受けその他の活動をやっておりました。ただし、戦前におきましても銀行が株式のプロローカー業務のようなものを自分で行うという例は安定した時代の現象としてはさほど見られたことはないといふふうに私どもは考えておるわけでございします。

そのような我が国の国情をも踏まえつつ、金融制度調査会では、ただいま御指摘がありましたような五つの方式について具体的に比較検討をいたしました。その中にはユニバーサルバンク方式もございしましたが、この五つの方式を比較検討の上、具体的な中心となる方式としては業態別子会社方式を取り上げたわけでございます。

当面、この業態別子会社方式に続くその次の段階というものは、私どもではわかに予見しがた

いところでございます。

○鈴木和美君 私が聞いていますのは、カナダのこの業態別子会社方式というものはいわゆる子会社方式でどまるとかユニバーサルバンク方式に移行していくのか、その点は我が国が子会社方式、この方式を参考にしていくという点なので、非常に重要だから聞いています。我が国との関係はまだいいんです。これはもう子会社方式、それでどまるとかユニバーサル化に入るのか、そういう展望についてどう省は把握しているかを聞かせてください。

○政府委員(土田正顕君) 外国の制度の今後につきましては私どもから見通しを述べるといふことはできかねるわけでございます。

ただ、カナダに影響を及ぼしております国を強いて申しますならば、それはアメリカでありイギリスである、恐らくその二つであろうと考えられます。アメリカの場合には、これはユニバーサルバンクがアメリカで登場するといふことは考えがたいわけでございます。それからイギリスの場合には、制度としてそういうユニバーサルバンクの登場を禁止する制度はないように理解しておりますが、実際にはいまだ一種の分業と申しますか、証券関係をやる組織は別会社に切り離しておるといふのが従来の主流でございました。もつとも、いわゆるビッグバン以降、多少その辺は変わっておりますけれども、基本的にはイギリスではいまだ実行上別会社方式が行われておるわけでございします。

そのような両国の影響が強いということを考えますと、カナダでユニバーサルバンク方式に移行するといふことは、私どもも憶測を交えてもなかなか考えがたいといふふうに存じます。

○鈴木和美君 そうすると、カナダの方式はユニバーサルバンク型に持つていくのは困難だ、そうは思えないと、そういう今お答えですな。間違いないですな。

○政府委員(土田正顕君) 外国のことでございしますの的確な見通しを申し上げるのは御容赦いた

だきたいと思ふのでございますが、まあ思いつきにすぎない、大変恐縮でございますが、関連する諸国との比較からいまして、ユニバーサルバンク方式に移行するといふ可能性は少ないだろうと見ております。

○鈴木和美君 ここに「東銀週報」というのを持ってきたておられますけれども、東京銀行トレント駐在員事務所長浦部さんという人がカナダの銀行についての展望を述べていますね。その結論としてこう書いてありますから読み上げますが、「今後、カナダの金融制度は、形式上は、いわゆる業態別子会社方式」が踏襲されるとしても、市場顧客という金融サービスの利用者にとつては、実態上、一箇所で全ての金融サービスの受けられるという方向に展開していくものと考えられる。」といふことで、このカナダの方式はいずれはユニバーサルバンク型に変化していくであろうといふことを述べていらっしゃいます。

これと今の局長の答弁とはどう関連しますか。

○政府委員(土田正顕君) 御説明を申し上げます。ほどの知識を持っておりますが大変お恥すかしらば、次第でございしますが、ただ、ただいまの記述がいわゆるワンストップバンキング的なものを考えて言っておられるのか、制度そのものによって影響するようない見通しとして言っておられるのか、ちょっと私どもその辺も詳細に承知しておりません。大変恐縮でございますが、立ち入ったコメントができるほどの知識を持ち合わせておりません。

○鈴木和美君 私が非常に心配している点は、この金融改革の問題がいずれ日本もユニバーサルバンク型に移行するんじゃないかということをおっしゃるけれども、午前中も聞いたと思うんです。しかし、そこまでするのには若干問題があるから、今ちよつと当面は子会社方式でいこうということであるんじゃないのかということをおっしゃっているんです。

ところが、他方、ドイツそれからECを見ますと、ユニバーサルバンク型というのはドイツが中心でありながら、ECは二年後にそういう方向に

持っていきたいというふうな発表もされてい
ね。そうすると、日本の金融制度というものは諸
外国との、つまり国際化と言っている面では一体
どういうふうにかが関連してくるのかというこ
とが非常に心配です。はっきりしないですね。こ
れが一つの問題点。

二つ目の問題点は、ユニバーサルバンク型に
持っていくというのであれば、銀行主導型です
ね。だから、そういう銀行主導型になっていくこ
とは非常に問題があると思うんです。先ほ
どの、つまり寡占化問題も言ったとおり。

なぜそういうことを言えるかというと、まず一
つは、今日までの審議会の議論の経過や今日の
の運びを見ても、大銀行、つまり都銀とか長
期信用銀行の力が非常に大きい。この人たちは
ユニバーサルバンク型に持っていくというの
は、業態別の子会社も寄せ集めればユニバーサ
ルの銀行と言えんじやないんですか。三つ目は、
子会社を設立する力のあるところないところの
対応に大差が出てくると思うんです。四つ目
は、行政が許可の認可条件を厳しくすればする
ほど子会社の設立は大資本の銀行に限られちゃう
じやないか、こういう問題点を感ずます。五つ目
は、証券会社の一体何社が銀行業務に参入でき
るのかということなどを分析すると、結果として巨
大な銀行資本がずつと進出しちゃって、そして巨
大な銀行がでる上がる、こういうことになるん
じやないかと思うんです。

そこが私は今回の改革が、午前の一番最初に質
問した、この改革はユニバーサル型を展望しなが
ら今回は当面一里塚として子会社方式をとって
いくということなのか、将来まで通じて子会社方式
を定着させるということなのか、基本的な問題を
はっきりしてもらわないと困るということと言っ
たんです。そういう意味で、私が今述べたこと
に関する見解を聞かせてください。

○政府委員(松野元彦君) 証券市場に関するこ
とが主でございますので私からお答え申し上げたい

と思いますが、少なくとも証券市場という観点か
ら申し上げますと、証券取引審議会というところ
議論が行われたわけでございますが、何といま
しても、日本の場合には御指摘のように金融機関
の力が非常に強いということは否定できない事実
だと思えます。特に企業に対する影響力も、最近
は低下しているというものの、やはりかなり無
視できない。

そういったようなことを考えますと、証券市場
特に日本の証券市場はアメリカと並ぶ、あるいは
アメリカ以上に大衆化が進んでいる市場でござい
まして、一般投資家の人が自由に参加をして、規
模も非常に大きくなっておるわけでございませ
う。そういうところに銀行が支配力を直接発揮するよ
うな形で参入するということになりますと、証券
市場に対して非常に大きな影響を与える。やはり
市場を支配するということはおそれがあるわけで
ございまして、したがって、少なくとも証券
市場への参入というのを考えた場合には、
私どもとしては銀行の支配力を極力排除するとい
う形が望ましい。しかし、やはり参入による競争
促進ということも必要だということでございま
すので、業態別子会社の形で参入ということが望
ましいという結論に達したわけでございませ

もちろん子会社でありまして、御指摘にあり
ましたようにいろいろな面で銀行の影響が及ぶ
可能性があるわけでございまして、それをいかに
遮断するかということは非常に大きな問題になる
わけでございませう。弊害防止措置にしましても、
もし実効が上らないようであればそれをさらに
強化するということも考えなければならな
いわけでございまして、証券市場の今後の健全な
発展という観点から申し上げますと、少なくとも
日本においては、ユニバーサルバンク制度による
証券業務への参入ということは決して市場にとっ
て望ましくないという考え方を持っているわけで
ございませう。

○鈴木和美君 私質問に全然答えてないんです
よ。私の結論は、今回の改革は一里塚なのかこれ

で終わりというのかと、そこを聞きたいんです。
だから、ごちやごちや要らないんですよ。大蔵省
は、ユニバーサルバンクではなくユニバーサルバ
ンキングというふうな言葉をつくってくださった
館さんのこういう文脈もあるわけだ。だから、将
来一体どういうところまで展望しているのかとい
うことだけ聞かせてもらえればいいんですよ。

それを聞くと、業界は業界なりにいろいろ考
えられますよ。そのところをいつもあなた方は不
明確なんだ。だから、当面どうやる、将来はこう
と、それで当面やっているうちに問題が起これば
こうするとか、そういう方向性をはっきりしない
と、業界はそれを持っているんですよ。みんなが
注目しているんだわ。そのところをはっきりし
てくださいよ。

○政府委員(松野元彦君) 私は業態別子会社方式
ということと今回の制度改革を考えておりまし
て、その後のステップを考えているということ
はございませう。したがって、業態別子会社方
式で証券市場の競争を促進していくということ
でございまして、ユニバーサルバンクへのワンス
テップであるという位置づけは全くしてお
りませう。

○鈴木和美君 しかれば、これから起きることを
展望しても一回尋ねますが、例えば子会社方式
をとったとします。子会社方式をとったとしても
これはある系列から言うと、総務だとかなんと
かんとかという管理部門はいっぱいつくらな
らぬのですよ、子会社別に。それで、この会社だ
つては経営の効率化になりますか。どこの会社だ
つてなるべく小さい金で高い利益を上げたいとい
うのは当然じゃないですか。そうすると、今は垣根
をつくって子会社方式だけでも、何年か過ぎて
いくと、これは系列化されるということはどう
かを見るより明らかじゃないですか。

それから午前中も答弁があつたけど、親会社と
子会社の関係。垣根をつくったとしても、日本の
風土の中では、ちよつとおまえ子会社に行つてこ
い、だれど後から戻つてこいと。そういうことが

あるから、おまえおれの言うことを聞かになら
ぬよ。これは日本の風土でしょう。

そういうようなことを考えてみると、子会社方
式が一番いいんだということをおっしゃるけれど
も、将来はそういうふうになりかねないんじやな
いか。なりかねないということは、勢いユニバー
サルバンク型になっていくんじやないんですか
というところの展望を加えて私は言っているん
ですよ。そのところをはっきりしてくださいよ。

○政府委員(土田正顕君) 証券市場の方の観点か
らの議論は証券局長から申し上げたようなところ
でございませう。片一方で、金融制度というもの
から見ましたユニバーサルバンクの利害得失とい
うようなものについて、これまでの議論の経過を考
えてみますと、これは金融制度調査会の文書に数
回にわたつて出てくる問題でございませうが、確
かにユニバーサルバンク方式というものを具体的
な方式の一つとして研究をしたということは事実で
ございませう。

それで、研究をした結果、最も基本的なところ
だけ申し上げますと、「銀行経営の健全性の維持、利益
相反による弊害の防止等の面では、現時点では、問
題が多いと考えられる。」というのが昨年六月の
金融制度調査会の答申のエッセンスでございま
す。

今後、さらにもしこのユニバーサルバンク方式
を考へるについては、これは現行制度との連続性、
その点から問題があります。時々御議論が出
ておりますが、金融機関の株式保有や大銀行によ
る寡占の問題をどう考へるべきか、利益相反の問
題にどのような対策を講ずるべきか、銀行が証券
業務に直接に本体で進出して預金者保護という
点で問題はないかなどの課題についての検討が必
要であると思われるという調査会の指摘を私も
はそのとおりと受けとめております。

もちろん、金融制度は長く運用してまいりま
す。うちには、国際的な諸情勢の進展やその他の理由
によりまして時々大きな見直しが行われてまいり
ましたし、今後ともそういう見直しがないうとは言

えないのでございますが、それはしかしそのときに、やはり今申しましたような議論をどのように改めて考えるかというようなことの検討を踏まえたそのときの判断があるべきである。

現在私どもが御提案申し上げておりますのは、ユニバーサルバンク方式への一里塚であるというような意味で業態別子会社方式を取り上げているという意識は全くございませんということを申し上げておきたいと存じます。

○鈴木和美君 言葉としてはわかりませんが、わかるという意味は、先を考へて一里塚ではないんだとおっしゃっているわけですか。だけれども、その前に答弁したことは、問題があれば問題があるようにまた直していくにやならぬということだと言っているわけですか。そんな便宜主義なあやふやなこれ改革案なんですか。何のそのまでの検討もなく、とりあえず調査会、審議会が言うからそんなことでやってみようや、悪かったら直せばいいじゃないかと。私はそんな簡単な問題じゃないと思うんですよ。大改革ですよ、これは。それだけに、そのまでの展望を踏まえた上で、きちっとした行政のあり方をしていかなければ、何となく私はこれはあやふやで、ただつつかれるからやっただけというような感じしかありません。

だから、私はその点は大臣にも聞いておきたいのですが、その点をはっきりしないと業界はまだ混乱するんですよ。ある方向性をちゃんとやれば、プロなんだからプロはプロなりに考えていくんですよ。また考えるかもしれない、何も知らないというのであれば、またごね得も生じかねないんですよ。そういう問題点がありますので、そのところは答えは要りませんけれども、よく踏まえておいてほしいと思うんですよ。これは研究がもう少ししっかりしてほしいと思います。

さてその次は、時間がだんだん迫ってきますから、一つだけ、事務的なことになるかもしれませんが、これは事務的というより基本的なことですね。買収する証券会社のプロカー業務を認めていただきますね。つまり、銀行の証券子会社にはプロカーを認めていないんだけれども、これは認めているんですよ。それから、銀行の証券子会社の株式に係るプロカー業務を制限している理由というのは一体何なんだ。例えば中小証券会社経営に対する影響を考えたという面もありましょう。二つ目が、利益相反が発生しやすいからだというのもあると思うんですね。特に私が心配するのは、銀行が自己の保有する証券の価格をつり上げるために顧客に購入を勧めて、そしてその購入資金は銀行が貸し付ける。金余り現象です。そういう状態が起きていることが非常に私は心配だ。片方ではそういう意味でプロカーは認めないと言っておきながら、買収する方には認めるという余地を残しているのはちょっと矛盾があるんじゃないですか。この考え方を聞かせてください。

○政府委員(松野允彦君) 銀行の証券子会社につきましては、株式のプロカー業務を禁止しております理由は、今まさに御指摘のとおりでございます。買収の場合に認めるではないかという御指摘でございますが、これは確かに法律の附則におきまして、銀行が証券会社を買収した場合についてはプロカー業務を禁止することができるという規定になっておりまして、その禁止をしない場合があるということには規定上なっていないわけでございます。

これは、まずそもそも買収というものを認めるかどうかという問題がございます。我々としては、今回の制度改正の大きな目的は、やはり新規参入による競争促進ということがねらいでございますので、そういう意味では新規設立ということが望ましい、制度の趣旨に合っていると考えるわけでございまして、買収というものはそういう意味では別に新規参入ではございませんので、競争促進効果というものをそれほど期待できないということがございます。したがって、買収というものを積極的に認めるというつもりは全くございません。

問題は、それでは行き詰まった証券会社が出てきた場合に、それを銀行が支援するというようなケースが考えられるわけでございます。その場合にどうするかという問題でございますが、行き詰まった証券会社ではありまして、既存の証券会社でございまして現に株式のプロカー業務は営んでいるわけでございまして、それを銀行が支援するという場合に、自動的にそのプロカー業務を失効させる、取り上げるということは果たして適当かどうか。これは投資家の問題もございまして、やはりケース・バイ・ケースで考えざるを得ないのではないのかというのが買収、これは破綻証券会社への支援ということで考えているわけでございますけれども、そういうふうな考え方でこういう規定を置いているわけでございます。

もちろんそういう場合におきましても、基本的に銀行が子会社でも株式のプロカー業務を行うことにつきましては、先ほど御指摘がありましたようないろいろな利益相反の問題が生じ得るわけでございますので、できるだけそれは認めたくないという気持ちではございまして、今申し上げたような状況、破綻証券会社を支援するというような状況のときにはやはりある程度ケース・バイ・ケースで考えざるを得ない。余りにも投資家に与える影響が大ききという場合にはプロカー業務を自動的に取り上げるというわけにもいかなんではないかという趣旨で設けたものでございまして、決して新設と同じレベルで買収を認めるということではございません。

○鈴木和美君 その苦勞の跡は日本語の言葉の中ににじんでいますから、それはそれなりにわかるんですが、何となく理不尽というか、つじつまが合わないというふうな感觸を持って受けとめておられますので、その趣旨をよく踏まえて対処してください。

それから次の問題は、業態別子会社の設立の認可の時期についてちょっと伺っておきます。平成三年六月二十五日の金制調の答申でこの問題についてはいろいろなことが書いてあります。期間がないからにはしますが、そこで、例えば長期信用銀行や外国為替専門銀行について、普通銀行より早く子会社の認可をするのですか、それとも証券会社の銀行子会社と普通銀行の証券子会社の設立認可と同時に進められるのか、認可の時期について教えてください。

○政府委員(土田正顕君) 具体的な認可の時期につきましては、今後考えるべき問題でございます。その際金融制度調査会の方の議論は委員御指摘のとおりでございますので、詳しくは立ち入りませんが、参入段階における競争条件の公平性の確保などの観点から業態別子会社を設立する親会社の店舗数などの格差、それから親会社が営む業務との間における親近性などを考慮していくことが適当であるというふうな考え方を踏まえてございまして、そのような考慮もあわせながら認可の事務を考へてまいりたいと思っております。

そういう観点からいいますと、例えば長期信用銀行のような業態について言及されましたけれども、店舗数が少ないとか、それから証券業務につきまして長期信用銀行の中にはかなり習熟した者がおるとかというような点は私も意識しないではございませんけれども、一つの業態を片づけてそれから次の業態に進むという一面一面的な進め方にもまた問題があるように考えております。その辺につきましては、なおこの法律の施行を控へまして諸情勢をよく考へまして具体的な認可を研究してまいりたいと思っております。

○鈴木和美君 私は確信的な意見を持っているわけじゃないんですけども、公正とか公平とかというのを考えると、やっぱり時期はなるべく統一した時期が一番いいんじゃないかなと思っております。非常に関心を持っていらっしゃる事項でございますから、これから検討されるんですよ、検討されるんですよ、検討されたいと思っております。考慮して十分対応していただきたいと思います。同時に、長期信用銀行と外国為替専門銀行の将来性についてちょっと伺っておきたいと思うんですよ。今回の改正では、このような業態の子会社の設立を予定していないようでありまして、これらの

銀行には予定していないと思うんです。それは長期信用銀行、つまり日本興業銀行、日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の三行だと思つてゐます。今日まで設備資金や運転資金の貸し付けなどで長期五年の金融債などを発行してきたが、現状では都市銀行と融資面で同じようになってゐるの分析から、もうその使命は終わったというようなニュアンスが読めるような意見も、報告もあるようでございますが、これについてはどんなふうにお考えになっておいででしょうか。

○政府委員(土田正顕君) これからの問題として考えますと、確かに金融制度調査会の答申にありますが、その中では、「専門制・分業制に基づく現在の金融制度を維持する必要性は相対的に薄れてきている」という記述もございます。それから今後、自由化、国際化が進められます中で、従来のような、制度をスタートさせたときにおけるようなそういう専門銀行というものを新たに生み出す必要性というものは余り考えられないといううなことはあるかと思ひます。

この金融制度調査会の答申では、外国為替専門銀行子会社については「新たに設立する必要性はないものと考えられる」と申しますし、それから長期信用銀行子会社につきましては「新たに設立する必要性は基本的には小さいのではないかと考えられる」という記述があるわけでございます。

ただ、その問題と、それから現在それぞれの長期信用銀行法なり外国為替銀行法に基づいて設立され、長年にわたつてそのような運営をしてきた銀行が今後どのような経営路線をとるかという問題とは切り離して考えるべきであらうかと思つております。やはりこの専門制、分業制というものが一気に廃れるということはないわけでございますし、それぞれの銀行のレーゾン・デールとして、いろいろな経営努力によつて営業を維持してまゐつておられるわけでございますから、それぞれの長期信用銀行なり外国為替専門銀行であり続けたいというように経営判断はもちろんであることであつて、ただ、そうではなくて、金融環境が変

つたからみずからの責任で他の方面に業務展開を図るという考え方があつたのであれば、制度改革の際の一つの法制上の手当てとしてそのような経営上の選択を妨げるべきではない、経営上の選択の多様化を図るための仕組みは制度的にはつくつておつたというふうな考へてゐるわけでございますが、そのような個別の長期信用銀行や外国為替専門銀行がどのような経営路線をとるか、現在の基本線を守ろうとするか、あるいは新たな方面に進出しようとするか、それはそれぞれの金融機関が自分の責任で考えるべきことであるというふうに私も考へておられます。

○鈴木和美君 今の発言は大変重要だと思つてゐますが、それぞれの金融機関が考へるということなすか。いみじくも今局長は金制調のくだりのところをずっと説明したんだけれども、それはさう書いてありますよ、私は読まなかつたけれどもね。だけれども、それはそれとして、一体大蔵省行政はそれをどう考へるかということがなきやいかぬのじゃないですか。私が今言つたように、長期信用銀行とか外国為替専門銀行の将来性という問題は、基本的にはこれは長短の区分なり長短の分離のことが一番問題なんでしょう、子会社を認めないというところは、その長短の区分と長短の分離というものをどういうふうに総括するのか、そこから出発せよとならぬわけでしょう。それが普通銀行ともう変りないんだと、そういう時代に入つたんだというんであれば、要らないと言ふ人もいるし、いやそれはさうじゃないと、こゝう面で育成をしていくんだ、定着させるんだというんであれば、分離制度は分離制度で考えなきやいかぬのじゃないですか。

特に先般、合併転換法によつて長銀が普通銀行に転換できる道は開いたわけでしょう。このことは、長銀の使命や任務について検討の結果、私は要らないとまでは言わなければ、使命は終わったという認識が根拠にあつたんじゃないですか。だからこゝういふような道を私は開いたんだと思つてゐます。しかし、転換後も当分の間は金融

債の発行は認めてゐるんですよ。これもまたちよつと理解できないんですよ。だからさういふようなことから見ると、つまり銀行の性格というものははっきりしてやらないと、何か野放しにしておいておつたやうな気がしてならぬですよ。

そこで、三つの点についてはつきり答えてください。一つは、長銀の存続は今でも必要と考へてゐるんですか。もうごちやごちや言わないで、考へてゐるのか考へてゐないのかにしてください。それから二つ目は、普通銀行にも長銀並みの金融債の発行を認めるんですか認めないんですか。三つ目は、これから一年物の割引債と五年物の利付債のほかに新たな金融債も認めていくんですか認めていかないんですか。そのところはつきりしてください。

○政府委員(土田正顕君) これは非常に委曲を尽した御説明が必要なんです。でございますが、御指示もございまして、結論的な部分だけ申し上げさせていただきますと、第一に、長期信用銀行の存続を必要とするような状況ではない、存続して結構であるというふうな考へておられます。ただし、それは新しくさういふものを生み出す必要があるかというところは、私も必ずしもさういふ必要があるとは考へておりません。

それから第二でございますが、普通銀行による金融債の発行につきましては、多々論点があるところでございます。金融制度調査会でも、この報告書にもその論点は言及されております。それらの答申などを踏まえまして、今後慎重に検討してまいりたいと思つております。

それから第三に、金融債の種類でございますが、これは現に、割合最近に二年物の利付金融債が発行されております。その他今後における多様化というものはあり得ると考へております。

○鈴木和美君 私も全く同意でございます。普通銀行にも長銀並みのこれを認めるか認めないのかというところは、これは非常に重要であり、大変混乱したことが起きる場合も想定されますので、ぜひ慎重に取り扱つていただきたいと思います。

思つてゐます。

その次は、外国為替専門金融機関、俗称東京銀行でもいいんですが、これについてもこの形態というものは見送られたわけですね。それで、外国為替業務については、外国為替管理法において別途外国為替公認銀行外の外国為替専門金融機関制度を特に設けておかなければという考へからこゝういふことになつたのでございませうか、それとも東京銀行についてはどういふ将来性について考へてゐるんですか、お答え願ひます。

○政府委員(土田正顕君) この場合には制度そのものの適用を受けておる銀行が一つしかございせんので、甚だ立ち入つた議論をしにくいわけでございます。ただし、結論的に申しますと、外国為替専門銀行を新たに設立する必要性はないというふうな考へておりますが、現在、いわばさういふステータスをもつての経営のポイントとしていろいろ取引先に対して訴へかけ、それなりの地盤を持つておる、そういう銀行につきまして、その存立の基盤となるいろいろな要件を急激に変えなければならぬという必要はない。そこはやはり現在の路線で引き続きやりたいという経営上の判断であればそれで結構であるというふうな私どもは考へております。

○鈴木和美君 確かに個別の銀行の問題ですから、こゝで余りわあわあ言つて混乱を起こさせるつもりはないんですが、やる気があるならどうぞやりなさいという態度というのは、私は、局長、どうも納得がいかぬのです。それならみな余計なこと口出さないでやりたいことやらせればいいんですよ。ところが何か起きると、どうだこうだと言ふんですよ。この東京銀行については、昭和二十九年でしよう、横浜正金の救済で、そのときの懇談会の議事録を見ても、それなんです。全会一致じゃないんだよね、これ。もう反対も相当多かった。時のだれかが助けてやれと言ふものだからできちやつただけのことなんですよ。何もあそこはなくなつて別に不自由はないんですよ。だから、さういふような状況から見るとちゃんと

した理屈を立てて、制度的にどうあるべきかというところはきつとすべきだと思ふんです。制度的にあそこを存続しておくことがやっぱり正しいというのであればそれはいいんです。ただ、やりたけりややりなさいというところは私は納得できない。そういう意味でこれからの指導をしつかり、見解をまとめておいていただきたいと思ふんです。

その次は、もう一つの問題点は、あと十分しかございませぬけれども、預金保険機構の問題なんです。これからは合併だ何だかんだすると倒産も起きてくるというような状況で、預金者保護という立場から預金保険機構というのがいつも議論されているんですが、これには私は両端あると思ふんです。つまり保険機構というものを充実しろという意見があります。二つ目には、充実しろ、つまりカバールをきつとしろという放漫経営になりかねないという問題もあるんです。三番目は、そんなら充実しろと言ふけれどもそれがどういふお金で充実するかという、何のことはない、みんな預金者の負担なんですよ。こういうような問題点があるんですが、これに関してどういふような見解をお持ちか聞かしてください。

○政府委員(土田正顕君) 預金保険制度につきましては、これは従来から、いわば経営破綻に陥るような事態が発生することがないとは言ひ切れませんので、そのような事態が生じた場合にも適切に対応し得るようという観点からその充実を図ってきておるところでございますし、責任準備金も年々増額されております。しかし、これはあくまでも預金者保護のためのいわばラストリゾートでありまして、まずその前に個別の金融機関の経営に当たりその健全経営を維持するという基本的な姿勢がなければなりませんし、それから経営が多少困難になりましたときには、まず自助努力、それからいろいろな関係金融機関なり何んりの協力として検討されるべきものであるというふうに考えております。でございますので、預金保険制度

の充実を図りさえすればそれで金融機関の経営破綻に対する手当てができた、能事終われりというような考え方は全く持つておられないわけでございます。

他方、これは御指摘のとおり、この預金保険制度の運用に当たってはいわゆるモラルハザードと申しますか、金融機関の経営規律の弛緩、緩みといった弊害が生ずることのないように注意していくということも当然でございます。これは保険というものの性質がどうしてもそうなんです。ございますが、結局その保険料は金融機関が提出するわけであり、その金融機関の原資の大半は預金でございますから、確かに見方によりましては預金者が預金保険の保険料を負担しておられるというふうにも言い得るわけでございます。それが乱用されたりするようないことがあつてはならない。繰り返しますが、基本的には個別金融機関のきちんとした経営があらゆるものの基本であるというふうに私も考えております。

○鈴木和美君 どうも時間がなくて申しわけございませぬけれども、あと二つばかりなんです。一つは有価証券の定義、概念の問題なんです。この前の、新聞読んでおつても大蔵省と通産省がけんかしちゃつて、それでどっちに軍配が上がつたんだかわからぬのですけれども、各省庁の縄張り根性があるためにある商品が発行できないとか、それからある意味では意図的に流通性を抑えちゃつたとか、そういう問題がずっと叫ばれているんです。私は、国民の側から利用者のサイドから見れば省庁の縄張りでこんなことが決められたんじや大変だという意識があるんです。これからいろんな商品が出ていく可能性をたくさん秘めているわけでしょう。したがって、有価証券の規定、概念を定めるに当たっては、もう少し私は金融全体を見たときにこれは大蔵省が何でほかの省にがあががあがが言われにやならぬのですか。そういう行政指導がきつと、免許制である限りはあなた方が責任を持たにやいかぬことなんじやないんですか。そういう意味で有価証券の認可に

ついでの考え方についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(松野允彦君) 確かに御指摘のように、金融の証券化に伴ひましていろいろな証券が出てまいりわけでございます。それを証券取引法の適用対象にするというのが今回の私どもの非常に大きな柱であるわけなんですけれども、証券法は御存じのように、まず証券取引法の適用対象になります。有価証券といふのは、いわゆる投資性があるといふんですが、投資の対象であるということと、それからもう一つは証券取引法という法律の、当然のことでございますけれども、流通性があるという二つのメルクマールがあるわけでございます。

そういうような商品につきまして、証券法はいわゆるデイスクリュージャーといふんです。投資判断材料の提供を求めて、投資家が適正に判断できるようにする、あるいは不正な取引が行われないうような規制をするというふうな投資家保護の制度を用意しているわけでございます。したがって、投資性があり、かつ流通性のある商品については広く証券取引法を適用していくということと、基本的には私どもは望ましいし、またそうしないという証券の指導ができていかぬというふうに考えるわけでございます。

ただ、じやそういう商品を一体どういふふうな規定で定義をするかという問題があつたわけでございます。なるべく広く適用するということから言いますといわゆる包括条項のようなものを置くのが適当なわけでございますけれども、逆に証券取引法が適用されずと、今申し上げましたように、情報提供を行わないでそれを発行いたしますと罰則の対象になるという問題、それからそれを取り扱いますとこれは証券業になつてしまふんです。無免許営業になるというふうな、いわゆる罰則適用になるということになつてしまふわけでございます。そういう観点からは、罰則がかかるかからないかというのがはつきりしてなければいけない、一般の人に周知していなければなら

ないという問題がございまして、いわゆる罪刑法定主義といふんですが、そういった要請からやはり証券法が適用対象になるものではできるだけ具体的に書くべきだという要請が一方であつたわけでございます。

その二つの要請を踏まえまして、投資性があり流通性がある商品についてはできるだけ具体的に列挙いたしますけれども、それ以外のものについては省令あるいは政令で指定をするという仕組みにしているわけでございます。基本的にはそういう流通性あるいは投資性という要件が法律に書いてございまして、政令指定あるいは省令指定が機動的にできるというふうな考え方をわけでございます。

○鈴木和美君 質問の最後は、労働金庫でございますが、労働金庫は長年全国一本化ということについて大蔵省に再三の申し入れ、陳情をしてきたんですが、どうしてこれが認められないんですか。同時に、これからの対応についてどういふ問題が解消すれば認めるという方向に行くのか、簡単に答えたいだいたいと思ひます。

○政府委員(土田正顕君) 全国一本化の議論にはいろいろな経緯があるわけでございますが、現時点での私の考え方を申し上げますと、全国の四十七労働金庫の経営状況の格差や各金庫に業務運営上改善すべき問題点が多く見られることにかんがみまして、現段階では一気かつ一斉に一本化することには大きなリスクが存在いたしまして、労働金庫の抱える問題を解決するための最良の方策であるという確信を持つまでは至らなかつたわけでございます。

しかしながら、やはり当面の厳しい状況に対処するために何らかの対応策を講ずる必要があると考えておりまして、そのために今後とも労働金庫協会と引き続き協議を進めていくと考えてございまして。

具体的には、第一に一定の地域を基礎とした労働金庫相互間の適切な合併に向けての自発的な努力とか、第二に系統利用率の向上策の検討とか、

それから第三に、これは今回の改革法案にも盛り込まれているわけですが、全国労働金庫協会の位置づけの見直しによる指導力の強化や業務精通者の理事への登用などを当面の対応策として考えております。

○鈴木和義君 大蔵大臣、私の時間はあと一分しかございませんけれども、今までずっと質疑をさせていただきまして、もう一回申し上げますが、私は今回の金融の制度改革というのは大変なことだと思っております。そんな簡単な問題ではないと実は思っているんです。したがって、我が党は、法案について社会党としても金融の自由化、金利の自由化、業務の自由化、そういうものの道はこれは外して通れない、その道は通らざるを得ない、そういう問題認識であることは事実です。しかし、その余り、拙速に走って後からまた手直しするということであってはいかぬと思うんです。ですから、この法案には賛成ですが、今まで私が述べてきたこと、大変惜越ではございますが、どうぞ参考になさる、改革の法案が通ってもまたいろんな問題があったら率直に議論し、手直しするような方向をとっていただきたいことと、今までの質疑の感想をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(羽田孜君) きょう午前中から鈴木委員の方から本当に幅広く、しかも相当深く掘り下げて御懸念等率直にお述べいただきましたことを本当にありがたく思っております。

私どもも、今度の改革というのは決して生易しいものでない、本当に大変な大きなものである。しかし、これだけ大きく、新しい商品が出てきたら、あるいは国際化が進んでいくということになると、ここで一歩をちゅうちゅうとして踏み出さないということは許されないということでございます。私どももこの法案をお願いすることになったわけでありまして、今御指摘のございました点も私どもよく念頭に置きながら慎重に、しかも拙速にただ走るといふことじゃなくて、よく状況を把握しながら対応していきたいということを

申し上げておきたいと思っております。

○谷本観君 金融制度調査会の「地域金融のあり方について」の報告を読みますと、経済の大都市集中、地域格差の是正が我が国経済社会の最大の課題だといふことが強調されております。

最近の農業・農村の動向を見ますと、新たに学校を卒業して農業につく者はゼロも同然といふことになりました。この一年の新たな動向で見ますと、既に農業についている若手・中堅従事者も農業から離れていくという状況が生まれ始めてきました。この状況をそのままにしておきますと、過疎化は山間部から平場へ広がっていくという時代となっていくのでありましようから、これにどう歯どめをかけていくか。そのために農林水産省も新農政のあり方の検討を急いでおり、そしてまた同時に、農協に対して農業・農村を維持していくための主体的な努力が求められてきておるのであります。

今日の農協の経営状況を見ますと、営農事業や販売事業では持ち出し、信用事業の黒字でようやくつじつまを合わせているというところなのであります。ところが、農協が立ち行くのかどうかということが新たな問題として出てまいりました。農業農村、そして農協を立ち行くようにしていくために、このことと既に参議院の農林水産委員会は農協二法の改正、これは先般成立したところでありますが、そして三つの課題として、本日ここに提案されておる金融制度改革法案の審議ということになったわけでありまして、

地域金融機関というのは大手の都市銀行とは性格が違う。地域と運命共同体的な性格を持つております。とりわけ農協について申し上げますと、採算がまるで合わない山村にも店舗を持つてやるというふうなことをやっておるのであります。そういう状況があるから国土と環境が維持されておる、だから大都市も存立することができるといふような関係になっておるわけでありまして、

そこで大臣に伺いたいのは、地域間格差是正に向け地域金融機関対策についての基本的姿勢、とりわけ系統信用事業の強化に向け業務範囲の拡大等についてどのようにお考えになっているか、その御所見を承りたいのです。

○國務大臣(羽田孜君) 地域の金融機関は、地域の住民などのいろいろな金融ニーズ、こういったものにきめ細かい対応をする機能ですとか、あるいは地域の資金を地域に還元するなど、こういった役割を持つておるものと思っております。また、地域経済の活性化ですとか個性化、これが重要な一つの課題となっておる中におきまして、今後その機能ですとかあるいは役割は一層大きくなっていくであろうというふうに考えます。

こうした観点から、今回の金融制度改革法案におきましては、地域金融機関が本気で補完的に信託業務を行えることにしたほか、農協などによります協同組織金融機関、こういったものにつきましては、国債の窓販あるいはディーリング業務、あるいはこのころは外国なんかにも出かける人もありますし、またこういったものを扱う方々も出てくるという中で外国為替業務、これを法令上認めることといたしております。

こういった措置をとることによりまして、地域金融機関は地域の利用者のニーズに対するより的確なきめ細かな対応ですとか、あるいは組合員の皆様方に対する資金のより円滑な供給というものが可能になりまして、地域の個性のある発展にも十分寄与していくことができるものであらうというふうに考えております。

○谷本観君 業務範囲の拡大問題はまた後ほど伺いたいと思っております。

次に、今回の金融制度改革で農協、信連、農林中央金庫について利用者の利便向上のために信託・証券業務への参入の道が開かれました。そこで、信託、証券とも業務知識、リスク管理等が必要となってくると思うのでありますが、実際の業務参入の見込みはどうなのかについて伺いたいと思っております。

○政府委員(今藤洋海君) 今回の法改正によりまして、農協系統につきましても証券・信託業務への参入といったことが認められることになったわけでございますが、これに対応いたしまして農協系統につきましては、特に、リスク管理対策の強化はもちろんでございますが、業務執行体制の強化と内部牽制体制の充実、こういったこと等を早急に進めていく必要があると考えているところでございます。

このため、先般成立いたしました農協法の改正におきましても、理事会制・代表理事制の法定化、員外理事制につきましても四分の一を三分の一に拡大するとか、監事の業務・会計監査機能の拡充、こういった措置を講じたところでございます。今後こうした新規業務に対応し得る体制の整備と人材養成がますます必要になってくるわけでございます。

また、お尋ねがございました農協系統の金融機関が証券・信託業務に参入することにつきましては、それぞれのまた業法上の認可なり免許が必要になってくるわけでございます。実際上の参入につきましては、組合員のニーズ等事業遂行の必要性、それぞれの能力、体制の整備の状況等に依りましてそれぞれの経営判断のもとに立ちまして順次行われていくということでございます。現時点でその具体的な見通しということとは困難でございますが、いずれにしましても新規業務に対応し得る体制整備をまず充実していくということと十分指導してまいりたいと思っております。

○谷本観君 その点の指導は強きこの際お願いを申し上げます。土地信託問題について若干伺いた

いのであります。

農地価格はこれはもうどんどん下がっていくという状況なわけですが、残念ながら宅地価格というのは途方もない価格になってしまっておりまして、したがって、土地の売買の伴わない住宅づくりは低家賃住宅確保の上からも大変結構なことでありまして、その意味では系統農協の土地

信託というのを導入したというのも大変歓迎されてしかるべきでないかと思うのでありますが、私が感ずるのには、一般の民間の機関と農協とが土地信託について同列ないし同列以下、以下という意味は後で申し上げますが、扱われている点、一体これはどういふことなのかという点について疑問を持っておるのではありません。

御存じのように、大都市での宅地開発については、これまで民間業者が行ってきたものと農協によるものとを比べてみますと、格段の違いがあります。どう違うのか。民間業者の場合、特に外から入ってきた中小業者の場合に多く見られてまいりましたのはスプロール化、乱開発という例が多かったのではないかと。これに対して農協の場合にはそうした例がほとんど見られないということもありました。民間業者の場合にはもうけることが基本であつて、農協のように地域と結びついていないという違いがあるとされておるのでありますが、私は問題はそれだけじゃなかつたかと思ひます。

といひますのは、農協が行つておる宅地開発の多くは、農家に農業経営を継続してもらひながらその一部を宅地化して、こういふ例が極めて多いのであります。三大都市圏の住民を対象とした、町に農業があつた方がいのかどうかというアンケート調査などを見ますと、大多数は、たとへば、庄園の多数が都市に農業を置くべきだといふ結果が出ています。これは決して日本だけの例じゃないんですね。

御存じのように、例えばアメリカで言いますと、開闢権買上げ制度、シアトルの場合がそうですね。宅地価格と農地価格の差額について公共団体が補助金としてそれを流しながら都市に農地を残していくという努力をしております。旧西ドイツの場合でしたら、ラインガルテン法ですか、これが典型でありますし、世界一町づくりがうまいと言われるのはイタリアであります。そのイタリアで見てみても、例えばフィレンツェの場合には都市の中に農村をつくるとい

う努力をしておる。さらにはまたミラノで言うならば、都市と農村の共存のためのバルコ計画なるものがつくられておるわけでありまして。都市づくりに関する考え方というのは、世界全体が今大きく変わらうとしておるのであります。

この土地信託制度を農協がやるようにして、こういふ道を開くに当たつて、どういふ都市づくりをするかといふことをあわせて検討されてきているのかどうか。まるで検討しないままにやつたつて、これはもう縦割り行政の弊害そのものといふふうに私は思ふのでありますが、このことが一つ。

それからもう一つの問題は、これは同列といひましようか、農協については物の信託しか認めてないんですね。一般の金融機関とそこは違つちやつた。そこで、土地信託について同列に扱うということ、どうも私にとっては納得ができませんのでありますが、その辺についての考え方を聞かせたいのであります。

○政府委員(今藤洋海君) 土地信託事業につきましては、金融制度調査会におきましても、農協の地域金融機関として地域開発の支援機能を強化すべきという観点から今回導入されたわけでございしますが、先生既にお話しございましたように、農協につきましては昭和四十八年から宅地等供給事業といふことで二百程度の農協でございまして、現在農家の土地活用や資産管理、こういったことについて進めてきておる実績も持っております。また、私どももいたしまして、市街化区域における農地と宅地との利用調整を図りつつ、適正な宅地を供給していくという必要性にかんがみまして、予算等もつけましてそういった地域地域の開発計画を立案に農協にやつていくようにという指導なり助成もやつておるところでございます。

こうした実績もございしますので、今回この土地信託事業を認めていただきますれば、新たに信託スキームを通じまして組合員の資産管理のニーズにこたへ、なおかつ地域の町づくりの要請にも対応していくということがよりしやすくなつていく

というように考えておりました。一般の信託を行つておる会社といひますか、そういったものと違つてまさに地域の住民、地域に根差した農協でございまして、土地利用の円滑な調整なり農地と緑資源、さらには宅地との調和のとれた開発、こういったものを進めていくことで農協が実施主体になるのは大変望ましいことだらうと思ひますし、そうした形で町づくり、緑資源の確保と宅地供給をあわせて進めていくように今後とも指導してまいりたいと思つております。

○谷本義君 当局は一応積極的であるといふことは、今のお話でもよくわかつたのであります。そこでちよつと確認をしておきたいのであります。農協に積極的に土地信託等の信託業務を認めていくという考え方、店舗の拡大なども含めて、そこはいかがですか。

○政府委員(今藤洋海君) これも新しい事業でございまして、それぞれノウハウなり実施体制といふものが整備されていくことでございせん。そういったことから、現在かなりの信連、農林中金を通じてそういった信託関係の業務の修得に努めておるといった状況もございまして、そうした準備状況を見ながら順次認めていきたい、こういうことでございまして。

○谷本義君 店舗の拡大も含めて積極的に推進するように、これは農業だけの問題じゃなくて国民全体の問題ですからね。この点は強くお願いをしておきます。よろしいですね。

もう一つ伺いたいと思ひます。それは、早期にひとつやるようにしていただけないかといふことであります。確かにパブルは消えました。パブルは消えましたが、例へば三大都市圏で言いますと、既に生産緑地法が成立し、発足をしておつて、宅地の供給、これがどんどんふえていくといふような状況が一つあります。首都圏で言いますと、最近では、東北線で行うならば大宮から宇都宮、上越線で行いますといふと行田あたりから高崎あたり、ここらのも

宅地開発が随分盛んになってきておるところであります。それにまたごく最近のことです。今国会で拠点都市法が成立をする、そして間もなくその指定が行われるといふような状況等があるわけですから、やつぱりこの業務は急いでやらないと後手後手に回つちやいかぬわけでありまして、その点、実現についてぜひひとつ早期にやつていただきたいといふことであります。いかがですか。

○政府委員(今藤洋海君) 今お話ししましたように、生産緑地法の実施等々、そういった状況の変化がございまして。農協として役割を果たしていく必要がとみに強まつておると考えておりますので、実施体制の整備を急がせながら認めていくようにしてまいりたいと思ひます。

○谷本義君 次に、自己資本の充実問題について伺いたいと思ひます。経営基盤強化のため金融機関は一層の自己資本の充実が必要だとされておるのでありますが、協同組織の金融機関、なかんずく農協、漁協の場合には自己資本が十分ではありません。それだけに一層の充実が必要だとされるわけでありまして。金融制度調査会の報告を読みますと、協同組織性に配慮しつつ優先出資制度の導入検討を進めるべきだといふふうに言つております。これは当然のことでありましよう。

そしてまた同時に、私が伺いたいと思ひますのは、農協、信連、農林中央金庫を通して自己資本充実拡大のための方策、どのようにお考えになつていかうか伺いたいです。○政府委員(今藤洋海君) 農協系統の金融機関につきましても、御指摘がございましたように、自己資本の充実は大変大きな喫緊の課題でございまして。役所といたしまして、六十二年でございまして、農協につきましては六、信連につきましては四、というところで自己資本の目標を定めまして、おおよそそれに近い水準に現在達しておると思つてはおりますが、今後いろんな面でのリスク管理をきちつとやつていくという面、さらに自

こうした質問を行いますというと、おれは大蔵

大臣だから、それは農林水産大臣に聞いてくれという冷たいことは言わぬで、閣内では、いやこれはもう政府・自民党を通してあなたは最も農政通とされておられる方でありまして、この際、言うなれば「国務大臣としてのあなたの所見を伺いたいのであります。いかがでしょうか。」

○国務大臣(羽田孜君) ただいまの御指摘は、まさに日本の農業の現状、あるいはその中で果たしている農協の役割、またそれに対する農民の声といひますか、そういったものが全部網羅されてお話をあつたわけでございますけれども、確かに今農業に従事する人たちが将来大変減つてくるという大変深刻な問題があります。あわせて、日本農業の将来というのに対してもいろいろな外圧その他なんかもあるということでも不安を持っておる。

しかし、食糧問題ということと考えると、このままでよろしいのかということも考えなさいかぬ。それと同時に、本場にやろうという人たちが意気込みを持ってやるものでないといけないということ、それから農村というものが活力のある場所でないといけないのじゃないかということ、要するに農民たちが生活をしていく場所としてのしつかりしなさいいけないんじゃないかといううかというところを今度の「新しい食料・農業・農村政策の方向」というところで位置づけながら、ずっと勉強されたのがこの間発表されたことであらうというふうに思っております。私といひました一つの時宜を得たものであらうと思ひますし、やっぱり踏み込んで議論するということ、苦しいことに真つ正面から議論するというのが今大事なことであらうというふうに考えまして、また今先生の御指摘なんかも私も本心に傾聴させていただいたところでありま。

そういう中でありまして、これは全部について申し上げる時間がないからいじやしませんけれども、確かに農業を進めていくのに当たりまして、補助金というのは条件が非常に厳しい

ということと同時に、画一化されておる。どうしてもそういうものでないや公平でないということがあるということであつたんでしよう。しかしまた、そういったものでございましてどうしても補助金にぶら下がつてしまふ、いわゆる創造的なのがない、自主的なものがないということも考えたときに、補助金というもののについて私どももある程度目的を達したのについて今これをだんだん外す、そういったことをしてきたわけですが、それでも、しかしそれだけじゃなくて、自主性を生かす方向でいくことが大事であらうということ、そこで金融というものがクロージアアップしてくるであらうと思つております。

政策金融といひましては、近代化資金ですとかあるいは自創資金ですとか、こういったものを拡充してまいりましたし、また新たに農業へ参入しようとする人たちが、あるいは規模を拡大しようとする人たちが、こういった人たちに政策金融で対応しようとしておりますけれども、この場合にもある程度、これはほかの業態といひますか、農業じゃないところと全然違つたものをやるということとはなかなかこれは許されるものじゃないということ、おのずと限界があらうと思つております。そういったときに、農協の金融というものがそういったことを意識しながらこれに對して対応していくということ、私は非常に重要なことであらうと思つております。そういうことをしていくのが農協のまた役割であらうというふうに考えております。

そういった中で、低利の融資の制度というものをどこまで政策金融とうまくあわせていくかというの、これはまた予算等の全体の中で私たちが議論していかなくやならぬ問題でありますけれども、しかしそういったことに意欲を持って農協もお金を出していくということは真剣に考えていかなければいけない問題であらうなというふうに思つております。そしてそれと同時に、先ほどからお話がありましたように、構造改善事業なんかとあわせて、農村に住宅ですとかあるいは都市づくりな

んというところについて一、二年前から本格的に始めようというモデル地区なんかについての仕事が始まつておりますけれども、農協というのはそういう役割を果たしていかなくやいかぬと思つております。

それと、農家の皆さん方が蓄え、あるいはつくり上げた資金というものを、これを資産運用の面でもちゃんと生かせるようなもの、これを今度の金融制度改革の中で果たしていかなくやならぬという新しい一つの問題があらうと思つておりますので、私どももいたしまして、こういった問題も今後とも今御指摘のあつたような視点を踏まえながら勉強していきたいと思つております。

また農協も、先ほどから話がありましたように、それぞれの機関等に人を出したりして人材の養成をしておりますけれども、やっぱりいろいろなもの、デューリングの問題ですとかあるいは信託の問題ですとか、これはなかなか本場に技術が、大変的な技術というものが非常に必要であるということ、それと地縁性があり過ぎるということのためになかなか切るときに切れない、あるいは確かな指導というものがやりにくいなんというものもあらうと思つております。ですから、非情になれと私は言ひませんけれども、農協が新しい時代の金融制度の中できちんとした役割を果たしていくために、そういった面においてもそういった人たちの養成というものは非常に重要であらうということ、それを改めて感じておることを申し上げておきたいと思ひます。

○谷本健君 終わります。

○委員長(竹山裕君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま大島慶久君が委員を辞任され、その補欠として木暮山人君が選任されました。

○前畑幸子君 午前からの質疑を聞く中で、大変今回のこの金融制度改革というものは奥深い問題点もあるような気がいたしております。

それはさておきまして、ただいまの金融機関を取り巻く環境というものは、ここ二十年ほどの間大変目まぐるしく急速な変化をいたしております。そして金融の自由化、国際化、証券化という世界的な動きというものを避けることはできない状況にあると思ひます。一九八四年の五月に「金融の自由化及び円国際化についての現状と展望」が発表され、また日米円・ドル委員会報告も発表されております。この基本方針のもとに各種自由化や規制緩和措置が実施されてきたと思つております。

そこで、今回の証券取引制度及び金融制度改革は、こうした国際環境変化に伴う業務範囲の拡大にこたえようとするものであると私はとらえております。また、金融のグローバル化が進む中で、平等な条件のもとで競争をしていく環境をつくるためにということでもございすけれども、そういったところの方でこの金融制度改革を見ていっていかぬか、改革の目的をもう一度お答えいただきたいと思います。

○政府委員(土田正顕君) 御指摘のような金融の自由化、国際化の進展によりまして、金融機関を取り巻く環境が急速に変つてつあるということでございます。

そこで、この環境の変化に對しては、これまでの専門制、分業制に基づく縦割りの金融制度の見直しをいたしまして、その際、殊に地域金融機関、中小金融機関をも含めましてそれぞれの金融機関の行い得る業務の範囲を拡大し、そしてそれぞれの金融機関の主体的な判断のもとに自主的な経営路線を選択してもらつて、その中で適正な競争を促していくというふうに今私どもは考えるわけでございす。

全体としての制度改革の目的、趣旨等につきましては、おおむね御指摘のとおりであると考えております。

○前畑幸子君 中小金融機関とそれぞれの立場の金融機関との競合ということに關しましては、細かい点はまたあすお聞きしたいと思ひます。

そうしますと、こういうことを論じるときに、昨年来、金融・証券不祥事が大変続発したわけがございますけれども、金融機関のあり方といえますか姿勢が大変問われることになると思います。偽造預金証書による不正融資事件とかノンバンクを経由した銀行の過剰な不動産融資など、大変厳しい問題が続いてきたわけでございますので、そういう不祥事についての反省が欠かせない問題として出てくると思います。今後、金融機関がそういう経営姿勢を見直して正当な業務に戻ることに最も求められる大変重要な課題ではないかと思えます。そうした意味で、すべての金融制度改革の大前提に経営の健全性を確保することが私は求められなければならない。そうした意味で、今回の法案においてこの辺の監視は十分手当てされているものか伺いたいと思います。

そしてまた、私が思いますには、まだ業務運営の正常化を見届けていない気がしております。今回の改革がなされようとしているわけでございますけれども、二度と不祥事を起こさないと言え、体質改善がされたのか、内部監査は進んでいるのかという、そういう点をどのように思っているのかでしょうか。

○政府委員(土田正顕君) 御指摘のように大変遺憾な不祥事の発生を見たわけでございますが、その原因については、もちろん個別の事件ごとにいろいろな事情はございましたけれども、これをやや総括的に申しますと、一つには金融機関の自己責任意識なり内部管理が不十分であったこと、これはやはり指摘しておかなければいけない問題であると思います。それに加えて、制度論に結びつく問題といたしましては、金融資本市場における適正な競争が欠如していたのではないかと。それからさらにこれは証券取引などの問題でございますが、取引の公正の確保に係る法令などの遵守の状況を監視する機能が十分ではなかったのではないかと。そういうような反省点があると思うわけでございます。

そこで、これに対します総合的な対策といたし

まして、先般可決をしていただきましたいわゆる公正確保法案と、それから現在御審議をお願いしております制度改革法案、この二つを通じていろいろな手当てを考えておるわけでございます。第一に、業態間の相互参入を図りまして、金融機関相互間の有効かつ適正な競争を促進するというようなこと。それから第二に、自己資本比率規制の根拠規定をつくること、ディスクロージャー規定の整備をするとかによりまして経営の健全性の確保を図ること。それから第三に、証券取引等監視委員会を設置いたしますほか、証券業協会など自主規制機関の機能強化を図ること。そのような組み立てによりまして不祥事の反省を生かしたいというふうに考えておるわけでございます。

そのような制度的な手当てと並行いたしまして、いやむしろそれよりも前の問題といたしまして、やはり個別行政面におきましても行政の透明化とか検査体制の充実を考えていきたいと思います。すし、それから個別の金融機関におきましては内部管理体制などの総点検、それからいろいろな見直し、改善、そのようなものを促すという行政をとつておるわけでございます。金融団体、それから個別金融機関、それぞれに業務運営の点検なり内部管理の見直しが一斉に進められてまいっているところでございます。まだそれが完了したと申すことはできませんが、私どもとしましては、今後ともそういういろいろな金融機関が一丸となりまして不祥事の再発防止に向けた自主的な経営努力を発揮することを期待しておるところであります。

○前畑幸子君 競争によって改革をしてという御意見でございました。改革の中心に、各金融機関の経営の幅を広げ効率化を図るという縦割りの行政を改めて、金利の自由化に今回の業務の自由化というものを加えて競争原理によって利用者により便益を与えていくというようにございますけれども、私は、今おっしゃったように、競争の促進によつてその効果を利用者の預金の金利とか貸出金利とかあるいは手数料の自由化などに反映すると

いうことはかりではなくて、ある意味でその金融機関のランクによつては経営条件を厳しくする側面も出てくるのではないかと大変心配するわけですから、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(土田正顕君) この点も御指摘のとおりでございます。確かに金利なり業務の自由化が進みますと、プラスの面といたしましては、経営戦略の選択の幅が拡大いたしますし、それからこれは中小金融機関を含めて各種金融機関が創意工夫を図りながら、規模、業態の差などのほかに地域密着性といういろいろな新しい色をその点にはプラスであるというふうに考えてよろしいわけでございます。

ただし、その反面、やはり金融機関相互間の競争は一層強まってくるというところは避けられないわけでありまして、各金融機関におきましては、これまで以上に経営の効率化なりリスク管理体制の整備が必要でございます。

また、これは必ずしも金融の自由化と不祥事件の発生とはつながりはないというふうに私どもは考えておりますが、いよいよ今後各種の業務が多様化する際に、不祥事件を未然に防止するというための体制の整備強化に努めていくということも従前にも増して各金融機関にとり必要であるものと考えております。

○前畑幸子君 金利の自由化というのはもう数年来きているわけでございます。既に自由化の競争の中に来たわけですね。そこに、金利だけが自由化というのではなく、要するに業務の自由化も同じレベルに、どの銀行にしても同じことができるようにして競争をしたいということであると思えますけれども、やはり体力的に余裕のある銀行と、そしてまた地方の銀行との競争というものを同じレベルですべてのものが自由化して果たしていいものか、私は心配をいたします。農協とか、それから先ほど来御説明のありました労金とか、それから信用組合におきます体力で

都市銀行と同じ立場に立たされて走れと言われましても、やはりそこには自然無理があるのではないかと。果たしてそれが本当に各銀行同士の競争で、そして効率化をさせることによって健全な運営をしていくということは、私はちょっと躊躇ではないかなという気がしてなりません。

私も、そういう体質の弱い銀行のこともきちんと考えてあげなければならぬと思いますし、ひいてはそこに預金をする中小零細企業、そしてまた一般庶民の方たちにとってそれは反映してくることでありますので、一遍に棒を取り払って小さいものも大きいものも一緒に走れ、一つの同じレベルのハードルを越えろというのには私は矛盾があるとしたか考えられませんが、いかがでしょうか。

○政府委員(土田正顕君) このたびの改革法案で各金融機関の業務範囲を広げておるわけでございます。ただ、これは申し上げるまでもないことではあります。その結果としてすべての金融機関が同じことができるというか同じような業務をやるということを想定しているのではないわけでございます。自分たちがやり得るいわば選択の範囲を広げるということではございますが、その中のどのような業務をやるか、ないしはどのような業務をやらぬか、それはそれぞれの金融機関の立地条件その他の環境を踏まえた自主的な判断があつてしかるべきであるというふうに考えるわけでございます。

その際に、中小金融機関なり地域金融機関にはある意味では大手の銀行にはない独特の強みがあるわけでございます。その強みというのは、やや抽象的な言い方になりますが、地域の情報に強いということでございます。したがって、そのような地域の情報に強いという持ち味を生かす場合、その生かし方の道具として、従来のような預金、貸し出しのほかに、いろいろな金融取引も多様化してまいりましたから、役に立つようないろいろな新しい業務をやりたければそれを使つてもらいたい、そういうことで業務範囲を法律上の枠

取りを広げておるわけでございます。

ただ、それにつきましては、これも御指摘のように、体力の弱い金融機関がいれば体力を無視して極端な張り出し型の経営をするというところは、これはやはり健全経営の確保という観点からは問題があるわけでございますので、その点につきましては別途個別の金融機関の健全経営を確保する手だてを私どもも考えてまいりし、それから個々の金融機関の経営者にも強くその面についての配慮を促したいというふうに私どもは考えております。

○前畑幸子君 金利の自由化による金融機関のメリット・デメリットというのは確かにあると思いますが、その中で進みやすい面もあるかもしれませんが、それと同時に、またその細かい面に関しましてはあすお伺いすることいたします。

現在の縦割り金融制度を見直して、そして各業態が子会社によって相互に参入することを基本的な姿としたものだと思いますけれども、金融の自由化と言ふときの自由というのはどういう形態を認識したらいいものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それは、改革の当初に各子会社の業務を制限し、様子を見ながら徐々に緩和する方針をとっているわけですが、改革法は銀行の行動に関して行政が指導しないことを意味されているのか、金融取引の運営は銀行と当事者に任せて、不正が行われたときにのみ指導をしていくという方針なのか、そのあたりについてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(土田正顕君) 金融自由化という概念は、やはり金融に関する諸規制、諸慣行を緩和、撤廃する動きを指すものであるというふうに大づかみには申せると思ひます。それがいろいろと金利なり業務なりの自由化ということと具体的な形をとっていくわけでございます。そのような規制の緩和、撤廃でございますから、行政の出番は従来のような個別行政としてはだんだん少なくなっていくであろうというふうに考えるわけでございます。

しかしながら、片一方で、やはり金融機関について免許制をとっておりますゆえんのもの、その金融機関の持つております重要な公共的な業務が支障なく遂行されまして、国民経済、国民生活に便益を提供するというのが目的でございますので、まず例えば健全経営を維持するというようなことは、これは相変わらず今後とも要求されるところでございまして、そのための金融行政上の指導というものは、これはなくなることはないと思ひうわけでございます。

ただし、個別の指導の重点と申しますか、それは若干今後は変えていかなければいけない。一つには、極力行政指導について透明性を高めることである。それからもう一つは、金融機関の経営の自由を尊重しながらの行政規制というものにだんだんと重点を移すべきであらうということでございます。例えはバランスシート規制というような言い方がございしますが、一定の財務諸比率を維持するように義務づける。ただ、それを維持するようなやり方は、実際には経営には何通りものやり方があるわけでございしますが、そういう個別具体的な組み立て方については行政の干渉を手控えていく、そのようなのが今後の行政指導の姿であらうかと思っております。

○前畑幸子君 要するに、自由に任せるというならば、業務制限の解除の時期とか内容について判断するのは大蔵省の金融行政当局ということになるのでしょうか。時期、内容について判断を決めていくのは大蔵省の当局のお考えですか、それは。

○政府委員(土田正顕君) 今回、中小金融機関を含めまして、かなり新しい業務を認めることになるわけでございしますが、これはいわば法律上の枠取りでございますので、個別金融機関がそのような業務を開始するに当たりましてはまた個別の認可が必要であるというような例は少なくございません。

それは、例えば外国為替業務の取り扱いを始めるときとか、それからその他のいろいろな受託業務を認めるというようなものにつきましても法令上

の個別の認可が必要なケースはございます。そのような認可を進めるに当たりまして、そこはやはり行政の出番があるわけでございしますが、その後は、例えば健全経営上の観点から要求される経営諸比率などを満たす限りにおいては個別金融機関の経営の自主性を尊重すべきであるというふうに一般的には考えております。

○前畑幸子君 改革後においても金融行政当局が調整権限などを持つていくことは、利用者の利益を保護するためには必要だということであらうと思ひますけれども、ということは大蔵省の持つ権限、影響力というものを維持していくということにはほかならないのではないのでしょうか。

○政府委員(土田正顕君) 金融機関に対する規制というものは、やはり銀行法やなにかにございまして、その法律の目的を維持するために必要とされるということであらうと思ひます。そういうことからしまして、法律の運用上必要な当局の権限の行使、影響力の行使というものは続くわけでございしますが、ただこれは過去何十年の実際の移り変わりを見まして、内容的には随分行政指導の重点の中身が変わってきております。

それからまた、総量はどうかということ、これはなかなか定量的には把握しがたいわけでございしますが、やはり全体的には規制緩和、自由化というような大方針に背馳しないように行政当局としても気をつけてまいりましたつもりでございます。

○前畑幸子君 規制緩和措置の方向に進むということですが、例えば競争原理のもとに再び収益至上主義などに走らざるを得なくなつたときには、やはり金融機関としての体質とか企業倫理などを考えると、結局は規制の強化をせざるを得ないときが来なければいけません。大蔵大臣、その辺に關してはどうお思ひでしょうか。

○政府委員(土田正顕君) 必ずしも十分なお答えになるかあれでございしますが、金融機関も収益事業でございますから収益を求めるといふ活動自体に不都合な点はないのでございしますが、しかしな

がら、他方御指摘のような企業倫理の観点からいつていかかと思はれるような行動をとるといふようなときに、いわば広い意味での銀行業務の公共性の観点から当局がいろいろと物の考え方を示すというようなことはあり得るわけでございします。

そのような効率性を追求する活動と公共性を守る活動というものがいわば二つの目として、それで全体の銀行のパフォーマンスというものを決めておる。それで、あるときには確かに公共性の問題が非常に大きく取り上げられ、あるときにはさほどでもない、そういうようなやはり変遷は状況の推移とともにあるわけでございまして、その状況をにらみながら、それに対応した行政をやつてまいらなければならぬというふうな私どもは考えているつもりでございます。

○白浜一良君 本題の質疑に入る前に、二点ほど大臣に伺いたいんです。

一つは、所得税制の見直しの件でございまして、これは八八年の税法改正のときに、総合課税への移行問題も含めて、施行後五年を経過した後見直し、こういう案文が盛り込まれておるわけでございしますが、最近の報道によりまして、政府税調、金融関連所得課税の見直し、総合課税含め検討」と、こういう報道もされておるわけでございします。ちやうどこの五年後の見直しの時期にも当たりまして、大蔵省といたしましては、明年度の予算編成の作業に入られておるということでございます。この所得税制の見直し、総合課税を含めまして、利子所得課税の見直しということもございしますし、株式売却益課税の見直し、こういうこともございします。この辺大臣としてはどのような具体的にお考えでしょうか。

○國務大臣(羽田孜君) 具体的なことは担当の方からまた申し上げたいと思ひますけれども、現行の所得税制につきましましては、総合課税、これを原則として、利子、株式の譲渡益課税につきまして、その所得の性格などに応じまして実質的な公平を図るために分離課税、これが採用されておる

ところでございますけれども、利子、株式譲渡益に対する課税のあり方につきましては、六十二年九月及び六十三年十二月の所得税法の改正の際に、総合課税への移行問題も含めて見直しを行う旨の規定が設けられておりまして、この規定の定めるところに従いまして、私どもいたしましては、税制調査会の方で今年の秋以降見直しを行うということと作業を進めることになっておるといことを申し上げたいと思います。

具体的には政府委員から。

○政府委員(濱本英輔君) ただいま大臣から御答弁がありましてございまして、所得税法等の見直しをいたさしたときの六十二年の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十一条、それから六十三年度の改正の際の所得税法等の一部を改正する法律附則第八十一条に規定がございまして、見直しの時期を迎え、見直しの作業を進めていくべきものと考えておりますけれども、税制調査会におきまして今後どのように審議を進めたいかにつきまして、これはこれから後、税制調査会で御検討いただくということになろうと存じます。

○白浜一良君 回りくどい言い方なんです、総合課税への方向性の中で検討されていると、こういうふうには理解していいわけですか。

○政府委員(濱本英輔君) 失礼いたしました。

この見直しは問題になりましたときに御議論ございまして、法律の条文の中にその議論の痕跡をとどめておるわけでございますけれども、先ほど申し上げました附則第五十一条では「利子所得に対する所得税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行う」とされておりますし、株式の譲渡益の場合も、先ほど申し上げました八十一条に「株式等の譲渡益に対する所得税の課税の在り方については、納税者番号制度の導入問題等所得把握の環境整備の状況、最高税率の水準を含む税率構造全体の在り方及び適切な源泉徴収制度との関連に配慮

しつつ、総合課税への移行問題を含め、所得税法等の一部を改正する法律附則第五十一条の規定に基づき利子所得に対する所得税の課税の在り方を見直しと併せて見直しを行うものとする」と書かれておりまして、見直しに当たって総合課税への移行問題が含まれるべきであるということはこの法文にありますとございまして、

具体的にはその問題をどのように論議されていくかということ、先ほど申し上げましたように今後の税制調査会の審議にゆだねたいと思っております。

○白浜一良君 別に書かれている法文を読んでもらう必要などございせん。わかっているわけございまして、私は方向性を聞いておるわけございまして。

じゃ、もう一点お伺いしますが、今回、金融制度改革でいわゆる相互参入が図られていくわけございまして、既に従来から、例えば郵貯とか政府系の金融機関また中小金融機関に対しては固定資産税の減免とか印紙税の非課税、こういういろいろな特別措置がとられておるわけございまして、これ相互参入が図られていくとも、こういう措置は当然必要であると思はれますが、大臣、これはどのようにお考えですか。

○政府委員(濱本英輔君) 印紙税のお話でございますけれども、これは原則として課税物件表に掲載されております文書すべてに對しまして印紙税を課税することとされておまして、若干の特例がございまして、その特例につきまして申し上げてみますと、郵便局でございましてが国民金融公庫でございましてが住宅金融公庫など、地方公共団体あるいは資本金の全部を国、地方公共団体が出資している法人、そういうものに該当するものにつきましてその作成する文書について特例を設ける。あるいは信用金庫とか労働金庫などが作成いたします預貯金通帳などにつきましても、これら金融機関の創設目的が会員等の経済的、社会的地位の向上と保護を目的とする組織体でありますこととやら、その預貯金金額が比較的少額である

といったようなことを勘案しまして特例措置を講ずるなどの措置が講ぜられてまいっております。

こういった印紙課税のあり方につきましては、その文書の作成形態でございましてほかの文書との負担のバランスといったようなものを踏まえながら必要に応じて検討を加えてまいっておりますし、今後必要が生ずれば検討してまいるべき問題と思っております。

○白浜一良君 大臣、だから今主税局長がおっしゃったようなそういう措置がとられているわけございまして、相互参入でだんだん自由化されていっても、そういう機関にはそういう措置を継続すべきである、私はそういう主張をしているわけございまして、それに対するお考えで結構なんです。こういうことをやられているというのをよくとくとと要らぬわけございまして。大臣、御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜君) 基本的に、今局長から申し上げましたように、私もいたしましては、こういった問題につきまして、負担のバランス、こういったものを踏まえながら引き続き検討させていただきたいということを申し上げたいと思ひます。

○白浜一良君 それでは、本題に入りまして何点かお伺いしたいと思います。

まず、今度いわゆる相互参入の形態をとられるわけでございますが、私の理解するところでは、金制調と証券の報告の内容を読みましたら微妙に違いを感じるわけですね。例えば金制調の方では、当初の業務範囲は一定の制約をやむを得ぬこととしながら、今後は段階的に拡大すべきだ、このように書かれておりますが、証券の方では、公正な競争の確保のための実効性のある弊害防止措置を講ずる必要がうたわれておりまして、参入の分野、テンポについても、漸進的段階的とする、このような表現、段階的に拡大すべきだということ、漸進的段階的、こういう表現がそれぞれされているわけでございます。

大蔵省として、この法案実施に当たりましてどちらに重点を置くというか、これは一緒なんだと言われりやそれで終わりなんです、この辺の見解をどう踏まえていらっしゃるか、またどういう方向性で実施しようかとされているか、基本的な考えをお伺いしたいと思います。

○政府委員(松野元彦君) 確かに御指摘のように、両報告書を詳細に並べてみますと若干違いがあるわけございまして、これは、証券取引審議会の報告書といひますのは、やはり証券市場への新規参入という問題を中心にして議論を進めたわけございまして、金融制度調査会の方の議論は、単に証券市場への参入だけではなくて金融制度全般、金融業態の中の相互参入という問題も議論の対象になったわけございまして。

証券市場への参入という、もちろんその逆に証券会社が金融業務に参入するということも当然証券取審でも議論されたわけございましてけれども、実際問題として証券会社が金融業務に参入するという問題というのはなかなかすべての証券会社ができる問題でございせん。そういうようなことで、証券市場への参入という問題が大きな中心テーマとして議論がなされたわけございまして、そういうようなことで、相互参入といひましても実際の可能性というものがかなり違うという問題、背景がございまして。

それと、証券界の場合には御存じのように非常に企業規模の格差が大きいわけございまして、中小証券会社というようなものの存在というものをやはり念頭に置きながら議論がなされた。さらに新規参入による競争の促進といひましても、例えば発行市場と流通市場とは必要性が違ふというような議論もあるわけございまして、そういうようなことから、漸進的段階的に業務範囲を拡大する、あるいは参入を認めていくという議論になっているわけございまして。

しかし、その参入の最大の目的はやはり競争の促進でございまして、そういうことから申し上げますと、激変緩和の形はとりながら将来的に

はできるだけ業務範囲を拡大していくという方向性はこれは我々としてもそういう方向性が出ていくというふうに解釈をしております。

また、ファイアウォールにつきましても、これも証券市場におきまして新規参入者の行動、特に銀行の証券子会社の行動というものについてかなり危惧があることも事実でございます。これは銀行の影響力が及ぶかもしれない。しかも、証券市場というのは相対市場ではなくて不特定多数の投資家が参入する市場でございますから、そこでのいろいろな利益相反行為などが行われますと取り返しのつかない弊害、悪影響が出るというようなこともございます。そういったような観点で、証券市場の公正さあるいは健全さを維持するという観点から議論をいたしますと、どうしても弊害防止措置というものについてかなり厳しい見方をせざるを得ない。ただ、もちろん不必要に厳しいものにする必要はないわけでございまして、やはり市場という観点からいいますと、ファイアウォールについては証券審議の方がやや厳しいといえますが、細かい点まで言及をしているということが言えると思います。

○白浜一良君 そういふ基本認識のもとに、具体的なことを何点か伺いたいと思います。

まず一つは、証券の親会社が証券売買の手数料の収入をふやそう、こういう目的で信託会社に過度に売買させる、こういうケースがあるわけですね。また、売れ残った引受証券、そういうようなものを同じく信託の子会社に買い取らせる、こういうケースも起こり得るわけでございまして、こういう事例はどのように対応されますか。

○政府委員(松野元彦君) 証券会社が信託銀行子会社をついた場合に、手数料収入をふやすために過度に売買をさせるという懸念というのは、それはないわけではないと思います。そういうようなことになりましてこれは非常に問題でございます。

私も、まず一つには、証券法上の考え方として、やはり証券会社が余り特定の取引に過度に

依存するということとは望ましくない、これは仲介業者というものの中立性といえますが公正性からして問題があるわけでございまして。そういった点から、できるだけ親証券会社と子会社との独立性といえますが、子会社の独立性を確保する必要があることになってまいるわけでございまして、人的な関係等々についての弊害防止措置を講ずるわけでございまして。

もちろん一方で、これは信託銀行のサイドでございまして、信託銀行としても委託者でありますお客に対して忠実でなければならぬという善管注意義務というのが当然あるわけでございまして、そういったことで、必要以上に売買を行うということとは信託銀行にとっても決して許されることではないというふうに考えるわけでございまして。この辺は証券会社がつくります信託銀行子会社というものの営業の内容を具体的にチェックすることによって、そういうようなことが行われないようにする必要があるというふうに考えているわけでございまして。

また、もう一つの、引き受けた証券を信託銀行子会社に買い取らせるのではないかとということでございまして、これにつきましては、実は私どもは、弊害防止措置の中の一つとして、証券会社が引き受けた証券を引き受けてから一定期間内に親銀行に売却することを規制するというようなことを考えているわけでございまして、御指摘のケースはそのちょうど逆でございまして、親証券会社が引き受けたものを子会社である信託銀行に買い取らせるということでございまして、逆にいうに、引受業務というものが適正に行われるためにはそういうようなことが行われないようにする必要があるわけでございまして、その辺もやはり何らかの形で具体的な措置を考えていきたいというふうに思っております。

次に、こういうケースはどうですか。

今回、信託等は信託業務が本体でできるようにしたわけですね。それで、同じ一つの信託の中、自己業務と信託業務の間のファイアウォールの問題が起こってくるわけでございまして。これはどのようにお考えですか。

○政府委員(土田正顕君) この自己業務とそれから信託業務との関係につきましては、従来からいけば信託を営んでおります信託銀行などに適正な取り扱いを促しておりますのでございまして。それと基本的には同じであると思ひますが、要は、信託勘定に属します財産は、名義はその受託者の名義でございまして、実態には他人と申しますか、委託者ないし受益者のために運用すべき義務を担っておりますので、それと受託者であります信託業者自体との利害が衝突するようになるときに、自己の利益を優先させるというふうなことで行き過ぎた行為がないように指導してまいってきております。

○白浜一良君 それだけでですか、局長。それで要するに同じ一つの信託内で二つの業務をされるという、そういう問題は解決されるんですか。

○政府委員(土田正顕君) 確かに、従来いけば信託業者の数は極めて少なかったわけでございまして、その業者はおおむね昭和の初めから長い間営業をしておたわけでございまして、それぞれ銀行の中における取り扱いもおおむねから大体安定した、確立したルールに従って行われておたわけであります。その点、今度部分的にもせよ信託業務を取り扱う者が非常にふえます場合には、具体的な注意事項などについて従来よりもわかりやすい形で基準を明らかにしなければいけないかというふうなことも考えております。なお今後検討したいと存じます。

○白浜一良君 基準を明確にしてください。

具体的な事例として、こういう場合も銀行局長あり得るんですね。自己勘定と信託勘定、両方に貸し付けされている、ところが貸付先の経営が非常に厳しくなった、担保をどちらかの勘定に操作して優先してしまえば一方の顧客に不利益を与えらることもこれは考えられるわけですね。こういう事例はどのように防がれますか。信託の例ですよ。

○政府委員(土田正顕君) そのような場合は、これはやや検査で発見されて適正でないというふうな取り扱いは是正を指示するというような実例が出てくることがあるかというふうな問題であらうかと思ひます。

一般的には、これはやや観念的な言い方でありまされども、自己勘定、固有勘定による運用と、それから信託勘定による運用とを比較しまして、信託勘定による運用に不当にしろ寄せをすることがあつてはならないという考え方のものは確立しておるのでございまして、それを具体的にどのようなケースについて認定するかというのは、これは従来は担当検査官などの個別の指摘にゆだねられていたような感じがございまして。先ほど申しましたような取扱業者が非常にふえるというふうな場合には、もう少し基準を明確にするということではないかと思つております。

○白浜一良君 こういうケースもあり得るんで、先ほどと同じように基準を明確にして、検査官のそういう判断だけではなしに、しかるべき対応をしていただきたいと思つてございまして。

次に、日本にはいわゆるメーバンク制というのがあるわけでございまして、衆議院の審議を見ておりましたら、親銀行が証券子会社に引き受けをさせる場合、引受幹事会社などは規制する、しかしシンジケート団の一員ならいい、こういうふうな回答されたのと伺つていますが、これはそれでいいんですか。

○政府委員(松野元彦君) 幹事と引受シ団のメンバーとの違いといひますのは、幹事は発行会社と直接引受契約の交渉をするわけでございまして。引受シ団の方は、シ団に入っているメンバーというのは、引き受けたものを販売するといひますか、募集取り扱いはするといひますか、格好になるわけでございまして、そういったことから申し上げま

すと、単に引受シ団のメンバーに入るといふことであらば、仮に親銀行がメインバンクである企業であっても、シ団の中の配分というものはおのずからやはり販売力によって決まってくるわけでございますので、それは影響を行使するということにはならないのではないかと、このようにお答えをしたわけでございます。

○白浜一良君　そういう答弁をされたとは何っているんですが、日本は独特のメインバンク制があるわけで、そういうメインバンクがありますから、その銀行の子会社とメインバンクになっている会社との関係というのは非常に不公正な形で取引がされやすいということ、これは一つ幹事とシンジケートという区分けをされたわけですが、そういう区分けだけで十分であると、こういうふうにお考えなんですか。

○政府委員(松野允彦君)　基本的には、今申し上げましたように、やっぱりシ団メンバーというものの果たす機能と幹事が果たす機能とは違いますが、原則といたしまして、基本的にはそういうことだろうと思うわけでございますけれども、もちろんケース・バイ・ケースによつては、単にシ団のメンバーでありながら発行会社に親銀行が影響力を行使して何らかのシ団メンバーとしてはやや問題のあるような引き受けをするというふうなこともないわけではないと思ひます。例えば引受シ団にいたしたとしても、そういうふうなことにいつてはやはりケース・バイ・ケースで判断をしていかざるを得ないわけでございます。一般的に、画一的にシ団メンバーに入ることまで禁止するということは、やはり先ほど申し上げたような機能から考えましてや行き過ぎではないかというふうにお考えのわけでございます。

○白浜一良君　今引受シ団とか、ケース・バイ・ケースだと、こうおっしゃったわけでございますが、そういう観点から考えましても、いわゆるメインバンクというのは非常に大きな意味を持つ。そういう意味でメインバンクとは何かということ、これは証券局長が衆議院で答弁されてい

ると伺いました。貸出量が一つの目安である、しかしこれだけでよいというのではない、今後検討すると、このように答弁を伺っているわけでございますが、これはその後何かつけ加えることございますか。

○政府委員(松野允彦君)　あのときは、たまたま融資量という問題がございましたので、そういうお答えを申し上げたわけでございます。

確かにメインバンクを定義するというのは非常に難しい問題でございます。なかなか定量的、一つの基準ですばつと割り切るといふわけにはまいりません。融資量も一つの要素ではありますが、うし、あるいは役員、人の派遣の状況とか、あるいは持ち株、持ち株といひましても銀行は五割しか持てませんのでこれは余り参考にはなりませんけれども、銀行グループというふうなものも存在をするわけで、そのグループによる持ち株比率というふうなものもありましようし、あるいはいはいゆる受託業務というふうなものもあるわけでございます。ただ逆に、逆の面では企業といひましてもいろいろな企業があるわけでございまして、非常に大きな企業で銀行借入れが少ないような企業の場合には、これはメインバンクとしての力を発揮できないようなケースもあり得るわけです。そういうふうなことをいろいろと考へなければならぬわけでございまして、なかなかどういうふうなメインバンクというものを定義したらいいのかというのはいは難しい問題でございます。

ただ、証券取引審議会の報告書でも、そういう特別の地位にある銀行といふものが存在することは事実だと、これについてやはり何らかの規制をしなさいいけなさいという指摘を受けているわけでございます。したがって、いろいろなメルクマールを考へながら、そういう問題について何らかの実効のある措置を考へていく必要があるというふうにお考えしております。

○白浜一良君　もう一点、今回の銀行が証券子会社をつくって参入されることに對しまして、今申し上げましたメインバンク制そのものをどのように

認識されるか、証券市場にとつて問題があるのかないのか、問題があるとすれば何らかのまたそういう規制が必要であるといふふうに考へられておるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松野允彦君)　メインバンク制、これは人によつてそれがかなり力が弱くなつてきているという指摘というが主張もあるわけでございます。ただ、私も、私も証券市場に銀行の子会社が参入してくる場合の問題としてメインバンク制を意識しておりますのは、やはりメインバンクという影響力を利用してその子会社が引受業務に影響力を利用するということになりますと、どうしても競争上優位に立つ、あるいは場合によつてはいわゆる市場の分断のようなことが行われかねない。

やはり特定の発行会社の発行するその引受業務がある特定の証券会社に固定してしまふというふうなことになるか、これはかなり継続的な関係はございます。市場取引ではございましてけれども、継続的な関係があつて幹事証券といふような概念があるわけでございまして、そういうものがメインバンクといふようなものをバックにしてより強まつてしまふということとは非常に市場にとつて決して好ましいことではないわけでございます。それから競争促進のねらいで参入を認めながら事実上逆に競争がなくなつてしまふというふうなことになるのは避けなければならぬわけでござい

ます。そういう観点から、このメインバンク制といふものについては、かなり大きな問題意識を持つて何とか何らかの形でそういう弊害を防止できないかといふのを検討しているわけでございます。

○白浜一良君　そういう心配されている点が起こり得ますので、十分検討をしていただきたい、このことを訴えておきたいと思ひます。

次に、これは先ほど審議されておりましたが、既存の証券会社を救済合併する場合ブローカー業務が認められる、こういう論議、指摘がされておりました。それはそれでいいわけでございますが、

しかしながら、ブローカー業務を当面させないといふふうな考へられた背景、考へ方というのがあるわけですね。証取審の報告書にも書いてございます。「銀行自身による大量の株式保有とブローカー業務の適切な執行との関係及び中小証券会社の経営の主軸の業務であるという事情を十分考慮し、例えば法律により、当分の間は認めない」とする措置を講ずることが適當である。」、こういう答申も踏まえて、当面ブローカー業務は認めない、こうされたと理解しております。

しかし、救済合併して既存の証券会社を子会社にした場合は、当然ブローカー業務ができるわけですから、そういう場合、こういう証取審の答申、基本的考へ方、これは成り立たなくなりまう。親銀行が証券会社をつくる場合、非常にこの危険があるんで当面ブローカー業務はやらなうと決めたことが、救済合併すると直ちにできるわけですね。そうすると、こういう考へ方が成り立たなくなるんですが、これはどうされるのですか。

○政府委員(松野允彦君)　これは先ほど別委員の方にお答え申し上げましたけれども、私どもとしては、救済合併といふような形を初めから法律上想定をしてこの規定を置いたというわけではございません。むしろ、新設をするときに禁止をするということが原則であつて、その考へ方は今御指摘いただいたとおりの考へ方に基づいてはるわけでございます。

したがって、買収についてこういう規定を置きましたのは、やはりあくまでも理論的には買収といふことはあり得ると、つまり銀行法上、銀行が証券会社を持てるといふ規定を今度入れたものですから、銀行が証券会社を所有できるという、所有する形態には新設と買収と両方考へられるわけでございます。そういうことで買収といふようなものが理論的に考へられるといふことで、その場合に備えてブローカー免許を取り上げることができるといふ規定を入れたわけでございます。確かに、例外的に救済合併、銀行支援というよ

うなケースはあり得るわけでございます。その場合には、今御指摘のありましたような親銀行の大量の株式保有との関係というは出てまいるわけでございまして、そういう例外的なケースが出てきた場合には、やはりそれに対しては今のような弊害が起こらないような対応をそのケースについてはしていく必要があるというふうに思います。

これは一律的にどうこうという問題ではなくて、やはり個別のケースでの対応ということになるかと思ひますけれども、考え方としては、プロカー業務の適正な執行というものを確保する必要があることは事実でございますので、その点についてはそういうケースが出てきた場合に、できるだけそういうふうな歯止め策というんですか、そういうものを考えていく必要があるというふうに考えております。

○白浜一良君　ですから、当面プロカー業務をやらないというふうに決められたその趣旨のことを、救済合併しても何らかの規制をされるということですね、今のお話は。

○政府委員(松野允彦君)　そういうことでござい

ます。

○白浜一良君　それでは次に、利益相反の話がずっと出ておりますが、これはいろんな情報がどういふふうに関連されるか、またお互い共有されるかという、非常に目に見えないもので動かされていくことが実際は多いわけですね。それをいかに分離、管理するかということが非常に大事になってくるわけでございまして。例えば、証券会社内で引受部門、投資、調査、プロカーレレッジ部門との間、また信託銀行内で言いましたら与信部門と信託財産運用部門との間、そういう間で情報の共有を防止するということが、非常に難しい問題があります。それを例えばハード面でのようにされるのか、またソフト面といいますが、実効性を確保するために外部からの評価、判断の方法を設けるなど監視をどうされるのか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(松野允彦君)　この親子間の情報の遮

断というのは非常に難しい問題でございまして。情報というのには目に見えませんが、なかなか実効性のある措置というものを考えるというのは技術的には非常に難しいと思ひます。ハード面では、そういう情報遮断のための措置として例えばフロアを別にするとかあるいは別のビルにするとかいうようないろいろなことが考えられるわけでございしますが、しかしそういうことをしても情報というものは電話一本で連絡がつくわけでございまして、ハード面での対応というのは非常に難しいと思ひます。例えばコンピュータなんかの場合には、一定のキーを持って人しか情報が取り出せないというような仕組みというのはいくらでも、それはある程度可能なのでございすけれども、すべての情報を遮断するというのを具体的な措置として決めるというのはなかなか難しい問題だろうと思ひます。

ただ、一つ言えますのは、例えば銀行の証券子会社の営業の実態、営業の状況あるいはやり方を見ておきますと、ある程度情報が遮断されているかどうかというのがある面もあるわけでございす。こういった弊害防止措置につきましては、これは基本的には我々は証券取引の公正さを確保するための措置であるという位置づけをしておりますので、新たにできます監視委員会の検査対象になるわけでございまして、そういう証券子会社の検査を通じて、そういう営業の実態からある程度考えていくということになりますし、また方が一そういう情報が流れているということになりますと、これは法律違反というところで行政処分の対象になるという牽制効果があるわけでございす。そういったようなことを考えながらいろいろな面でも、もちろん本来的には親子間といいますが、人のモラルの問題に帰するわけでございすけれども、ある程度は営業を見ながらチェックができるということも考えているわけでございす。

○白浜一良君　モラルどおり商売をされると一番いいですけれども、世の中はそういうふうな動いていませぬね、残念ながら。その辺をきちんとさ

れるのが当局の責任だから私は質問しているわけでございす。

次に、外銀系の証券はプロカー業務も認められるということでございす。これはもう一切野放しでしょうか。極端に言えば、外銀系の証券子会社があちこちばあつと支店できて、証券業務全体にかかわるわけですから、物すごく広範に業務が及ぶというケースも理論上は考えられないわけじゃないんです。この辺は一切何らかの規制をやらねえというお考えなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(松野允彦君)　外国の銀行の証券子会社につきましてはプロカー業務を認めるということにいたしましたのは、先ほど御指摘がありましたように、日本の銀行と違いまして外国の銀行は日本の企業の株式をそんなに持っておりません。そういうことがあって、プロカー業務と親銀行の大量の株式保有との関係というものを考慮する必要があるんじゃないかという問題。

もう一つは、これは中小証券会社の経営の主軸であるということがあるわけでございす。こちらにつきましましては、例えば今御指摘のように、外国銀行の証券子会社が大量の店舗をつくりまして株式プロカーを行うということになりますと、これは場合によっては中小証券会社に影響を与え、ということも考えられるわけでございす。現在、外国の銀行の証券子会社の支店が日本にございすけれども、これはもうほとんどのものが東京に支店を持っていてございまして、ごく一部が、それも本当に大都市にだけ店舗を持っております。我々は、そういうような現状からして、仮にプロカー業務を認めたとしても、コスト等の関係からしてそんなに大量の店舗網をつくり上げるということとは考えられないではないかというふうな前提で今考え方を申し上げているわけでございまして、もしそういうふうな御指摘のようなことになってくる場合には、やはりそういうケースについてはある程度考えていかざるを得ない面もあるかと思ひます。

ただ、店舗をつくる地域にもよります。これは大都市にたくさんあるのであれば、幾らできてもそれほど影響はないんじゃないかと思ひます。一方で、その辺はやはりケース・バイ・ケースで考えていかざるを得ないんじゃないかというふうに思ひます。

○白浜一良君　じゃもう一点。これは理論上のごとでございす、理論上起こり得るということでお伺いしたいと思います。

外銀系の証券会社が今回設立されるいわゆる邦銀系の証券子会社、そういうものと合併した場合、国内の邦銀系の証券子会社には認められていなかったプロカー業務、これはどうなるんですか。もともと外銀系の証券会社はプロカー業務認められていたわけですね。それが日本の銀行の証券子会社を合併したと、こういう場合はどうなりま

すか。

○政府委員(松野允彦君)　そういうケースの場合には、実は幾つかのケースがあるわけでございす。つまり、外銀系の証券子会社が日本の銀行の証券子会社を吸収合併するという場合には、これは問題ないと思ひます。外銀系の証券子会社がプロカー業務をやっておりますので、これはそのままプロカー業務を行うということになろうかと思ひます。

しかし、逆の場合、日本の銀行の証券子会社が外国銀行の証券子会社を吸収合併するというような場合には、これは実は吸収される証券子会社の免許が自動的に全部失効いたします。したがって、邦銀系の証券子会社が持っております業務はできません。ということは、プロカー業務はできないということになります。

○白浜一良君　次に伺いたいことは、日本の銀行がアメリカならアメリカ、海外で銀行を現地法人としてつくっている。それが日本に逆に証券子会社をつくる。こういう場合はどこまで認められるんですか。プロカー業務に関して言えば。

○政府委員(松野允彦君)　日本の銀行の海外証券子会社というのが日本に逆上陸をしてくるとい

うケースだと思ひます。

この場合には、日本に逆上陸してくる場合、日本に海外の証券子会社から子会社をつくる、つまり銀行からいいますと孫会社になるわけでございませう。ということになりますと、それは証券取引法上の免許の対象になるわけでございまして、そういうケースにつきましては、これは現在のところは外国銀行の証券子会社と全く同じ扱いという考え方をしております。

しかし、そうはいいまして、国内に親銀行があるわけでございしますから、その国内にいる親銀行と出てまいります証券会社との関係というのは、我々としても全くその関係を無視するわけにはいかないわけでございまして、そこについてのやはり弊害防止的なことは考える必要がある。これは外国の銀行の場合も同じでございまして、外国の銀行の証券子会社を日本につくった場合に、その外国の銀行が既に日本で銀行支店を持っているといたしますと、その間の弊害防止というものは考へていくわけでございまして、そういう意味では同じような考え方がとれるというふうに思っております。

○白浜一良君 ちよつとややこしい関連した話になるんですけども、外証法で、外資系の証券会社が日本で業務を行う場合、例外措置として国内に支店がなくてもできる業務がございしますね。これは邦銀系の海外証券会社、海外の証券会社は当然こういう例外措置を受けることになるわけですね。これはどうですか。

○政府委員(松野元彦君) お答えする前に、ちよつと先ほど不足する点がございしたので、訂正させていただきますと思ひます。

日本の銀行が海外に証券子会社を持っておりまして、その証券子会社が日本に出てまいります場合には、これはさつき申し上げたように親銀行から見ますと孫会社になるわけでございします。実は法律の手当てでは孫会社についてまでプロカー業務の禁止をしております。したがって、株式のプロカー業務はできません、ということ

でございます。弊害防止措置については先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、今のお尋ねでございますが、確かに外証法では一定の取引について日本に拠点を設けないで業務を行うことを認めております。外証法はもろもろ日本の証券会社の海外証券子会社についても適用されるということになります。

○白浜一良君 証券局長ね、非常にこれややこしいことで、そうなんです、プロカー業務でないんです。私が伺ったのではありません。だから先ほどの場合は、邦銀の海外の証券会社が孫になつて帰つてきても、本當言つて、もとは日本ですけれども、アメリカならアメリカ系の企業になつていくわけですが、いわゆる外銀系の証券会社との違いがあるという、こういう点もございまして、逆に言つて、今の例外措置の方を見ましたら、一たん海外で証券会社つくれば、それは外資系の証券会社と同じような資格、例外措置を得られる。こちらは同じような待遇されていまして、何かそういう扱い上不都合があるように思へてならないと思ひます。両方扱いが違う。

それともう一つは、そういうアメリカならアメリカにつくる証券子会社と国内のいわゆる証券子会社との差ができるわけですね、ここで、日本の銀行が国内につくる証券子会社とアメリカにつくった証券子会社が日本に子会社をつくる場合と差ができるわけですね。もつと言ひましたら、親銀行との関係が、要するにアメリカから来た場合は例外措置を適用されるわけですから、非常に不正な取引になりやすい温度がある。日本でつくる子会社は非常に厳密に定義されておりますが、そういう差ができるというふうに言へると思ひますが、これはどうですか。

○政府委員(松野元彦君) ただ、例外的な取引と申しますのは、外証法に書いてありますのは二つございまして、一つは日本の企業が海外で証券を発行する場合に、外国の業者が日本にやつてきまして引受契約の協議をするということとを認めてい

前提にして国内にやつてきて引受契約に参加できる、その二つの行為だけを認めているわけでございまして、あくまでも外で売るといふのが前提でございます。

しかも、今申し上げました外で売するために日本にたまたまやつてきて発行会社と引受契約の協議をするという場合、これにつきましては、親銀行がもしそれをバックアップいたしますと、当然これは六十五条違反に親銀行がなりますから、親銀行のバックアップはできないということになります。

それからもう一つ、海外で売するために日本にやつてきて引受契約に参加する、つまり具体的にサインをするわけでございしますが、これについては大蔵大臣の許可を受けるということになっております。したがって、これも親銀行の影響が及ぶような形の場合には許可をできないというところにならうかと思ひわけでして、そういう意味では御指摘の海外に日本の銀行の子会社がいて国内に拠点を持たないでやる行為というのは極めて限られていくわけでございまして、必ずしも日本の国内市場に影響が及ばないような形のものを、あるいは親銀行が影響を及ぼしてバックアップをするというようにできないような行為に限定をされております。

そういう意味では、たまたま国内に拠点を設けた場合と設けない場合とでアンバランスがあるという御指摘でございしますけれども、我々としてはそれほど大きなアンバランスといひますか、国内で売らなければいけませんし、親銀行が影響力を及ぼすこともチェックできるということと、こういうような取引といひますか、一定の行為だけを認めているというふうに考へているわけでございします。

○白浜一良君 もうこれでやめますが、それは当然国外で外債発行する場合の業務なんですけれども、そういう場合も懸念ないとおっしゃいますか、私どもは、そういう親銀行との関係性が国内で厳密にやられているのに、外国で取引したって別に

それは同じようなそういう関係性はあるわけですから、それを懸念して言っているわけでございします。

次に、相互参入のことに關しましてちよつと基本的なことをお伺ひしたいと思ひますが、これは法案が成立したと仮定いたしました、要するにどの程度の数の新規参入者、これは相互ですから非常に厳しい問題がございしますが、考へていらつじやいませうか。

○政府委員(土田正顕君) 今度のこのいわゆる制度改革で業態別子会社方式を主体とする相互参入を図る、そのためのいろいろな法制上のスキームは用意しておるわけでございします。ただし、具体的にどの程度の数の新規参入者が想定されるかというところにつきましては、これはやはりあくまでも各金融機関の自主的な経営判断にまづべきものであるというふうに考へておるわけでございします。

今回のスキームによりましては、業態別の子会社をつくらなくても、本体でもある程度限られた範囲ではございしますが業務を取り扱うことができると考へておるわけでございします。二、三にこたへる、こういうことができるといふ道も開いておるわけでございしますから、子会社を本當につくるかどうかということ、例えば金融機関の場合でございしますと、それぞれの金融機関の経営戦略の基本にかかわる難しい判断であらうと思ひます。いずれにいたしましても、まずそのような経営判断をまわしまして、それで私どもは申請を受けて認可なり免許なりの事務を進めていくわけでございしますが、それにつきましては今後の経済情勢とか、それから銀行、証券会社などの営業状況、これは個別の営業状況ということもあ

りまして、それから全体の業界の営業状況というやうなものもやつぱり考慮する必要があるのではないかと考へますが、そのようなものを踏まへながら適切に対処してまいりたいというふうに考へております。

なお、これは申請が非常に多いというやうな場合を想定したケースでございしますが、一時期の過

度の参入によりまして市場に混乱をもたらすことがないように配慮すべきであるというふうには考えておるわけでございます。

○白浜一良君 自主性が一番大事なわけですが、今後におっしゃいましたように、過度に申請があった場合に、大蔵省として例えば株や許可時期を当然これは調整されることはあり得ると理解しているわけですね。

○政府委員(土田正顕君) 調整することはあり得ると考えております。

○白浜一良君 もう一つ、どこから新規のそういう会社が設立されていくかということなんです、考えて一つ一つの経営内容の実態もございまして、考えて自己資本比率の充足率といいますが、いろいろなメルクマールがあると思いますが、そういうものも十分これは配慮というか検討の材料にされるでしょうか。

○政府委員(土田正顕君) これから審査の考え方を詰めていかなければならないわけでありまして、御指摘のような自己資本比率、これは銀行の経営の健全性を判断するための重要な基準であるというふうには考えております。ただ、これだけではございまして、資本金などともに総合的に財産的な基礎を判断することが適切ではないかというふうに考えております。

○白浜一良君 よくわかりました。

もう一点、業務範囲の問題でございますが、中小証券への配慮としてブローカー業務を一時期禁止されているわけですが、そのほかにも業務範囲、これは法律以外でも規制、制約されま

すか。要するに、もつと行政の裁量で決められる部分はあります。

○政府委員(松野允彦君) 基本的には株式のブローカー業務以外を我々としては申請が出てくればそれを認めていくという姿勢でございます。

ただ一方で、中小証券会社というものを考えた場合に、仮に中小証券会社に新しい業務展開の機会を与えないと、いつまでたっても株式ブロー

カー業務を開放できないというような問題もあり

得るわけでございまして、そういったことからいいますと、中小証券会社の営業の拡大という問題をどう考えるのか。例えば株式に余り偏らないで、債券とかそういったようなものにも少し経営を多角化していく必要があるのではないかと、いうような考えもあるわけでございまして、これは基本的に今申し上げたように、法律で禁止した当面認めない業務以外は認めていくのが適当だと思

うわけでございまして、やはり中小証券会社の置かれてある立場、その地域等も勘案しなきゃいけないと思ひます。そういった面からいいますと、具体的にやはりある程度の地域、新規に子会社ができます地域、大都市の場合にはそれほど問題ないと思ひますが、そういったものもやはり全考慮に入れないというわけにはいかないのではないかと、いうふうに考えております。

○白浜一良君 また違った観点でお伺いしたいんですが、いわゆる金融の自由化または金利の自由化ということがありますが、政府系の金融機関がございまして、これはどのようにお考えになつておられるのか、ということをお伺いしたいんです。

一つは、政府系金融機関の貸出金利、これはどのような自由化のプロセスを踏まれるのか、もしくは自由化のプロセスは関係ない、そういうふうにお考えになつておられるのか、それが一つ。もう一つは、政府系金融機関が金融制度見直しの過程で今後の政府系金融機関のあり方そのものに

変更が加えられる可能性があるのか、この二点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(土田正顕君) 第一点の方でござい

ますが、政府関係金融機関のいわば基準貸出金利につきましまして、現在、原則として民間金融機関の長期プライムレートと同一水準に設定されてお

りまして、そのほか政策的な重要度に依りてより低利のいわゆる特別金利が設定されているところでござい

ます。この基本的な考え方は、やはり民間金融の補完を行うということ、それから中小企業者その他に

対しましての政策的な配慮を行うということに基

づいておるわけでございしますが、このような考え方は今後とも維持してまいりたいというふう

に思つております。長期プライムレートそのものの

今後の成り行き、それについてはいろいろ議論もそろそろ出始めておるところでござい

ますが、現在のところ、まだ私どもとして長期プライムレートに準拠しているという今のやり方について、こ

れと異なる考え方を持つというまでには至つておりません。

それから第二の点でございしますが、これは重要な金融の一翼を担うものではござい

ますけれども、やはり民間金融と違う面がございまして、民間金融のみでは対応困難なものへの質的な補完と

いう役割を担つておるものだというふう

に私どもは受けとめております。そういう業務が経済社会情勢に適したものであり続けるためには、これは何年に一回かの制度改革というこ

とはなくては、極論いしますと毎年、断

断の見直しが必要であるというふう

に考えておるわけでござい

ます。それからさらに、マクロ的な意味での政府関係金融機関の役割につきま

しましては、これは若干金融という側面を超えまして財政や行政とも密接な関

連を有する問題でございまして、その観点をも踏

まえた多面的な検討を必要とするという問題で

ございまして、必ずしも私ども大蔵省銀行局の仕

事の範囲内だけに限られる問題ではござい

ませんが、私どもの立場からすれば、民間金融の補完、そ

れから特定の政策目的の奨励という基本的な観

点を踏まえて、不断の見直しを行つて、適切な業

務運営を期するというあり方でなければなら

ないと思ひます。

○白浜一良君 じゃ、ちょっと視点は変わります

が、BIS規制がございまして、株価も不動産も

値下がりして銀行も大変な実態であるという報道

がよく出ております。研究所とかで試算された

形で、日経平均株価がこのぐら

い下がればこのぐら

い自己資本比率が下がるというそれぞ

れデータが挙げられておるわけ

でございますが、これは大蔵省としてこのぐら

い下がる、そう

いういわば平均的な考えはお持ちですか。

○政府委員(土田正顕君) いろいろな研究所等の

試算は時々目を通すこともござい

ますが、実際には個別銀行の財務内容によりまして、株

価の変動がいわゆるBIS規制によるところの自己資本

比率に与える影響というのは非常に変わつてまい

ります。そういうことでござい

ますので、余り私どもの方として自分の手

でマクロ的なチェックとい

うものはいたしておりません。

○白浜一良君

ものを示しているわけでございまして、これまた金融業を含め業種のいかに問はず定めたものでございまして、今後とも私どもこのガイドラインの考え方に沿って独占禁止法の厳正な運用を図っていききたい、かように考えておるところでございします。

○白浜一良君　そこで、野村証券が野村土地建物の株の問題で、独禁法十一條を適用されたわけですね。これは非常に大事な問題なんですが、日本の場合には、前にも私審議したことがあるんですが、系列とかグループとか、法律の枠内であるわけですが、そういうグループで物すごく一定の企業に対して影響力を持つということが非常に多いわけですね。

そういう観点で、特に金融を中心に考えましたら、私、資料を大蔵省にお願いしてつくっていただいたわけでございしますが、銀行とノンバンクの系列、銀行と証券会社の系列、子会社、これは私リストをいただいているんですが、それぞれこれをお持ちですか。

○政府委員(松野允彦君)　銀行系列の証券会社とよく言われております。系列というのをどういふふうに定義するかというのはなかなか難しいわけですが、私どもは行政の運用上、銀行自身は五割しか持っていないけれども、銀行グループ、銀行とその関連会社を含めて一五割以上の株を持つているか、あるいは銀行出身者が代表権のある取締役になっているというふうな証券会社を一応系列証券会社というふうに考えまして、いろいろの指導をしているわけでございします。そういう会社は、有価証券報告書を提出しております。いわゆる公開証券会社について見ますと現在十三社ございします。

○白浜一良君　じゃ、銀行局長いいですね。私、一応メモをいただいているんです。

もう時間ないので終わりますが、銀行系のノンバンクも系列があるわけで、例えば銀行系のいわゆる系列証券会社でも、役員のうち半分が銀行から派遣されている、三〇%、四〇%派遣されている、

る、こういう証券会社もあるわけですね。ノンバンクもいろいろございします。複雑に絡み合って、系列とかグループで金融、またそういう取引が行われているということ、これは公取としても厳重にこの辺は見ていただく必要があると思うんですが、最後に公取の御意見と、できましたら大臣にこういう実態を見られてどう思われるか感想を伺って、質問を終わりたいと思います。

○政府委員(糸田省吾君)　例えば銀行とか証券会社がその傘下に系列の企業を持つ、ノンバンクを持つたりあるいは系列の証券会社を持つたりするという問題でございしますけれども、独占禁止法の立場からいいますと、金融会社については、独占禁止法第十一條で五割を超えて株式を持つてはならないということになってございしますので、こういった観点から系列の問題というものにそれなりに適切に対応できるものと考えております。

それからまた、冒頭委員お触れになりました昨年の野村証券のケースでもございしますが、証券会社とその傘下の系列の企業とで特定の企業の株式を持つといった場合に、これは今申し上げました独占禁止法第十一條の趣旨というものが損なわれることのないように私どもとしても独占禁止法の厳正な運用に努めていかなければならない、かように考えているところでございします。

○國務大臣(羽田孜君)　私どももいたしましても、いわゆる業務がゆがめられないようにこれはやっぱりきちんと指導していかなきゃならぬというふうに思っております。

○近藤忠孝君　これは午前中から何度も指摘がありましたけれども、本法案は現行金融制度を基本的にかつ広範に変えようとする重大な法案であります。

銀行業務と証券業務の分離を基本とする現行制度は、世界大恐慌の教訓として制定されたアメリカの銀行法、一九三三年のグラス・スティーガル法で規定されて以来、今日に至るまで健全な銀行経営の原則として確立してきたものであります。我が国でも戦後の経済改革の一つとして取り入れ

られて、大きく三つの役割を果たしたと思えます。一つは銀行の社会的責任、公共性維持の観点、それから二番目には利益相反の防止、三番目には経済力集中の阻止、こういう重要な役割を果たしてまいりました。

こういうことの包括的な改革を行うわけでありますから、その与える影響は極めて甚大であります。ですから、当大蔵委員会として十分な審議、検討がなされるべきであります。現に、衆議院では参考人質疑を別に行い、委員派遣も行い、そして委員会質疑も相当程度行われて、それなりの審議が行われたんだと思います。しかし、先ほど私は理事会で申し上げました。もつと言えという助言もありましたので改めて申し上げます、当委員会では総理質問も含めてわずか十二時間の質疑で採決に入ろうとしているわけであります。私は、昨年の当委員会の審議のあり方について、理事会で文書で当時の大河原委員長に提出いたしましたけれども、法案の重要性に比べて余りにも審議時間が少ない。これはやはり参議院の大蔵委員会の質疑が形骸化しているんじゃないかという指摘をいたしましたし、その改善も求めました。要望のかいなく、またきょう同じことを言わざるを得ないということとは極めて残念であります。こういった観点から私は、きょうあすの審議だけで採決に入ることとは将来に禍根を残すことになるんじゃないかということを含めて指摘して、質問に入ります。

まず、これは先ほど来の質疑でもそうですが、また銀行局長などの答弁でもそうなんですが、銀行の証券参入が国際的な流れである、だからこれはもう当然なんだというところがどうも前提になっておるようです。だから国際化の時代もこれは避けて通れないというんですが、私は決してそうではない。なぜ我が国に必要なのか、果たして外国が国がそれじゃ当てはまるのかどうか、このことについて抜本的に検討する必要があると思えます。

まず、ヨーロッパです。ヨーロッパではユニバーサルバンク制度の方向がずっと進んでまいりましたが、まず質問したいのは、それにはそれなりの背景があると思うんです。その背景と理由について簡潔に述べていただきたいと思えます。

○政府委員(土田正顕君)　ヨーロッパ大陸の諸国は、伝統的に相対取引を中心とする銀行中心の金融システムでございまして、いわゆるオープンな証券市場は近年急速に発展、発達してきたのが実情であるというふうにならわれておるように思います。このような歴史的な背景もございしますので、ヨーロッパ大陸諸国では、金融システムの中心的な担い手であります銀行がその本体で証券業務を幅広く兼営できるといういわゆるユニバーサルバンク制度が前世紀以来発達してきたものと考えられておるようでございします。

なお、現在ヨーロッパにおきましてはEC市場が誕生しつつございしますが、明年一月に総合されますEC市場を効率的なものにするために、ユニバーサルバンク制度を前提とした単一免許制度の導入などを内容とするいわゆる第二次銀行指令が採択されたところでございします。

○近藤忠孝君　そうなんです。だからやっぱりそれなりの事情があるんですよ。今も銀行局長触れたように、証券市場が未発達だったということ、加えて私は指摘したいのは、証券会社の資本力が弱かった。その結果、ヨーロッパ各国が警戒したのは、アメリカや日本などの証券会社が資本力に任せて影響力を増していくことに危機感を抱いたんです。その起死回生策を図る必要があったことが一つなんです。それだけのやっぱり背景があったんです。

それからもう一つは、これも局長が触れたように、EC統合化に当たって相互主義的な考え方がとられるという意味では、まさにヨーロッパではユニバーサルバンク制度の方向というものが必然性があるんです。そのために銀行は本体あるいは子会社を通じて証券に参入している、そういう背景がある。だから決して我が国とは同じじゃない。これはまず第一に頭に置くべきことだと思えます。

まず、ヨーロッパです。ヨーロッパではユニバーサルバンク制度の方向がずっと進んでまいりましたが、まず質問したいのは、それにはそれなりの背景があると思うんです。その背景と理由について簡潔に述べていただきたいと思えます。

○政府委員(土田正顕君)　ヨーロッパ大陸の諸国は、伝統的に相対取引を中心とする銀行中心の金融システムでございまして、いわゆるオープンな証券市場は近年急速に発展、発達してきたのが実情であるというふうにならわれておるように思います。このような歴史的な背景もございしますので、ヨーロッパ大陸諸国では、金融システムの中心的な担い手であります銀行がその本体で証券業務を幅広く兼営できるといういわゆるユニバーサルバンク制度が前世紀以来発達してきたものと考えられておるようでございします。

す。

それから二番目にアメリカです。アメリカの問題については、これは十二月三日の当委員会で行局長と議論いたしました。銀行の証券参入などの大改革の法案が出されましたけれども、しかしこれは修正削除されて、むしろ自由化促進を抑える結果となった。これはまさに事実です。これについて私の指摘に対して行局長は、世界的な規模の業務自由化の大きな流れとアメリカの国内事情とは区別して考えなさいかぬと答弁しておるんです。ヨーロッパにはヨーロッパの事情がある、それからアメリカにはアメリカの事情があるからこそ、むしろ業務自由化によって抑制したんです。だから日本には日本の国内事情がある。それに即した金融制度が決まり、そのあけくの世界的な規模の金融制度となっていくわけです。

それを無視して、業務自由化の世界的な規模の流れと局長は断定したんですが、断定する根拠はないじゃないですか。ヨーロッパはヨーロッパの事情、むしろ証券会社が弱かったから、日本やアメリカが入っていくことに対抗したいという事情、これはある意味じゃわかります。それ一部は銀行局長も認めになった。アメリカはむしろ逆に、アメリカはある意味じゃこの分野では一番進んでいてところですからね。そこでは逆に抑えるんですよ。一体どこに業務自由化が世界的な規模の大きな流れなのか。何かここではそれが当たり前になっちゃっているけれども、私はそのこと自身に一つ根本的な疑問を呈したいし、まさに事実はそのやうなんです。そう簡単に言ってもらっちゃ困るんです。

○政府委員(土田正頼君) 御質問の中心ではないかと思いますが、アメリカの金融制度の問題について一言申し上げますと、昨年成立いたしました法案は、確かに当初提案されたもののごく一部分のみが骨格となったというものではございますが、米政府は昨年不成立に終わった包括的な制度改革の実現の必要性をここの大統領予算教書においても訴えているところでございます。

それはそれといたしまして、もちろん日本には日本の国内事情があり、それを無視してならないことは当然でありまして、私もそのような観点から、具体的な案として業態別子会社方式というものを御提案申し上げておるわけでございまして、一つ関連する話題として無視できない動向があると思ひますのは、国際化と並びます金融の証券化の進展でございます。すなわち、金融に関する債権債務が証券の形をとりより流動性を持つようになるという現象でございまして、これは日本でもまた外国でもやはり証券化というものは進んでおるように思ひます。

それで、この点は例えば米国あたりでは新しい試みでございまして、住宅抵当債権とか自動車ローン債権とかクレジットカード債権、そういうようなものを裏づけとするABS、アセット・バックト・セキュリティーズといいますが、そのような新種証券も考案され、そういうものが例えば米国から日本へ持ち込まれようというやうなときに、日本の今の制度ではなかなかこれに対応しにくいというやうな問題もあるわけでござい

ます。銀行の本業とするものはどちらかといえば間接金融でございましてけれども、このような全般的な金融の証券化現象の進展というものを考えますと、やはり世界各国におきましてそのような証券化の動きに適應するやうな制度改革なり個別の制度上の運用が工夫されていくというのがある程度共通した現象であると申し上げてもよろしいのではないかと考えております。

○近藤忠孝君 証券化の実態は私もそれは認めます。銀行が金融に關係する以上、その証券に何らかのかかりを持つこと、それは当然です。と同時に、またそうであるからこそ、銀行業務・証券業務分離というこの原則は逆に私は大切にされなければいけないんだと思ひます。

アメリカの例について言いますと、これは前回、十二月に銀行局長も答弁してありますが、規制緩和が貯蓄貸付組合の経営破綻の急増を招いた、銀行

の業務範囲を拡大することが銀行に新たなリスクを負わせて銀行の経営破綻につながることを恐れる声があったことは事実、こういった声がむしろ議會では自由化を抑える。ですから、拡大していくというのとはたしかアッシュ大統領の意見、また大統領府の方であることはそれはそのとおりでしよう。しかし、議會がノーと言ったんですから、これはアメリカの実態、そして、またあと二年ぐらいは今の事態がさらに進むわけにはいかないんだと思ひます。

アメリカの事情をさらに考えてみますと、金利の自由化によって銀行の預貸金利の利ざやが縮小して、従来の銀行業務だけでは経営が困難になってきた。それからMアンドAのあつせんなどによる手数料収入が銀行の収入源として重視されてきたこと、それから金融の証券化、いわゆるセキュリティゼーションによって証券型金融商品を手がける必要が出てきたことなどがあるわけです。そういう中で、銀行の競争力の相対的な弱まりを克服して、そして競争力強化のために証券業務への参入が要請されている。そういう傾向があること、しかしそれはアメリカのやうな事情があること、もう一方では抑える力があるというところ。

ところで、我が国の場合どうなのか。我が国の証券会社は四大証券を中心にして競争力が強いんですよ。それから証券市場の取引も非常に活発、まあ最近ちょっとありませんが、それは自業自得。ヨーロッパのやうな心配はないんです。他方、銀行の方は、我が国の都市銀行はこれは世界のトップバンクに名を連ねる巨大銀行です。これ以上競争力をつけさせる必要は特にない。アメリカにはアメリカの事情があつて弱まっている。ヨーロッパの場合はヨーロッパの場合で銀行がむしろ証券業務に入っていく必要がある。ところが、日本の場合にはむしろ逆の事態です。だから、証券参入が世界の流れだというやうな断定がそもそもの大問題であるし、仮にそうだとすると、やうな動きが現にあるにしても、我が国ではやういう改革を行うのをむしろチェックする機能が働いて

しかるべきではないのか。

その一つとして、金融不祥事です。アメリカではそれが一定のチェックの作用する側の原因になったわけでありまして。となれば、アメリカでチェックをしたその原因たる事実、これはむしろ我が国ではチェックの方に作用すべき動きではないのか。それがむしろ逆の方向へ進もうとしてい

るから、私はこれは大変だ、こう思つて今指摘をしたわけなんです。これは大臣いかがですか。

○國務大臣(羽田孜君) 今我が国において銀行による証券参入を認める理由は一何なのかということとあわせて、先般の証券・金融不祥事の教訓、これ一体どうなんだという御指摘でありまして、これも、いずれにしても我が国の資本市場への新規参入の必要性につきましては、もう御承知のとおり、証券審判におきまして新しい参入者に対して免許を付与していくことが適当であるという指摘がなされておるということが基本でございまして、今回の金融制度改革というものは、金融の業態間の垣根を低くして金融資本市場における有効かつ適正な競争を促進することによりまして市場を効率化することを目的としておりまして、業態別の子会社方式というのはそのための手段として銀行の証券業務への参入を可能とするものであろうというふうに思つております。

また、不祥事の原因としましては、金融資本市場におきます適正な競争が欠如しておつたということでありまして、またバブルという一つの現象があつたせいもあるんではないかと、金融機関の自己責任意識が不十分であるという内部管理、こういったものが不十分であつたというふう

に考えられております。そういう意味で今回の法律案におきましては、不祥事の反省を踏まえながら業態間の相互参入というものを図つて金融機関相互間の適正な競争、これを促進すること、あるいは自己資本比率規制の根拠規定の新設をすること、あるいはデイスクリーチャー規定の整備などによりまして金融機関の自主規制と自己責任、これを尊重しながら経営

の健全性の確保を図る、こういった措置というものを定めておるものであるということを申し上げたいと思います。

○近藤忠孝君　そういう方向やそういう結論が出る根本に問題があるよというのが私の指摘でありまして、大分すれ違いであります。ちよつと私の指摘に対して的確な御答弁は局長の方からあります。あつたらお願いいたします。

○政府委員(松野允彦君)　基本的には今大臣から申し上げたとおりでございますが、特に証券市場のサイドから見た場合、今回の証券取引制度の基本的見直しは二つの大きな柱がございます。

一つは証券界への参入、これは余りくどく申し上げません。それからもう一つは競争の促進、特に日本の証券市場の場合には確かに非常に規模が拡大し活発な取引が行われてきたわけでございませうけれども、その中で何といましてもやはり発行市場における寡占体制というふうなものがいろいろ弊害をもたらしていることも事実でございます。そういったことからいいますと、まず発行市場への参入ということが非常に必要であるというところは、これは不祥事が起こる前から既に議論がされていたわけでございます。あわせて、この不祥事の反省の上に立つて、やはり競争が必要であるというふうなことで証券市場に新規参入を認めるという方向を確認をしたわけでございます。

銀行による参入という問題、これは証券市場のサイドからいいますと、別に銀行の子会社だけに参入させるといふ考え方はございせん。もつと一般的に広く参入者があつた方がいいという考え方でございます。その一つのケースとして銀行の子会社による参入というものを位置づけているわけでございます。もちろん、銀行の子会社による参入には御指摘のように銀行の支配力というものがございまして非常に難しい問題がありまして、弊害防止措置についてもかなりその点についてはきめ細かい配慮をしなければいけないという問題もあるわけでございますが、しかし、一般的な競争促進という問題と銀行の支配力を抑えなが

ら参入を認めていくということは両立し得るんじゃないかというのが私どもの基本的な考え方でございます。

○近藤忠孝君　競争性と効率性が改革の中心になっている。そのとおりなんです。私は今回の改革に当たって、証券スキャナール出る以前から議論があつたと言つけれども、しかしその後出たんだから、それだつたら抜本的に振り返つてみるべきです。この教訓をどう受けとめるかということが大変大事なことだと思ふんです。そういう意味では、私企業であるけれども経済の血液として金融機関が高い公共性と社会的責任を求められる。その点が大変後ろの方に追いやられていくということを指摘せざるを得ないわけです。私は何よりも公共性を優先させる改革でなければならぬというところを改めて指摘しますが、それはむしろ犠牲にされていくというぐあいに思ふんです。少し理論的な問題に入つていきたいと思います。

我が国の場合、銀行の企業支配力、これは先ほど来問題になってきました。「企業集団の実態について」という公取がことし二月に発表した報告書があります。これによりまして、大体金融機関が同一企業集団のメンバー企業のうち株式を所有しているメンバー企業の比率は、いずれの企業集団でも一〇〇%、それから同一企業集団内の銀行から役員を受け入れている企業の比率は、都市銀行で四九・五%、半分ですね。それからメンバー企業から派遣されている役員のうち銀行からの派遣されている役員比率は五・一六%。これらのいろんな比率は少し低下しているといふすけれども、依然として高い比率を示しております。やはり銀行の企業支配力というのは絶大なものだと思ふんです。

証券市場における競争というんですけれども、逆にこういう企業支配力の強い、しかもみずから大量の株を持っているという銀行が、子会社とはいへ証券業務に入っていくということは、今四大証券会社の寡占状況と言われておるけれども、

やがてそれは崩れるかもしれません。しかし、もつと変わった、もつと深刻な意味の大銀行による市場支配の強化となる面は全く考えられないのか、この点についてはどうですか。

○政府委員(松野允彦君)　先ほど申し上げましたように、私も銀行の支配力というものを十分認識して、銀行の子会社による証券業務への参入というものをいかに銀行の支配力を抑えながら認めるかということを検討しているわけでございませう。いろいろな弊害防止措置を講ずるというふうなことで対応をしていきたいわけでございませうが、もちろん証券市場というものは御存じのように非常にオープンな市場でございまして、そういったところでそういうふうな銀行の支配力が悪影響を及ぼすようなことになるということになればこれは非常に影響が大きいわけでございませう。御指摘のような懸念も全くないわけでございませう。これをねらつてともかく参入を認め、証券市場が健全に発展していくということを試みなければならぬわけでございまして、その中で今御指摘のありましたような金融機関の支配力が証券市場にまで及ぶという点については、もちろんスタート時点で考えられるだけの防止措置はとるわけでございませうけれども、やはりその状況に応じて対応していく必要があるかというふうなことを考えております。

○近藤忠孝君　いろいろな対応措置、それは考えられておるようですね。ただ、一つ一つとてみますと、先ほど御答弁あつたとおり、情報遮断が非常に難しいと言つています。これは大臣も午前中に、銀行の寡占化には憂慮していると、それから証券局長も我が国における銀行の力は非常に強い。これはお認めになつておるようですね。今も寡占化の危険は否定されておるわけですね。そして、客観的にはまさに日本の銀行の支配力は大変に強いんですから、となりますと、私はこれはむしろアメリカの教訓をチェックの方向に引き出すべきだったんじゃない

いかなと思ひます。そこで公取に聞きますが、今回の制度改革後、証券子会社の認可に当たつてどういうぐあいに競争促進のための配慮を行うのか、簡潔に答弁してください。

○政府委員(米田省吾君)　御承知のように、今回の制度改革に伴ひまして金融会社が他の業態の金融子会社を持つといった場合には、独占禁止法第十一条で株式所有についての認可をすることになるわけでございませうが、これはもちろん個々のケースごとに独占禁止法の目的であります公正かつ自由な競争の促進という観点から厳しく審査をした上で認可すべきものは認可していくというふうなことを考えていかなければならないと思ひます。

それと同時に、特に留意しなければいけないのは、今申し上げた十一条の株式所有制限、要するに五%を超えて持つやいかぬという規定でございませうけれども、これは親の金融会社とそれから子の金融会社が同一の第三の企業の株式を持つ場合には両者合算して、合わせて五%を超えて持つてはならないということでもございませうので、このあたりも厳しくそういった考え方を示していかなければならないと思ひます。

と同時に、今回の制度改革につきましては、先ほど来いろいろと御答弁もありますように、いろいろな観点からの適切な弊害防止措置が講ぜられるわけでございませうが、公正取引委員会といったしましても、独占禁止法の観点から公正な競争を確保するという趣旨で、例えば不公正な取引方法がこれに伴つて行われることのないように十分留意してまいりたい、かように考えておるわけでございませう。

○近藤忠孝君　銀行が証券業務に参入するについて、理論的な問題として大変大事なことがあると思ふんです。ということは、これはいかなる理由によつて一定の証券が銀行の業務の対象から除外されたのか、また、どういふ歴史的経過の中でされなければならなかったのか、そのことは銀行の

どういう特質に由来するの、私はそのことを理論的に明らかにする必要があると思ふんです。ところが、そういうことは全く考えないまま、むしろ政治的あるいは無理論的な妥協、あるいは業界の利害などの妥協によって決定されておる。それがやっぱり現状だと思ふんです。

例えば株式発行業務、今回は、当面ですが、証券子会社の業務を発行業務に限ることになっています。しかし考えてみましたら、発行業務こそ最もリスクの大きい証券業務ですよ。要するに、引受業務というのは、募集残、必ず、必ずかどうかは別にして売れ残りの危険が起ること、その負担をするという、これが本質ですよ。そこが流通業務とは違うところですよ。ところが銀行がそれを行う場合は、銀行はみずから大量の資金を保有していますから、募集残をみずから保有するからあるいは関係会社に資金を貸し付けて保有させるか、これができるわけです。それはその場合はそれで済むけれども、客観的に言いますとリスクを一層大きくする危険を持っています。ということは、私は、銀行業務の本来から見まして、発行業務こそ逆に銀行から最も遠ざけるべき業務じゃないか。

これは理論的に大変大事な問題です。このことは学者もかなり真剣に論じていますよ。そういう理論的な面じゃなくて、むしろ政治的、無理論的にこれがかくつけられたり分けられたりしているというのが現状じゃないんですか。理論的に答えたいだいたい。

○政府委員(松野允彦君) 確かに御指摘のように、発行業務、引受業務はいわゆるブローカー業務に比べてリスクが大きいということは言えると思います。ただ逆に、先ほど申し上げましたように、現在の日本の証券市場の状況を考えますと、引受業務への参入、競争促進ということはやはり非常に必要だというふうに私も考えているわけですよ。

もちろん引受業務に伴うリスクというのは、これは当然引き受けの際に考えなければいけないこととございまして、引き受けのタイミングある

いは引き受ける条件、発行条件等々、要するに消化可能性というものを十分判断した上で引き受けを行うというのが、これが引受業務の本来の姿でございまして。そういったような形で適正な引受業務が行われるということであれば、そのリスクをある一定の限度にとどめるといふことができるわけですよ。またそういうふうな引受業務でなければ発行市場が適正に運営できないというふうにも考えるわけですよ。

今御指摘のありましたような、例えば親銀行が募集を引き取るとかあるいは信用を供与して募集を買い取らせるとかいうようなことが行われますと、これは引受業務としては極めて不適正な行為になるわけですよ。そして、そういった点については我々も十分そういうことを防止する必要があるというふうにも考えているわけですよ。

引受業務は、先ほど申し上げましたように、証券市場の現状からいってやはり一番競争を促進したい部分でございまして、そういう一定の財産的基礎というふうなもの、当然リスクにたえるための財産的基礎を持って新規参入していただくなければいけないわけですよ。ですから、適正な引受業務を行うということによるリスクを限定するということとは可能ではないかというふうにも思っております。

○近藤忠孝君 それ私が指摘した無理論性なんです。

これは熊野剛雄さんという銀行問題の専門家、学者がこう指摘しています。「初期においては銀行が応募することによって証券発行が進展したドイツや日本では銀行が引受業務を営んだという歴史的事実から、銀行が証券業務を営むときは流通市場業務よりも発行市場業務、とりわけ引受業務を営むべきであるとする考え方もありうる」と。しかしそれは間違いないんだ、理論的じゃないか。やっぱり考えるべきは、なぜ除外されなきゃいかぬのか、そして銀行のどのような特質からこれは考えられるべきかということでありまして。そういう意味じゃ、私は発行業務こそ最も遠ざけられるべきなのに、今言ったとおり最も必要だという判断があるので、これは大変問題だと思ふんです。

流通業務につきましましては、今もちょっと触れたとおり、一般的に言えば、流通市場における業務が単なる媒介行為にとどまる限りは、要するに顧客の注文に応じて顧客の計算に応じて行われる限りは、それを媒介する行為にリスクは伴いません。ですから、だからそれは理論的には認められてもいいんです。ただ、我が国の場合は銀行が本気で大量の株式を保有しているわけですから、これは事情が違ふ。銀行が大量に証券を保有して、そして流通業務を行いますと、私は二つの大きな問題が出てくると思う。

一つは、流通市場を操作しようという強い誘惑が働く。これは避けられないことですよ。豊富な資金と貸付能力を持って、預金その他を通ずる豊富な顧客情報を持つという銀行が、これは二番目の問題ですが、全国に展開する無数の銀行店舗を通じて流通業務を積極的に行いますと、多くの国民をリスクの大きい証券業務に誘い込んで大きな予期し得ない危険を伴うというふうなことが考えられる。だから参入は認めないんですが、理論的に言えばそういうことじゃないんですか。

○政府委員(松野允彦君) 株式のブローカー業務を当分の間認めないということにしましたのは、今御指摘のありましたような、親銀行が大量の株式を持っていてという現実を踏まえて、それが子会社である証券会社の営業に影響を与えんではないかというふうなことから認めないというふうな理由の一つになつてはいるわけですよ。

もちろん、それ以外に現実問題として中小証券会社の問題もございまして。しかし、理論的にはまさに御指摘のとおり、日本の場合には銀行が大量に株を持っています。これと子会社の株式ブローカー業務との関係というのをやはりなかなか割り切れないという問題があるかと思ふんです。

○近藤忠孝君 珍しく一致しましたね。時間が来てしまったので理論的問題から一転現

実的問題に入りますと、銀行のサービス残業です。労働省来ていますか。——これは東京労働基準局などの調査で、多くの銀行に法違反の事実がある。そこで、どんな指導を違反銀行に行つたのか、どういう改善がとられていたのか、簡潔に。

それから、あと大蔵省、こういう調査で明確な法令違反が指摘されておるので、その是正については大蔵省も真剣に取り組むべきだと思ふんですが、それぞれ簡潔にお答えいただいて、時間が来ましたので質問を終わります。

○説明員(山中秀樹君) 私ども、先生の御指摘のとおり、特にサービス残業、労働基準法の三十七条違反ということで監督、指導を行っております。その場合、法違反が認められた場合はそれぞれ必要なる是正措置を講ずるようには勧告を行っておりますし、また場合によっては事業主団体等に労働時間の管理について必要な改善を行うよう要請を行うなどサービス残業の解消に向けて努力を行っているところでございまして。

○政府委員(土田正顕君) この問題は労働行政に係る問題ではございまして、私どもの考え方を申し上げますと、金融機関は公共性の高い免許法人でありまして、その営業活動等に当たりましては社会的批判を受けることのないよう各種法令等の遵守に格段の努力を払うように指導してまいっておりますのでございまして。

○近藤忠孝君 終わります。

○池田治君 このたびの金融制度改革の論議は一九八四年、昭和五十九年の日米円・ドル委員会作業部会報告を契機に始められたと認識しております。それが金融制度調査会の審議を経て今回の改革法案となつて今国会へ上程されているんだと思つておりますが、この期間はざつと計算しますと六年間かかつておるわけですよ。臨調の問題でも三年程度だったと思つておられます。これは、これほど長い期間かかつたのはどういう理由があったのか、まずお伺いしたいと思ふんです。

○國務大臣(羽田孜君) 今回の制度改革は金融資本市場におきます有効かつ適正な競争、これを促

進し、市場の効率化、活性化を通じて国民経済の健全な発展に資するため行われるものでございませうけれども、御指摘のとおり、今回の制度改革は金融制度調査会及び証券取引審議会、ここで六年にわたる論議がなされたということとございませう。

この間の論議といたしましては、金融制度調査会の場合、昭和六十年以来専門委員会を設置いたしまして相互銀行の普通銀行への転換等順次その実現、具体化を図りつつ、各種金融機関の相互参入の形態あるいは地域金融機関のあり方等につきまして子細な検討が行われてきました。また、証券取引審議会では、昭和六十三年以来、金融の証券化への対応等証券取引に係る基本的制度のあり方につきまして詳しく検討がなされてきております。

このように今回の制度改革は中長期的な視点に立ちまして将来展望をしたものでございまして、こうした制度改革の意義に照らしまして、私どもといたしまして、長い時間をかけたものの上に、この間のいわゆる反省に立つてこれらを整備したということとございまして、ぜひとも御審議を早く進めていただきたいというのが私どもの願ひでございます。

○池田治君 長期間かつた理由は多少分かりますけれども、これは大臣、初めのうちは金融改革をして二十一世紀に向けての我が国の新金融制度改革をしようという熱意に燃えておられたというところとございまして、そうこうするうちに、バブル経済が崩壊いたしましたし、また証券・金融の不祥事も出てきましたし、こういうことではないからに時間をとったという点も見逃せないんじゃないでしょうか。

そしてまた、そうこうするうちに、銀行と証券会社の自己利益の擁護と申しましようか専守防衛といましようか、こういう防衛的な考えがありまして、これを調整するのにもまた時間がかかって、結果として審議会の報告は利害調整の妥協としてあらわれたものではないか、こういう御批判

もあるようでございますが、この点はどう見ておられますか。

○政府委員(土田正顕君) そのような御批判は私どもも耳にしておるところでございますが、強いて私どもの考え方を申し上げますと、御指摘のよう、金融制度調査会の方がまず検討を始めたわけとございまして、その初期の段階では専門金融機関制度をめぐる研究をしたわけでありまして、しかしながら、金融制度といたしましてはやはり一つの部分、専門金融機関という部分を論ずるにつ

きまして他の金融界への幅の広がりというものがどうしても意識されてくるということでありまして、具体的には協同組織金融機関とか地域金融とか、そのようなものについても議論を広げる必要を生じたと、これがやはり金融制度調査会の議論を長引かせた一つの背景であります。また、金融のみならず証券業務についての議論をするに当たりましては、金融制度調査会の研究もさることながら、証券市場のあり方としてこの問題をどのようにとらえるかという議論が当然必要であるというところもございまして、昭和六十三年から証券取引審議会が関係の議論を始めたというような経緯もございまして、

したがって、スタートは広い意味での金融・証券業界の中の一部のあり方を議論するといふようなことで取りかかったものでございまして、けれども、やはり相互に非常に関連の深い金融サービス提供のあり方をめぐりましてとんとんいわば範囲が広がっていった、それにつきましてそれなりの日数がかかったという一面は確かにあったと考えております。

○池田治君 また、調査会の答申では国際性とか金融機関の健全性というところに頭を奪われて、ユーザー不在の答申ではないかという議論もあつたようでございます。そこで最後の報告では、「付論」として「制度見直しのもとに利用者利便」という項目を掲げておりますが、それを見ても、「特に利用者の立場を重視して、制度全般のあり方について審議を行ってきた」と述べておられる割に

は、どの程度ユーザー、いわば一般庶民にとっての利便の向上があるのかいま一つはつきりしません。

そこで、利用者の勝手のよいことだけを考えますと、ほかの理由は別として考えますと、午

前中論じられましたユニバーサルバンク方式が一番利用者に便利だと、かように考えますが、この審議に当たりましてはユニバーサルバンク方式以下五つの方式があったと伺っております。これがどうして業態別子会社方式という形になったのか、ひとつ御説明を伺います。

○政府委員(土田正顕君) 御指摘のとおり、五つの方式を比較検討したという段階がございまして、この一つ一つについて議論を御紹介いたしますと、長くなりますので省略させていただきますが、その中で、やはり金融秩序の維持とか預金者保護とか利益相反による弊害防止などの観点から業態別子会社方式を採用したというのが今度の案の組み立てでございます。

なお、もちろん利用者の利便といふことのみを考へますならばユニバーサルバンク方式も有力な案でございます。しかしながら、これにつきましては、既にいろいろ御議論がなされたように種々の問題がございまして、現段階としましては、金融制度調査会もユニバーサルバンク方式について、なお検討すべき点が残されているという位置づけで、これを正面から採用するというようなことにはならなかったものでございます。

○池田治君 そうしましたら、今度は制度改革によりまして証券市場への銀行の参入ということ、一般的には競争が激化されて、その結果、銀行が広範囲の金融商品やサービスを取り扱うことになるので消費者や利用者にとって便利になるとも言われております。しかし、確かに一般的に言えれば新規参入によって競争の促進といふことは図られることが予想されますけれども、このことが自動的に効率性の向上に結びついて、さらに利用者

預金と中国ファンドを連結した商品も開発されておりますし、さらに保険やカードの共用化、証券担保金融などの提携も進んでおります。最近では、異種の業態の金融機関や証券会社、それにノンバンク等も結びつきまして、従来の業務範囲を超えた多種多様な商品やサービスを開発し得る可能性も出てきておりますし、現にそれもお

そうしていきますと、単なる銀行・証券の相互参入といふことだけで、利用者の利便を図ろうといふことは考えなくても、従来のままでも経済は既に成功しているんではなからうか、こう思いますが、銀行局はいかに考えてしようか。

○政府委員(土田正顕君) 商品、サービスそれぞれにつきまして急速な発展を遂げておるところはまことに御指摘のとおりでございます。利用者の利便といふ意味から申しますならば、それは業態別子会社方式でなくともいろいろな方法が考えられますが、しかしながら、殊に証券業務につきましては、やはりこれを本場で金融機関が営むというところについては種々の問題があるということもございまして、先ほど申しましたような考慮に立ちまして子会社方式を軸としたわけでございます。

ただ、そのほかに利用者の利便としての面から見逃せませんのは、あわせて本場で限られた範囲のそういう他の種類の業務を営むことができるようにしてございまして、地域金融機関、協同組織金融機関などにつきまして、従来系統の金融関係の取り扱い得る業務の範囲を広げるという意味での法律の枠取りをしておりまして、これらが証券業務以外の部分につきましても利用者の利便につながるというところは現実に期待できるものではないかと考えております。

○池田治君 業務範囲の拡大といふことはよくわかりますけれども、金融業全体の資金量というものはそう変わらないわけでございますので、そこに証券の子会社、銀行の子会社という子会社がたくさん出てまいりますと、会社の数もふえるし、

また従業員の数もふえる。こういうことになりまして、一社当たり、また従業員一人当たりの資金量の取り扱いというのは当然これは減ってくると思われれます。そこで、本当に預金の金利が上がり、貸し付けの金利は下がる、手数料は下がるということなどして利用者の利便の向上が図れるかどうかという疑問が出てまいります。新規参入によってコストがふえた分だけ利用者の利便は損をする、こういう形になるんじゃないかと思うのが一つ。

さらに、競争の激化によって中小金融機関、特に証券の方が、四大証券を除いた証券会社はかなり負担を強いられるんじゃないかということ、将来は経営危機に陥る会社がたくさん出て倒産の危険も予想されるんじゃないかと懸念される方もおりますが、銀行局や証券局はどう眺めておられますか。

○政府委員(土田正頼君) 金融関係で申しますと、やはりこれは委員の御指摘にもございまして、今度のねらいは有効かつ適正な競争を促進するというところにねらいがあるわけでございまして、競争が促進されますと、市場が効率化され、それを通じて国民経済全体の効率化も促されるであろうというふうに期待をしておるわけでございまして。したがって、単純に従業員なり会社の数なりがふえた分だけ業界全体のコストが増加する、一方、生産性と申しますか、それは変わらないというふうには認識をしておらないわけでございまして。もちろん、これにつきましては各金融機関の経営上の創意工夫の発揮が前提になるわけでございしますが、これにつきましても、経営の選択肢を拡大することによって創意工夫を促すというねらいを込めておるわけであります。

他方、これも御指摘のように、競争が進みますと、別の面の現象といまして経営に圧迫が加わる。その結果、例えばよく言われるのは、中小金融機関などの経営がなかなか容易ではなくなるのではないかというような問題は、これは気をつけなければいけないわけですが、これは気をつけ

かなが、競争を促進することとそれから金融機関の経営に安住を許すということは両立したような面がございまして、必ずしも手放しで樂觀しているわけではございませんけれども、そこはやはり健全経営のための工夫というものを制度的にもまた行政的にも積み重ねていきますことによりまして、全体としての金融システムの混乱を防ぎたいというふうに私も考えております。

○政府委員(松野元彦君) 中小証券会社に対する影響でございまして。私も、中小証券会社というのはやはり地域に密着して、特に個人投資家を相手に株式を主とした営業を行っていらっしゃるわけでございまして、株式市場にとりましては非常に貴重な存在であるというふうに認識をしております。したがって、競争が激化することによって、全く影響がないということはございせん、それはいろいろの影響がございまして。

ただ一方では、今回の場合に主軸業務でありまして株のプロローカ業務については一応参入をしないという扱いをしておりますし、他方、いろいろな商品あるいは私募等、経営の多角化というような選択の幅を広げるといような措置も用意をしておりますわけでございまして。免許企業ではございませけれども、やはり競争し、競争の中でそのようないろいろな経営の多角化、工夫を図っていくというところで対応していく必要があるかと思っております。また地域に密着をしておりますので、そういうニーズを十分吸い上げていけば、個人の資産運用のアドバイザーとしては十分機能するんじゃないかというふうに考えているわけでございします。

○池田治君 競争と安定ということは二律相反するようでもあり、また両者が整合性があるようにも考えられますね。競争に負けば倒産する、競争に勝てば経営は安定して健全性は保たれる、こういう性格のものでございまして、極言を言いますとそうなると思ひます。そうすると、そういう極言に走っていきま

資本力のある者が資本力のない者を食うというの、もまたこれは自然の原理でございまして、午前中の話をお伺いしていますと、銀行の方が資本力があるというように伺っておりますから、結局長い期間をかけますと銀行が弱小証券会社を食って、吸収もしくは買収して銀行系列下に置かれるんじゃないやなかうかという懸念を私はしておりますが、この点はいかがでございしますか。

○政府委員(松野元彦君) 中小証券会社が仮に経営努力をしても行き詰まってしまうというふうな状況が競争の中で起こり得るということ、これは私も考えておかなければならないことだろうと思うわけです。その場合に、銀行が支援をするということも考えられると思ひます。しかし、今申し上げましたように、地方の中小証券会社はそれなりに安定した営業基盤を持っていて、その営業基盤をいかに

拡充していくか、充実していくかということについていろいろな選択肢、経営上の選択の幅を広げるわけでございします。そういったことからいいますと、そういう健全な中小証券会社を銀行が買収するということについては、これは今回の制度改正では私も予定をしていないわけでございまして、むしろそういう健全な中小証券会社が地方のニーズに合った営業を拡大していく、それによって競争の中で対応していけるということが望ましいし、我々としてはそちらの方に行政としてできるだけだけの支援はしたいというふうに考えているわけでございします。

銀行による買収というのは、いろいろと言われておりますけれども、それは破綻が起こりますとそういうことは起こり得るわけでございしますけれども、基本的な今度の制度の見直しの中では、あくまでもやはり中小証券会社にもそれなりの経営努力の余地を広げ、経営選択の幅を広げ、あるいは一方ではプロローカ業務をある程度守るというふうなことで、競争に対応できる時間を十分かして、その中で経営が安定するように努力をしていただきたいというふうに考えているわけでござい

ます。○池田治君 証券局のお考えはわかりましたが、今銀行が証券会社を、子会社でもいいんですが、設立しようと思ひますれば、大体二百億円から四百億円程度の資本の投資とそれから数十名の人材が必要となると言われています。経営危機に立った中小証券会社を買収する場合、資金的には二百ないし四百億という、同程度かもしれないんですが、人材的には経営のノウハウを取り入れたる営業実績を持つ経験豊かな人材が利用できるもので、この方が便利じゃないやなかうかと思ひます。そうすると、この法案が通り、数年たつてきますと、新規設立の子会社をつくるよりも中小証券会社を買収もしくは吸収した方が手取り早いということになつてくるんじゃないやなかうかと懸念しております。

そこで、今回の金融制度改革は、証券会社の大規模倒産に備えて銀行による証券会社救済の道を開くためにやられたんじゃないやなかうかという極論を言う方もありますが、この点は証券局長いかがお考えでしょうか。

○政府委員(松野元彦君) 私どもの考え方は全くそういうことではございせん。先ほども申し上げましたように、現在の証券市場を考えた場合に、問題点としては、一つは証券化への対応というのが十分でない、いわゆる証券市場というものの機能を十分拡大し、証券化に対応して証券市場が十分その機能を発揮できるようにしていくということが一つの柱でございまして、もう一つは、特に発行市場における競争促進をする必要があるということでございます。

発行市場における競争促進といひますのは、現在の四大証券に加えてしかるべき競争相手が出てくれば、それによって引き受け業務というものの活性化が図られますし、またそれが間接的には中小証券会社が引き受けし団に参加するという可能性も高まっております。そういうことで、発行市場における競争促進が中小証券の取り扱い商品の拡大にもつながっていくというふうなことも考

えられるわけでございまして、中小証券会社の救済合併を目的とした制度改正だというような指摘もございまして、私どもの考え方としては全くそうではなくて、証券市場をいかに健全な形で発展拡大させていくことができるかというところに重点があるわけでございまして、証券市場が拡大をいたしますれば、その仲介業者の機能も当然拡大をしていくわけでございまして、そういったことから言いますと、中小証券会社にも十分その拡大していく証券市場の中で営業基盤を確立強化していくチャンスがあるというふうに考えているわけでございまして。

○池田治君 銀行とか証券会社の子会社が営業基盤を確立して健全な経営を続けていくためには、やはり子会社といえどもその業務範囲といえますか業務の内容につきましては、各業法に定められておるすべての業務を認めなければ金融改革にならないと私は思っています。それで初めて業態別の子会社方式は金融制度改革に役立つ、こう考えていますが、今回の改正では、いろいろな事情がありましてさまざまな制限がつけられております。既存の金融機関に対してこれ果たして子会社が競争力を持つて、しかも一般国民にとって魅力のある証券子会社が誕生するんだらうかという点は私は疑問に思っております。一般国民のほとんど利用しないような子会社がたくさんできることは、これは利用者の利便の向上を目指した金融改革とは言えないのではなからうか、こう思いますが、これは銀行局はどう思っていますか。

○政府委員(土田正顕君) 業態別子会社の一般的な考え方では、制度改正の目的に照らしてみても、やはり最終的には業法に定めるあらゆる業務が認められるという事態を想定しておることは間違いございません。それからまた、事実子会社が行う銀行業務についてはすべての業務が可能でございます。

ただ、信託業務それから証券業務がいい例でございますが、やはり当初の業務範囲に制限を付するということは、預金者、投資家の保護とか金融

秩序の維持とかの観点からこれはやむを得ないと考えてございまして、何分にも現在既にかなりの数の金融・証券の業者がございまして、それが営業をしておるわけでございまして、競争条件の公平性とか現行制度との連続性などに配慮しながら改革を混乱なく着実に進めていくためには、当初若干の期間そういう制限を付するということはやむを得ない、この点は何とか利用者にも御理解をいただきたいというふうに考えておるわけでございまして。

○池田治君 さまざまな制限もやむを得ない点だろうと私も思っておりますが、それによって、利用者には我慢するとしてしましても、子会社の方の経営が成り立つかどうか、これを心配しているのでございますが、この点の御配慮はいかがでござい

○政府委員(松野允彦君) 銀行の証券子会社の採算性の問題でございまして。

証券業務の中で銀行の証券子会社ができない業務は、法律上は株式のローカー業務だけでございまして、それ以外の証券業務については法律的にはできるような仕組みにしております。したがって、例えば株式につきましては引受業務と流通業務ができますし、債券の場合には引受業務と流通業務もできるわけでございまして。債券の流通業務といえますのは、これは主として、取引所に集中しておりますので、デイトリング業務、自己売買業務になるわけでございまして、株式の引き受け、あるいは債券の引き受け、債券の流通業務というふうなものを考えますと、現在非常に債券がたくさん出しておりますし、また従来株式に片寄り過ぎていた資金調達の反省もございまして。やはり株式と債券というものがあつた程度バランスのとれた形で発行され、流通されるということが必要なのでございまして。

そういったようなことを考えますと、株式のローカー業務ができないということでは必ずしも採算が全くとれないということはないんではないか。株式というのはかなり価格変動の激しい商品

でございます。銀行の場合には恐らく債券の引き受けあるいは債券の販売というふうなものの方がよりなじんでいるのかもしれないが、いずれにいたしましても株式のローカー業務というものがなから致命的であるというふうな感じはいたしませんし、また先ほど申し上げましたように、私どもはまず発行市場において引受業務で競争をしていただきたいという考え方が強いわけでござい

○池田治君 そのとおりで進んでいくことを私も希望しております。

次に、このたびの制度改革は、我が国は世界の三大金融センターの一つとして、諸外国との調和のとれた制度とする責任があるからだと理由も含まれておるわけでございまして。確かに、先進国でも金融制度改革はかなり行われておるわけでございまして、我が国とは全く事情を異にしておるんではないかと思ひます。

すなわち、イギリスやフランスの制度改革を見ますと、自国の証券会社の国際競争力の強化、国内市場の空洞化回避等を直接目的として始められたものであります。カナダでも銀行、証券、保険、信託、貸付会社からの子会社方式による相互参入の制度改革がなされておりますが、これも基本的にはイギリスやフランスと同様の思想に立っていると言われていると見えます。

我が国の金融改革法では、銀行の証券参入という点で、銀行経営の健全性を確立することが第一で、証券市場や証券制度の整備拡充は第二次的になつておるのではないかと批判もあつますが、この点、銀行局並びに証券局はどのように見ておられますか。

○政府委員(土田正顕君) 金融の観点から申しますと、これはまことに御指摘のとおり、ヨーロッパ、それからカナダ、それから見方によつてはアメリカもそうでございますが、いわば自国の市場や制度を内外の金融機関の利用者にとってより魅力的なだけ使いやすいものにしてしようとする動きがございまして。それは例えば今おっしゃいましたような国内市場の空洞化の回避であるとかないしは自国の金融機関に競争力を付与するとか、それぞれの目的をあわせて持っているものであろうというふうに考えるわけでございまして。

我が日本におきましても、やはり金融の国際化が進みまして金融資本市場が一体化していく中で、自国の市場を効率化し、それから内外の資金取引の交流をできるだけ便利にするようなそういう配慮というものを忘れてはならない、これが広い意味ではやはり利用者の利便につながるというふうに考えるわけでございまして。

このたびの改革につきましては、殊に銀行の証券市場への参入を中心にしていろいろ御指摘のあるところでございますが、確かにそういう一面もございまして、地城金融機関、それから中小金融機関に至るまで、業務の範囲を拡大し、創意工夫の発揮を通じて自主的な経営上の判断による経営路線を選択していくという道を開いておる、それによつて利用者の利便の増進に資するということもなわらぬもこれまた持つておるわけでござい

○政府委員(松野允彦君) 今回の証券取引制度の改革でございまして、証券市場は資金調達を主として行います企業と資金運用を行います投資家とが利用者として考えられるわけでござい

争促進の一つのねらいでございまして、また、あわせていろいろな形の証券化商品が出てくる、これも資金調達あるいは運用者にとってもそういう市場が整備されるということが必要ではないかというふうに考えるわけでございまして。したがって、証券市場の機能を強化する、あるいは効率化を図るという観点から今回の改革を考えているわけでございまして。

参入という中で、銀行の子会社による参入というのが非常にクローズアップされているわけでございまして、私どもの考え方としては、あくまでも証券市場の機能を証券化に沿って拡大強化する、あるいはより効率的な市場をつくり上げていく、それによって証券市場の利用者である企業なり一般投資家の資金運用、調達がよりやりやすくなるというわけで、より開かれた市場にするということが必要ではないかというのがねらいでございまして。

○池田治君 そうすると、一次的、二次的ということは考えなくてよろしいうございまして。最後に御質問して、時間ですから終わります。

○政府委員松野元彦君 一次的、二次的と言われるのは、第一段階、第二段階というふうな意味かもしれない。私ももとしましては、今回のこの改正が今申し上げたような趣旨に沿って現状で考えられる一番いい方策であるというふうに考えております。

○池田治君 終わります。

○三治重信君 この金融・証券関係の改革法案は、本主に金融・証券の各方面にわたっての案でございまして、民社党としては賛成の法案として、このところでございます。したがって、この改正の方向というのについては納得をするわけでございまして、きょうは特に改正をされる金融のあり方、金融・証券行政のいわゆる透明性の確保ということが答申の中にも特に入れられておられるわけですね。制度的には非常に改革され、構図としてはいいんだけれども、その実際の運営については、行政の透明化ということに尽きるんじゃないかと

思うわけですね。

したがって、行政の透明化ということで見ると、結局この法案そのものがどれだけ行政の中でちゃんと法令化されていくか、それからまた、金融機関そのものが、自分たちが運営していくときに、その実施がどの程度、個別的な指導ということではなくて、制度的にきちんとして定められたものとして、そういう基準なり、制度化されて客観的に決まったものの中で自由競争をやり効率を高めていくということに自信を持ってやれるようなことが必要じゃないか、こう思うわけですね。

そこで、行政の中で区別して見ますと、どの程度のものが行政の対象の中で法律事項として今度取り上げられたか。政令、省令の関係の問題として、通達からどの程度政令にし省令にしたか。三番目として、これは、ロのところの答弁を先やってもらって、実際の運用の面の検査基準というものを分けてやってみたいと思っております。その点で、透明性の高い行政をやる場合の、法律事項と政令、省令事項との二つに分けて、これがどの程度今度の大改正の中で実現しているか、法令詰めばわかるとおっしゃればそれとおりですが、一通り御説明願いたいと思っております。

○国務大臣(羽田孜君) 確かに今までの行政の中で、御指摘がございましたように、通達行政というふうなことが言われました。これについて、この法律をあれするとき透明性というものを打ち出さなければいけないということでございます。通達の中で重要なものにつきましては法令上の位置づけ、これを明確にすることの考え方に立ちまして、例えば自己資本比率規制その他健全経営のための指標につきましては、これは法令で根拠を規定するというふうなことにしております。

また、大口信用供与規制ということについて申し上げますと、その根拠自体は従来も法律で規定されたものでございまして、今回の制度改革に伴いまして、親子の連結ベースの規制を実施するに当たりまして、さらにその関係法令、規定を整備することによって対応するというようにい

たしております。

さらに、通達の簡素合理化を目的といたしまして、平成四年の四月一日付で、金融業界に共通の預金業務関係あるいは防犯対策関係のものなどで百三十一本を五十三本に整理をいたしております。それから、さらに四月三十日付で、普通銀行関係のもので百九十二本を四十三本に整理したところでございます。合計三百二十三本が九十六本になったということをお願いすることができると思っております。

いずれにいたしましても、通達の見直しにつきましては、内容の専門技術性でどうか、あるいは業務間の実情の相違といった金融行政の特性とともに、御指摘の行政の透明性という観点を踏まえながら今後とも適切に対処していきたいというふうに考えております。

○三治重信君 法令化を大臣から詳細に御説明いただいたんですが、自己資本比率については何か国際的にも規定されておるんですね。その基準と同じようなものが、今度法律事項として自己比率を規定するというのが書いてあるが、具体的なやつはやはり政令でやるのか省令でやるのか、自己資本比率がどれぐらいになるのか、まだ検討中なら検討中。国際基準の、BISというんですか、そういうものに合うようになっていくのかどうか。それから、健全経営の指標についての指導基準というんですか、そういうものはやはりマニュアルじゃなくて政令や省令の中でやる考えなのかどうか。

○政府委員(土田正顕君) 自己資本比率を例にとりて申しますと、これは内容そのものにつきましてはいわゆるBIS規制というふうなものをとっておりまして、それから従来の、私どもは国内基準と言っておりますが、そのようなものと二種類あるわけですが、このたびは自己資本比率規制そのものについて法令に根拠を置くものにしたかと思っております。

ただ、その具体的な数字の定め方につきまして、これは今のところ告示でその数字を定めると

いうことを考えております。

そのほかの経営諸比率規制につきましては、この際のような規制がアップ・ツー・デートであるか、もう一遍見直したいという気持ちも持っておりますが、やはり原則といたしましてはその規制の比率そのものは、あるものは告示であり、それから多少専門的、技術的なものについては従来どおり通達によるというふうなものも多少はあるかと思っております。

○三治重信君 それから、この金融機関のあり方について一番重要なのは、やはり金融機関に対する検査だろーと思うんです。その検査というものは、検査官が行って検査をするんだけれども、各検査官はいずれマニュアルを持って、訓練されてやるんだというが、税務調査と同じように、マニュアル的な客観的な検査の見どころ、こういうものに対してはどういうふうな見どころで検査をやっているのか、それを計量化していくことが必要じゃないかと思うんです。そういうものはいわゆるマニュアル的にやるのかどうか。税務調査そのものは私は細かいことは聞いていないわけですが、税務調査とはどういうふうな違う考え方がなるか。銀行検査のマニュアルというんですか、基本というのについてきちんと成文化したもので教育指導をやっていくか。また、その基本の最重要項目については、検査対象たる金融機関にもきちんというふうなものが検査の対象として必要ですよというふうなことがわかるような基準の文書がつくられるのかどうか。また、どういうふうな改善しようとしているのかということについて御説明願います。

○政府委員(土田正顕君) 金融機関検査の進め方につきまして、例えば税務調査と非常に違う面があるということをごます申し上げたいと思っております。税務調査は要するに最後に所得なり税額なりが数量で、数字で集約される、それが結論でございまして、

ところが、金融検査のそもそもの目的は、これは金融機関の健全性、経営の健全性をチェックす

るといふことが最終的なねらいでございます。健全性を評価するためには、例えば不良債権というふうなものを積み上げていき、それが正味の、つまり対外的に公表したものではないの、まのまの事態を示すバランスシートの中でどのくらいの割合を示しておるかというように定量的に測定できる要素もございませうけれども、しかしそれ以外の数量化できないような要素というものがやはりあるわけでございませう。現在この検査では、アメリカ方式に倣ひまして、健全性の評価基準というところでキャメル方式というものを採用してございませう。これは自己資本の充実度とか資産の健全性それから経営管理、収益の状況、流動性の状況というところで、基本的には数字で表現できる部分が多いのでございませうが、経営管理のようなものはこれは数字では表現できません。したがって、やはりこれは計量化して相互に比較するということにはどうしても限界があるということをまず御理解いただきたいと思います。

それから、検査の手法は長年の運用によりまして、大体今日では金融検査というのはいくつかの金融機関に共通の認識はあると思っておりますが、このたび、実は証券取引等監視委員会に對しまして金融検査の概況などを報告するというような事務もふえてまいりますので、検査の実態をどういふふうにご客観的にそういうふうな委員会の方々に御説明できるかどうか、その点はさらに工夫をしたいと思います。

○三治重信君　そこで、ひとつ具体的に聞くんですが、検査官の検査基準に、いわゆる融資が適正に行われているかどうかについて、一つの重要な要件として担保をとっているか、その担保の率が正しいかどうかということが挙げられると思うんですが、そういうふうな、いわゆる土地の担保率、株式の担保率について、具体的に担保率についての基準なんかを示される予定ですか。

それから、いま一つは不良債権ということがよく言われるんですが、不良債権と見る基準、これ

については、検査上どういふものを不良債権として指定するか。あなたのところを調査した結果、これだけの不良債権があると、積み上げたのが不良債権の累計になっているだろうと思うんですが、そういうふうな不良債権として認定する基準というふうなものがあるにきかんと示される予定かどうか。また、それは現にあるのかどうか、その二つについて。

○政府委員(土田正顕君)　第一のお尋ねの担保の問題でございませうが、実は担保徴求その他債権保全のあり方につきましては、やはり基本的にはこれは金融機関みずからの経営判断において決定すべき性格の問題であるというふうに考えておるわけでございませう。例えば担保をとらない、それから担保をとった場合に、不動産や有価証券等の物的担保でどの程度の債権を保全するかというようなことは、これはやはり個別の経営判断でまことにございませう。事実問題として、いわゆる信用貸し付け、端的に申せば無担保、無保証の貸し付けも相当存在しているというふうに私どもは承知をしております。

ただ、そのような個別判断によるものでありますから、一概に担保もとらないで貸すということがよくないとか、ないしは担保の掛け目が見方が甘いとかいふようなことについて、だからといって頭からその融資が不健全であると決めつけることはできないのでありますけれども、やはり専門家の金融実務上はおのずから一つの常識的な相場というものがあつた。例えば不動産担保につきましても、ここの三月に全銀協でまとめました報告によりますと、担保価格の算出につきましても、銀行間によって異なるが、担保掛率は通常七八割とみられる。というふうな記述もあるわけでございます。やはり個別に一々機械的なルールを当てはめるといふことはできませんが、やはり業界の常識的な運用の考え方というものはあるというふうに見ておるわけでございませう。

次に、不良債権のお尋ねであります。これにつきましても、ただ不良債権というだけでは一義

的な定義はございません。そこで、昨今議論になっておりますときにも、私どもはこういうような定義によれば幾らであるというふうな定義を示しながら数字を説明しております。

具体的に金融検査の場合に、不良資産なり不良債権は、これは個別にチェックして積み上げるわけでございますが、このときの認定基準は一応文章としてまとめたものはございませうけれども、その中で個別の融資をいかに査定していく場合に、この中の幾らの部分が不健全であるか格別の注意を要するか。その認定はやはりケース・バイ・ケースで、検査官の個別の判断にまづという要素がどうしても残るわけでございませう。ただし、これも各金融機関並びにいろいろな検査をしておりますうちに、おのずから共通の運用基準、判断基準というものがあつたというふうに私どもは見えておりますので、決して恣意的に流れることはないと思っておりますが、私どももお個別の検査の運用につきましても今後とも工夫をしたいと思います。

○三治重信君　それから、金融機関の経営のあり方について調査会が出ておりますね。経営のあり方について、各金融機関自身も自分の中の審査機能の充実、それからリスク管理の徹底をする。リスク管理の徹底というところは、いわゆる不良債権の発生をどういふふうにして防ぐかということのリスク管理を自分の行内でやれ、こういうことですね。それから、これも銀行局長が言う職員教育、指導面というものを金融機関独自でやって、そして自己責任体制を確立せよ、こういうことであるわけなんです。

こういうふうな銀行経営のあり方についての三つの指標について、行政当局として金融機関の経営についての共通事項として、銀行協会なり信用金庫なり業界ごとにマニュアル的に経営のあり方についての協議というんですか、自主的な標準的なものをつくって研修をしてほしいということ、結局金融の不祥事に対処する方法として金融機関個々でやるものがあるけれども、銀行協会な

り各金庫なり各業界ごとにそういうものについていわれる申し合せというんですか、そういうふうなものがあるんですか。

○政府委員(土田正顕君)　金融機関の経営のあり方につきましては、なかなか私どもの方から網羅的、包括的な訓示的な指導内容を文書で明らかにするということはしておらないわけであります。やはり根本的には銀行法の目的規定にもありますように、経営の自主的努力を尊重するということが基本でございませう。

ただし、個別問題につきましても従来から法令、通達等に基づきまして例えば健全な融資態度の確立であるとか、審査管理体制の充実強化であるとか、立ち入った問題では人事管理や教育研修などにつきましても、いろいろ基本的なあり方について触れた指導通達のようなものを出したことはございます。ただし、これまでのところ網羅的なものというのはいまだと記憶にないわけでございませう。

それから、公共性その他につきましても、業界団体で何か具体的なきつかけがございまして考え方をまとめるというふうなことは随時折に触れて行われておるわけでございませう。先ほどちょっと御紹介いたしました不動産融資のあり方についての全銀協の研究などもその一例でございませう。それからもう少しいけば反省を込めた全銀協なり何なりの業界申し合せというものも昨年以来多少の例を見たところでございませうが、やはりそれは基本的には横並びで業界を共通に縛るということではなくて、それぞれの経営者が自分で気をつけていただく、これが基本であるというふうに私も考えておるわけでございませうので、指導といひましてもむしろその点は余り立ち入り過ぎないやうに気をつけるべきではないかというふうに考えております。

○三治重信君　そこで、今度のバブル経済の進行過程を原因をそれぞれ調べてみると、こういうことが言えるんだと思うんですが、どういふふうになるんでしょうか。

結局、パブルの崩壊というのは過剰融資が原因だと思ふんです。その中で、分類していけば、無担保貸し付け、担保貸し付け、それから債務保証、佐川急便のような債務保証ということも銀行検査でどういふふうに見ていたのか。こんなことがあっても佐川急便は銀行局で検査するわけにはいかぬです。各銀行ごとでばつぱと債務保証が出てくる、捜査すればわかるけれども、銀行検査では佐川急便がどれだけ債務保証しているかということとはちよつとわからぬと思ふんです。佐川急便が総合的にどれだけというようなことはわからぬだらうと思ふ、銀行検査では、そういうようなものを見ていくという、結局融資の限度額というものを、やはり大蔵省と銀行協会ですが、各業界でそれぞれ自主規制の基準がなぐちやいかぬと思ふが、どうでしょうか。

それからもう一つは、非常に今度顕著にあらわれたのが暴力団関係の会社との融資の関連。これは銀行にとつてみれば非常に迷惑な話かもしれないですね、融資する対象が暴力団であるかどうかわからぬ、一般的なゴルフ場の開発なり一般の土地開発なりで、一々それを銀行が責任もつてこれは暴力団の融資かどうか事前に調査してなかなかにうことまで大蔵省としても要求はなかなかできないだらうと思ふんです。そこで、時たままた、警察庁の方で暴力団新法ができて暴力団の取り締まりが今度実際に行われるということになっているので、大蔵省としてこの暴力団取り締まりとの関係で銀行融資をどういふふうにご利用しようとするか、ぜひ利用していただきたいと思ふんです。警察庁の方には、その次にどういふふうな協力ができるか、ぜひ協力してもらいたいという質問を後ですぐします。

○政府委員(土田正顕君) 暴力団関係の融資が非常に昨年来問題となっているわけですが、これは昨年の八月二十八日でございますが、金融取引等における暴力団の介入排除につきまして、警察当局から各業界団体あてに要請を行いましたというところで私どもにも協力要請がございました。

た。私どももその考え方を受け入れてまして、金融機関の業界団体、さらにノンバンクの業界団体であります全国貸金業協会連合会というものもございしますが、そのようなものに対しまして、暴力団の介入排除に努めるよう指示をしたところでございます。

今後とも暴力団の介入排除に向けて、業界及び個々の業者が自主的に最大限の努力をすることを期待いたしますし、それから確かに御指摘のようになかなか実務上難しい問題もございします。そのような問題につきましても、暴力団対策法を所管する当局からの助言を求めながらよく相談をして、どのような対応が可能であるか検討を続けてまいりたいと思つております。

○三治重信君 それで、警察庁に御質問しますが、今大蔵省の方の受け入れ体制が御説明あったわけですが、そういうことで僕は特にお願いしたいのは、結局銀行が融資をするときに、これが暴力団関係の会社であるのか隠れみのの会社であるかどうかというのを知るために、おたくの方が、これはもう隠れみのの暴力団関係の会社ですといううことが果たして具体的に大蔵省なり各銀行協会なり各金融団体に通知することができまうかどうか。

○説明員(石附弘君) お答え申し上げます。金融機関等の行ういわゆる暴力団関係企業に対する融資等が結果的に暴力団の不当な行為を助長することとなることは、これは暴力団対策上まことにゆゆしいことである、この認識をしておる次第でございます。暴力団対策を効果的に推進しかつ暴力団の根絶を図っていくためには、暴力団を容認したりあるいは利用したりする土壌を除去する必要がある。こういう基本的な認識のもとに、今回できました、また施行になっております暴力団対策法におきましては、第十条において、「何人も、指定暴力団員に対し、暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならない。」、こういう規定を置きまして、その違反に対する罰則規定も設けたところでございます。

○政府委員(土田正顕君) 暴力団関係の融資が非常に昨年来問題となっているわけですが、これは昨年の八月二十八日でございますが、金融取引等における暴力団の介入排除につきまして、警察当局から各業界団体あてに要請を行いましたというところで私どもにも協力要請がございました。

今先生御指摘の暴力団関係会社のリスト等を金融機関関係に通知なりあるいは周知させたらどうかという趣旨の御質問でございますけれども、しかしながら、一口に暴力団関係会社と申しましても、暴力団の活動への協力ないし関与の程度あるいは態様、これは必ずしも一様なものではございません。また、この種企業と金融機関との間の融資等の取引の目的あるいは内容にも種々のものが考えられるところでございます。暴力団と何らかの関係があるという一事をもつてこの種企業の名稱の一瞥を明らかにするということは、公務員の守秘義務等の問題もございましてなお慎重な検討を要するところでございます。

しかしながら、民間の公益団体による暴力団排除活動を推進していくために新たに暴力団放逐運動推進センターというようなものを整備してございまして、そこにおきましては、暴力団放逐相談事業を守秘義務を有する相談委員が責任を持ってかつ専門的に行えるようにしてございします。そこと警察との連携、また御指摘のように大蔵省、また関係業界との連携によりまして、国民の願いでございします暴力団壊滅のために私どもも最善の努力をしてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○三治重信君 非常に難しい問題だらうと思ふんですが、結局これは情報の把握の問題だらうと思ふんですが、結局これは情報が把握の問題だらうと思ふんですが、今おっしゃったような暴力団対策関係の団体も警察庁の方でつくっておられるようです、銀行の方も協会なり団体があるわけだから、その相互の連携を図るような、協力というんですか指導というんですかをやつてもらつて、そのの確かな情報の収集をして誤りのないようにしてもらいたいと思ふわけでございます。

そこで、きょうの締めくくりとして大臣、金融機関というのは日本の資本主義の根幹をなすわけですよ。どちらかといえば金融機関の不祥事件の方が証券業界の不祥事件よりかはる信用度というのはいささか大きな気がするわけですね。だから、金融機関の不祥事というものは、私は証券の

不祥事以上に大蔵省としては、大臣としては重要視して今後当たっていただきたいと思ふわけです。

これで質問を終わります。

○国務大臣(羽田孜君) 今ある御指摘があったこと、私どもずっと傾聴させていただいたわけでありましても、御指摘のとおり、それこそ漫画なんかにも、えつ、銀行までがなんというのが実はあつたぐらいでございますから、確かに日本の資本主義の中におきまして、金融市場はもちろんあれでございますけれども、その中にありまして、銀行と金融市場というのは非常に大きなものがあるというふうにご覧いただいております。今御指摘のあったことも十分私たちが念頭に置きながら、これからもきちんとした指導というものをしたいかなければいけないというふうに思つております。

○委員長(竹山裕君) 本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時一分散会

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願(第二六五五号)(第二六五六号)(第二六五七号)(第二六五八号)(第二六五九号)(第二六六〇号)(第二六六一号)(第二六六二号)(第二六六三号)(第二六六四号)(第二六六五号)(第二六六六号)(第二六六七号)(第二六六八号)

二、所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上大幅に正することに係る請願(第二八九二号)

第二六五五号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 京都市下京区朱雀正金町三八 本
政和好 外千八百八十名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二五六号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 岐阜県不破郡関ヶ原町三、八七二ノ四 谷田治男 外千八百八十名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六五七号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 東京都荒川区東尾久五ノ三五ノ七 城戸口章一 外千八百八十名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六五八号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 群馬県前橋市東大室町八三〇ノ三 松村勇二 外千八百八十名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六五九号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 京都市伏見区景勝町五〇ノ一三 野口輝雄 外千八百八十名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六六〇号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 岐阜県関市津保川台二ノ六ノ七

青山庄一 外千八百八十名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六六一号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 京都府亀岡市宮前町神前大道一二 森三喜男 外千八百八十名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六六二号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 京都市上京区下長者町御前東入三 助町 山下久夫 外千八百八十名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六六三号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 茨城県東茨城郡小川町大字山野三 六五ノ五三 伊藤秀喜 外千八百七十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六六四号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 神戸市中央区吾妻通一ノ二ノ三 松尾行師 外千七百七十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六六五号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 岐阜県関市津保川台二ノ六ノ七

上げに関する請願
請願者 群馬県多野郡吉井町吉井六六 黒沢サダ 外千七百七十九名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六六六号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 群馬県北群馬郡榛東村山子田一、三〇二 高橋浩 外千七百七十九名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六六七号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 福井県敦賀市松原町一四ノ二 川上横三 外千七百七十九名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六六八号 平成四年五月十五日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願
請願者 名古屋市中区小碓四ノ一二 宇佐美徳三 外千七百七十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第二六六九号 平成四年五月二十一日受理
所得税の課税最低限を年収百五十万円以上に大幅に正することに係る請願
請願者 東京都江東区三好三ノ三ノ一七ノ二〇二 桑田美穂 外三十名
紹介議員 池田 治君
所得税の課税最低限は、名目賃金や消費者物価が年々上昇しているのに、ここ三年間百万円という水準に抑制されてきた。そのため課税最低限の現

行水準は、年々不十分ながら引き上げられる「法定最低賃金」の水準や急増する主婦パート労働者の賃金・年収の水準をカバーできなくなっている。その結果、最低賃金水準の周辺で働く多くの低所得労働者・パート労働者は、過酷で容赦ない課税・賃金・年収の不合理な抑え込み、就労の条件と勤労の意欲の破壊など、不正かつ不合理な困難にさらされている。また近年、極めて逆進性の強い消費税が導入されたこともあって、労働者の生活は低所得者ほど大きな打撃を被っている。これらの状況の下で、広範な低所得労働者・パート労働者が所得税の課税最低限の大幅な引上げを切実に要求し、経営者、関係省庁、与野党、識者など多くの関係者も引上げの必要性を訴えている。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、所得税の課税最低限を年収百五十万円以上上に大幅に正することに係る請願(第二九五九号)(第二九六〇号)(第二九六八号)(第二九六九号)(第二九七〇号)(第二九七二号)(第二九七三号)(第二九七四号)(第二九七五号)(第二九七六号)(第二九七七号)(第二九七八号)(第二九七九号)(第二九八〇号)(第二九八二号)(第二九八三号)(第二九八四号)(第二九八五号)(第二九八六号)(第二九八七号)(第二九八八号)(第二九八九号)(第三〇〇〇号)

一、消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願(第二三〇五号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(第二二六四号)

第二九三六号 平成四年五月二十二日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 山口県下関市長府金屋浜町一ノ一

六 水谷治子 外四名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第二九五六号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 山梨県甲府市山宮町九八一ノフノ

四〇二 本田晴夫 外七千八百四十一名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九五七号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 埼玉県上尾市原市一、五三三ノ一

六 林武 外七千八百四十一名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九五八号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 東京都東久留米市上の原二ノ六ノ

四七ノ五〇五 中川博水 外七千八百四十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九五九号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 大阪府堺市宮山台二丁一ノ一ノ三

〇六 高木勝巳 外七千八百四十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九六〇号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 京都市右京区太秦堀池町一五ノ三

四 川崎威 外七千八百四十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九六一号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 大阪府寝屋川市成田東が丘二五ノ

二一 塔野岡正次 外七千八百四十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九六二号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 愛知県豊橋市西赤沢町字郷ノ内一

七八 大久保勝弘 外七千八百四十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九六三号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 神戸市須磨区友が丘五ノ五ノ一六

四 山中政男 外七千八百四十名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九六四号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 名古屋守山区小幡太田五〇ノ四

宮地香 外七千八百四十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九六五号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 大阪府東大阪市加納二、〇六三ノ

一四 永井誠 外七千八百四十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九六六号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 岡山市築港緑町三ノ一ノ三 伊達

充 外七千八百四十名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九六七号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 横浜市港南区港南台二ノ二ちどり

団地四ノ九〇五 高須太郎 外七千八百四十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九六八号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 仙台市宮城野区榴花町二ノ七 吉

田たえ子 外七千八百四十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第二九六九号 平成四年五月二十二日受理

所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願

請願者 東京都練馬区羽沢二ノ三五ノ一五

ノ一〇六 太田清 外七千八百四十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三〇九七号 平成四年五月二十七日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 山口県下関市長府松原町一ノ九

光田淳子 外四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三一〇〇号 平成四年五月二十七日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 宮城県遠田郡田尻町大貫字桜田一

〇ノ二 阿部ときあ

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三一〇五号 平成四年五月二十七日受理

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願

請願者 横浜市長区永田山王台二六ノ三〇

大友美奈子 外七百六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三一六四号 平成四年五月二十八日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 宮城県遠田郡田尻町大貫字平池西

三一 山崎信夫

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

六月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願
(第三二四〇号)

一、所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願(第三二四一号)

一、消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに關する請願(第三二二二号)(第三二二三号)(第三二二四号)

一、一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(第三四〇八号)

一、パートタイム労働者の非課税限度額を百五十万円に引き上げることに関する請願(第三四七三三号)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願(第三二五二二号)

一、一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(第三二五三三〇号)(第三二五三三二二号)

一、所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上大幅は正することに關する請願(第三二五三五五号)

第三二四〇号 平成四年五月二十九日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 愛媛県松山市越川二ノ一〇一〇藤田基方 野本千代

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三二四一号 平成四年五月二十九日受理
所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上大幅は正することに關する請願
請願者 千葉県市川市国分三ノ二二三ノ七栗山嘉明 外六千六百四十四名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三二二二号 平成四年六月一日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに關する請願
請願者 埼玉県春日部市増田新田四一三ノ七六 緑川政之助 外千七百六名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三二二三号 平成四年六月一日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに關する請願
請願者 川崎市幸区古市場一ノ四三 古谷野しん 外千七百六名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三二二四号 平成四年六月一日受理
消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに關する請願
請願者 横濱市鶴見区梶山一ノ六ノ五 山木幸司 外千七百五名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三二二五号 平成四年六月二日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願
請願者 神戸市兵庫区会下山町三ノ八六ノ一 駒谷明 外千九百九十名

紹介議員 片上 公人君
我が国の経済は、昭和六十二年以来、高い成長を続けてきたが、昨年後半から減速に転じ大きな陰りが見られる。景気回復には、個人消費の拡大が不可欠であり、そのためには、昭和六十三年以来見送られてきた所得税減税を景気浮揚の重要な柱として、早期に実施すべきである。最近の税体系を考えると、消費税の実施に加えて、五年間にわたる所得税減税の見送りと、その間の消費者物価の上昇によって、庶民は実質的な増税にあえいでいる。ついでに、大幅な所得税減税の実施とともに、家賃控除制度の創設やパート減税、子育て減

税などの政策減税を行い、総額一兆円規模の減税を早期に実施するよう、次の事項について実現を図られたい。

一、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額などの人的控除を引き上げ「所得減税」を行うこと。

二、給与所得控除額等の引上げによりパート労働者の非課税枠を拡大し、「パート減税」を行うこと。

三、零歳から六歳までの子育て世帯を対象に特定扶養控除制度を導入し、「子育て減税」を行うこと。

四、家賃控除制度の創設、財形貯蓄の利子非課税限度額の引上げ等、持家推進のための「政策減税」を行うこと。

第三四七三三号 平成四年六月三日受理
パートタイム労働者の非課税限度額を百五十万円に引き上げることに関する請願
請願者 新潟市東区出来島二四ノ一〇 金子一夫 外一万二千八百八十六名

紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第七一五号と同じである。

第三二五二二号 平成四年六月四日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に關する請願
請願者 東京都調布市若葉町二ノ一九ノ五石原啓子

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三二五三〇号 平成四年六月四日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願
請願者 神戸市兵庫区熊野町三ノ六ノ六 藤中末広 外一万三千名

紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三二五三二二号 平成四年六月四日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願
請願者 神戸市北区ひより台五ノ八ノ五 一ノ二〇一 大久保信二 外二万名

紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三二五三五五号 平成四年六月四日受理
所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上大幅は正することに關する請願
請願者 京都市右京区嵯峨釈迦堂大門町四〇ノ四四 西山也笑子 外四十九名

紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(第三二六四二二号)(第三二六四三三〇号)(第三二六四四四〇号)(第三二六四五五〇号)(第三二六四六六〇号)(第三二六四七七〇号)(第三二六四八八〇号)(第三二六四九九〇号)(第三二六五〇〇号)(第三二六五一一〇号)

一、パートタイム労働者の非課税限度額を百五十万円に引き上げることに関する請願(第三二六五九九号)

一、一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(第三二六九九九号)(第三二七〇〇〇号)

一、一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(第三二七〇〇〇号)

一、一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(第三二七〇〇〇号)

一、一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(第三二七〇〇〇号)

請願者 神戸市北区ひより台一ノ三ノ一
三五ノ三〇二 李学宏 外二万三
千名

紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三七九四号 平成四年六月八日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区菊水町二ノ一ノ七ノ
三〇一 島田義孝 外一万三千名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三七九五号 平成四年六月八日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区能野町四ノ四六 平
山民代 外五千八百名
紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三七九六号 平成四年六月八日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願(六通)

請願者 神戸市兵庫区平野町天王谷七八
佐々江みつ 外二百七十六万八
百五十六名
紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三七九七号 平成四年六月八日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区石井町二ノ一ノ一
吉田正晴 外三万二千名
紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三七九八号 平成四年六月八日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区平野町天王谷筋西服
二 仁位登 外五千三百名
紹介議員 針生 雄吉君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三七九九号 平成四年六月八日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 神戸市北区甲栄台三ノ二ノ三、四
二八 平田眞吾 外五千名
紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八三八号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 大阪府堺市長曾根町四五ノ一五ノ
三〇二 平賀誠 外五万九千九百
九十九名
紹介議員 針生 雄吉君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八四一号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 兵庫県出石郡但東町西谷一九〇
舟木泰彦 外三万九千四百六十八
名
紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八四四号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願(三通)

請願者 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東二ノ一
五ノ一六 藤本善英 外九千一名
紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八五二号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願(四通)

請願者 大阪府堺市中百舌鳥町中百舌鳥公
園団地一ノ四一〇 高木幹雄 外
二万三千四百二十名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八五九号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願(三通)

請願者 大阪府岸和田市山直中町一、〇八
七ノ九 小村国義 外一万四千五
百四十九名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八六五号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願(一通)

請願者 大阪府東大阪市桜町四ノ一〇 矢
野輝子 外二十四万九千五百九十
二名
紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八七九号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 神戸市垂水区星陵台五ノ四ノ三六
石塚孫太郎 外三千名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八八〇号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

久津晴之 外二千五百名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八八一号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願(一通)

請願者 神戸市北区甲栄台三ノ二ノ三六ノ
四六 緒方照代 外三万三千名
紹介議員 中川 嘉美君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八八二号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 神戸市北区鈴蘭台西町二ノ二ノ一
五 福寿章 外三万二千五百名
紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八八三号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区大同町一ノ四ノ一六
野島鈴子 外五千名
紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八八四号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 神戸市垂水区星陵台五ノ四ノ三四
平居実 外五千名
紹介議員 高桑 栄松君
この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三八八五号 平成四年六月九日受理
一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施
等に関する請願

請願者 神戸市北区甲栄台三ノ二ノ三、六

紹介議員 四二 森下幹夫 外一万五千名
和田 教美君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三三八六号 平成四年六月九日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区湊川町二ノ九ノ一四

佐々木隆満 外三千名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三三八七号 平成四年六月九日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市垂水区城が山三ノ二ノ三

山崎かね 外一万五千名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

六月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 業務(第十條―第十六條)」を「第二章の二 子会社(第十六條の二―第十六條の四)」に改める。

第二条第四項中「積金者」の下に「(前項に規

定する掛金の積金者を含む。を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「定期積金等」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時において一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れられる掛金をいう。

第三條中「定期積金」を「定期積金等」に改める。

第四條第五項中「相互銀行」を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項第一号中「定期積金」を「定期積金等」に改め、同条第二項第二号中「有価証券の売買」を「有価証券(第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第六号において同じ。)の売買」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 有価証券の私募の取扱い

第十條第五項中「第一項第十一号」を「第二項第十二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二條第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 第二項第六号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募(証券取引法第二條第八項第六号(定義)に規定する私募をいう。)の取扱いをいう。

第十三條第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

る。

4 第二項の場合において、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、子銀行の株式を所有する銀行の信用の供与の額とみなす。

第十三條第一項の次に次の一項を加える。

2 銀行が第十六條の二第二項の認可を受けて他の銀行の株式を所有する場合においては、当該銀行及び当該銀行の銀行(以下この条において「子銀行」という。)の同一人に対する信用の供与の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額(第四項において「合計信用供与限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 当該銀行の信用供与限度額

二 当該子銀行の資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額から、当該合計額のうち当該銀行の持分に相当する金額として大蔵省令で定める額を控除した残額に、政令で定める率を乗じて得た金額

第十四條の次に次の一条を加える。

(経営の健全性の確保)

第十四條の二 大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

第二章の二 子会社

(証券会社等の株式の保有)

第十六條の二 銀行は、証券取引法第二條第九項(定義)に規定する証券会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む銀行その他の銀行(大蔵省令で定めるものに限

る。)の株式(議決権のあるものに限る。以下この章において同じ。)については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、銀行が取得し、又は所有する株式には、当該銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

(子会社との間の取引等)

第十六條の三 銀行は、その子会社等(当該銀行が前条第一項の認可を受けて株式を所有する同項に規定する証券会社又は信託業務を営む銀行その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又は顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 子会社等との間で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利な利益を与えるものと認められる取引をすること。

二 子会社等との間又は子会社等に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為

(海外現地法人の株式等の所有)

第十六條の四 銀行は、次に掲げる会社の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)については、大蔵大臣の認可を受けて、

る。)の株式(議決権のあるものに限る。以下この章において同じ。)については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、銀行が取得し、又は所有する株式には、当該銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

(子会社との間の取引等)

第十六條の三 銀行は、その子会社等(当該銀行が前条第一項の認可を受けて株式を所有する同項に規定する証券会社又は信託業務を営む銀行その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又は顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 子会社等との間で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利な利益を与えるものと認められる取引をすること。

二 子会社等との間又は子会社等に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為

(海外現地法人の株式等の所有)

第十六條の四 銀行は、次に掲げる会社の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)については、大蔵大臣の認可を受けて、

る。)の株式(議決権のあるものに限る。以下この章において同じ。)については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、銀行が取得し、又は所有する株式には、当該銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

(子会社との間の取引等)

第十六條の三 銀行は、その子会社等(当該銀行が前条第一項の認可を受けて株式を所有する同項に規定する証券会社又は信託業務を営む銀行その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又は顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 子会社等との間で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利な利益を与えるものと認められる取引をすること。

二 子会社等との間又は子会社等に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為

(海外現地法人の株式等の所有)

その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等を取持し、又は所有することができる。

一 銀行業を営む外国の会社

二 証券業（証券取引法第二條第八項各号（定義）に掲げる行為のいづれかを営む業をいう。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項の規定は、銀行が同項の認可を受けて同項各号に掲げる会社の株式等を所有している場合において、当該会社が当該各号のうちの他の号に掲げる会社になるときに当該銀行が所有する当該株式等について準用する。

3 第十六條の二第二項の規定は、前二項の場合において銀行が取得し、又は所有する株式等について準用する。

第十八條中「金銭による利益の配当額」を「利益の処分として支出する金額」に改める。

第二十四條第二項中「（商法第二百一十一條ノ二第一項（子会社による親会社の株式の取得の制限）に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）のうち大蔵省令で定める会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）を削り、同条に次の二項を加える。

4 前二項において「子会社」とは、銀行がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち大蔵省令で定めるものをいう。

5 第十六條の二第二項の規定は、前項の場合において銀行が所有する株式等について準用する。

第二十五條第二項中「子会社」の下に「（前条第四項に規定する子会社をいう。第五項において同じ。）」を加える。

第三十條第一項中「が第四條第五項に規定する銀行等（以下「銀行等」という。）である合併」を削り、「銀行等である合併に限る」を「銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第三條（合併）の規定による合併に該当するものを除く」に改める。

第三十一條第一号中「銀行等」の下に「（第四條第五項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三号中「銀行等」を「銀行」に改める。

第三十七條第一項第二号中「規定する合併」の下に「及び金融機関の合併及び転換に関する法律第三條（合併）の規定による合併」を加える。

第四十三條第一項及び第二項中「定期積金」を「定期積金等」に改める。

第四十七條第二項ただし書中「第九條」を「第十三條第二項及び第四項」に改め、「第十四條第二項」の下に「第十六條の二、第十六條の四」を加え、「第二十四條第二項及び第三項」を「第二十四條第二項から第五項まで」に改める。

第五十三條第三号中「第九條第二項」を「第十六條の四第二項」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうちの他の号に掲げる会社になつた」に改める。

第五十五條中「第九條第二項」を「第十六條の四第二項」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうちの他の号に掲げる会社にならなかつた」に改める。

第六十五條第一号中「若しくは第九條第一項」を「第十六條の二第一項若しくは第十六條の四第一項」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうちの他の号に掲げる会社になつた」に改め、「当該外国の会社の株式若しくは持分を」を削り、「を超えて保有」を「の

当該会社の株式若しくは持分を所有」に改め、同条第十一号中「第九條第一項」を「第十六條の二第一項、第十六條の四第一項」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第二條 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一条を加える。

（証券会社等の株式の所有）

第十三條の二 長期信用銀行は、証券取引法第二條第九項（定義）に規定する証券会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行（銀行法第二條第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下この項において同じ。）その他の銀行（大蔵省令で定めるものに限る。）の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、長期信用銀行が取得し、又は所有する株式には、当該長期信用銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該長期信用銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

第十四條中「が合併」の下に「（第十七條において準用する銀行法第三十條第一項（合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）に規定する合併に限る。）」を加える。

第十五條の見出しを「（営業の譲受け）」に改め、同条中「合併又は営業の全部若しくは一部」を「営業の全部又は一部」に改め、「以下同じ」を削り、同条後段を削る。

第十七條中「（業務の範囲）」の下に「第十六條の二（証券会社等の株式の所有）」を加える。

六條の二（証券会社等の株式の所有）を加える。

第二十條中「第九條第二項」を「第十六條の四第二項」に、「取得」を「所有」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうちの他の号に掲げる会社にならなかつた」に改める。

第二十七條第四号を削り、同条第三号中「条件」の下に「第十三條の二第一項の規定又は」を加え、「第九條第一項」を「第十六條の四第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十三條の二第一項の規定若しくは銀行法第五條第三項、第六條第三項、第八條若しくは第十六條の四第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる会社が当該各号のうちの他の号に掲げる会社となつた後において、同項に規定する数若しくは額の当該会社の株式若しくは持分を所有したとき。

（外国為替銀行法の一部改正）

第三條 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第四項第一号中「有価証券の売買」を「有価証券（第四号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号において同じ。）の売買」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 有価証券の私募の取扱

第六條第七項中「第四項第十号」を「第四項第十一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

第五 有価証券の私募の取扱

7 第四項第四号に掲げる業務には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二号第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

8 第四項第五号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二号第八項第六号（定義）に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

第九号の八中「が合併」の下に「（第十一号において準用する銀行法第三十号第一項（合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）に規定する合併に限る。）」を加え、同条を第九号の九とする。

第九号の七の次に次の一条を加える。

（証券会社等の株式の所有）

第九号の八 外国為替銀行は、証券取引法第二号第九項（定義）に規定する証券会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一号第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行（銀行法第二号第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下この項において同じ。）その他の銀行（大蔵省令で定めるものに限る。）の株式（議決権のあるものに限る。）以下この条において同じ。）については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、外国為替銀行が取得し、又は所有する株式には、当該外国為替銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該外国為替銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

第十号の見出しを「（営業の譲受け）」に改め、

同条中「合併又は営業の全部若しくは一部」を「営業の全部又は一部」に改め、「以下同じ」を削り、同条後段を削る。

第十一号中「（業務の範囲）」の下に「第六号の二（証券会社等の株式の所有）」を加える。

第十四号中「第九号第二項」を「第十六号の四第二項」に、「取得」を「所有」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつた」に改める。

第二十一号第一号中「第六号第三項若しくは」を「第六号第三項、第九号の八第一項若しくは」に、「第九号第一項」を「第十六号の四第一項」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた」に改め、「当該外国の会社の株式若しくは持分を」を削り、「を超えて保有」を「の当該会社の株式若しくは持分を保有」に改め、同条第四号中「第六号第三項」の下に「第九号の八第一項」を加え、「第九号第一項」を「第十六号の四第一項」に改める。

（相互銀行法の廃止）

第四号 相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）は、廃止する。

（信用金庫法の一部改正）

第五号 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 全国連合会の債券の発行（第五十四号の二）第五十四号の十四」を「第五章の二 全国連合会の債券の発行（第五十四号の三）信用金庫連合会の子会社（第五十四号の二）第五十四号の十四」に改める。

第二十四号第六項中「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を削る。

第二十八号中「（監査役に係る部分を除く。）」を削る。

第三十二号第三項及び第四項を次のように改める。

3 役員は、総会の議決（設立当初の役員にあつては、創立総会の議決）によつて、選任する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二（信用金庫連合会の理事について定数で定数の二分の一を超える数を定めたときは、その数は、会員又は会員たる法人の業務を執行する役員（設立当初の理事にあつては、会員にならうとする者又は会員にならうとする法人の業務を執行する役員）でなければならぬ。）

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

第三十九号中「第三十五号、商法」を「第三十五号、商法第二百六十号第三項（監査役の取締役会出席権、第二百七十四号（業務監査権、調査権）及び」に改め、「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二号第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」（第二百五十九号ノ二及び第二百五十九号ノ三）中監査役に係る部分を除く。」及び「（監査役に係る部分を除く。）」を削る。

第四十九号中「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を削る。

第五十二号第三項中「（監査役に係る部分を除く。）」を削る。

第五十三号第三項第二号中「有価証券の売買」を「有価証券（第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第六号において同じ。）の売買」に改め、同項第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 有価証券の私募の取扱い

第五十三号第十三項中「第三項第六号」を「第三項第七号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十二項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし、同条第十項中「第三項第七号」を「第三項第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 信用金庫が第七項の規定により同項に規定する信託業務を行うときは、当該信用金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を變更しようとするときも、同様とする。

12 信用金庫は、第八項の規定により同項に規定する業務を行うときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第五十三号第六項を同条第九項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一号第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を行うことができる。

8 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、会員、地方公共団体その他大蔵省令で定める者のために、次に掲げる業務を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する

信託業務

第五十三條第三項の次に次の二項を加える。

4 前項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引、それぞれ証券取引法第二條第十四項から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債その他の債券をいう。

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（証券取引法第二條第八項第六号に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二條第八項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

第五十三條に次の一項を加える。

17 信用金庫は、第八項に規定する業務に関しては、商法、担保附社債信託法、商法改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三條第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

第五十四條第四項第二号中「有価証券の売買」を「有価証券（第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第六号において同じ。）の売買」に改め、同項中第

十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 有価証券の私募の取扱い 第五十四條中第八項を削り、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 信用金庫連合会は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を行うことができる。

7 信用金庫連合会は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保附社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務 第五十四條に次の三項を加える。

10 信用金庫連合会が第六項の規定により同項に規定する信託業務を行うおとす場合には、当該信用金庫連合会は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

11 信用金庫連合会が第七項の規定により同項に規定する業務を行うおとすときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

12 前條第四項、第五項及び第十三項から第十七項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同條第四項中「前項第五号」とあるのは、「次條第四項第五号」と、同條第五項中「第三項」とあるのは、「次條第四項」と、同條第十三項中「第三項第八号」とあるのは、「次條第四項第八号」と、同條

第十六項中「第三項第七号」とあるのは、「次條第四項第七号」と、同條第十七項中「第八項」とあるのは、「次條第七項」と読み替へるものとする。

第五章の二の次に次の一章を加える。

第五節の三 信用金庫連合会の子会社（信用金庫連合会の証券会社等の株式の所有）

第五十四條の十五 信用金庫連合会は、証券会社（証券取引法第二條第九項（定義）に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。）又は信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第一項（定義等）に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むものをいう。以下この条において同じ。）の株式（議決権のあるものに限り。以下この章において同じ。）については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限り。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、信用金庫連合会が取得し、又は所有する株式には、当該信用金庫連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該信用金庫連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 信用金庫連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 信用金庫連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該信用金庫連合会の理事は、当該証券

会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

（信用金庫連合会の海外現地法人の株式等の所有）

第五十四條の十六 信用金庫連合会は、次に掲げる会社の株式又は持分（以下この条において「株式等」という。）については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限り。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有することができる。

一 銀行業（銀行法第一條第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。）を営む外国の会社

二 証券業（証券取引法第二條第八項各号（定義）に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項の規定は、信用金庫連合会が同項の認可を受けて同項各号に掲げる会社の株式等を所有している場合において、当該会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になるときに、当該信用金庫連合会が所有する当該株式等について準用する。

3 前條第二項の規定は、前二項の場合において信用金庫連合会が取得し、又は所有する株式等について準用する。

4 前條第三項及び第四項の規定は、信用金庫連合会が第一項各号に掲げる会社の株式等を取得し、又は所有する場合について準用する。

第五十九條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常総会の日までとする。

第五十九條に次の一項を加える。

4 第一項の規定による役員選任については、第三十二條第四項の規定を準用する。

第八十六條中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削る。

第八十七條第二号中「実行したとき」の下に「第五十四條の十六第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつたとき」を加える。

第八十七條の三「実行しなかつたとき」の下に「第五十四條の十六第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、信用金庫連合会が当該認可を受けた日から六月以内に、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつたとき」を加える。

第八十九條第一項中「取締役に対する信用の供与」の下に「経営の健全性の確保」を加え、「第十三条を「第十三条第一項、第三項及び第五項」に改め、「信用金庫について」の下に「同条及び同法第十六條の三（子会社との間の取引等）」の規定は信用金庫連合会について」を加える。

第九十一條第二十二号を同条第二十四号とし、同条第二十一号中「第三十一條」の下に「第五十四條の十五第一項、第五十四條の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二十三号とし、同条第十八号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十七号を同条第十八号とし、同条の次に次の一号を加える。

十九 第五十四條の十五第一項若しくは第五十四條の十六第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた後において、同項に規定する数若しくは額の当該会社の株式若しくは持分を所有したとき。

第九十一條中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同

条第十号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」を「商法第二百七十四條第二項」に、「準用する商法」を「準用する同法」に改め、同条を同条第十一号とし、同条中第九号を削り、第八号の二を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第三十二條第五項の規定に違反して役員

の補充のために必要な手続を採らなかつたとき。

（労働金庫法の一部改正）

第六條 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 事業（第五十八條）」を「第五章 事業（第五十八條・第五十八條の二）」に、「第九章 登記（第六十九條・第八十九條）」を「第九章 登記（第六十九條・第八十九條・第九十九條）」に、「第一百二條」を「第一百三條」に改める。

第三十三條中「大蔵大臣及び労働大臣の定める」を「大蔵省令・労働省令で定める」に改める。

第三十四條第四項中「別段の定め」を「別段の定め」に、「但し」を「ただし」に、「五分の一」を「五分の一（労働金庫連合会の理事にあつては、定数の三分の一）を超えて」に改める。

の十号を加える。

七 債務の保証又は手形の引受け（會員のためにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。）

八 有価証券（第十一号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十二号において同じ。）の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）

九 有価証券の貸付け（會員のためにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。）

十 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この章において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

十一 金銭債権（譲渡性預金証券その他の大蔵省令・労働省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

十二 有価証券の私募の取扱い

十三 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指定する者の業務の代理

十四 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

六 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 それぞれ証券取引法第二條第十四項から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（証券取引法第二條第八項第六号に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二條第八項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

七 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五條第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第二項の規定により行う業務を除く。）を行うことができる。

八 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を行うことができる。

九 労働金庫は、第二項第十号に掲げる業務の

うち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

10 労働金庫が第七項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該労働金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

11 労働金庫が第八項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該労働金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

13 労働金庫は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の適用については、銀行とみなす。

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一 為替取引
二 国等の預金の受入れ
三 会員以外のもの（国等を除く。）の預金の受入れ
四 会員以外のものに対する資金の貸付け
五 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。）
六 有価証券（第九号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十号において同じ。）の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的

をもつてするものに限る。）

七 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。）
八 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
九 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令・労働省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
十 有価証券の私募の取扱い
十一 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指定する者の業務の代理
十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
十四 両替
十五 金融先物取引等の受託等

14 労働金庫連合会は、前項第三号又は第四号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

15 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五條第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第一項の規定により行う業務を除く。）を行うことができる。

4 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を行うことができる。労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び

第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 地方債又はその他の債券の募集の受託
二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務
6 労働金庫連合会は、第一項第八号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

7 労働金庫連合会が第三項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該労働金庫連合会は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

8 労働金庫連合会が第四項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該労働金庫連合会は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

9 労働金庫連合会が第五項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

10 労働金庫連合会は、第五項に規定する業務に関して、商法、担保付社債信託法、商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三條第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

11 前条第五項、第六項、第十二項及び第十三項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは、「次条第一項第九号」と、同条第六項中「第二項」とあるのは、「次条第一項」と、同条第十二項中「第二項第十四号」とあるのは、「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

第五章の二 労働金庫連合会の子会社
第五十八條の三 労働金庫連合会は、証券会社（証券取引法第二條第九項（定義）に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。）又は信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第一項（定義等）に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むものをいう。以下この条において同じ。）の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）について、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、労働金庫連合会が取得し、又は所有する株式には、当該労働金庫連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令・労働省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該労働金庫連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 労働金庫連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 労働金庫連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該労働金庫連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、大蔵省令・労働省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第六十三条第二項ただし書中「但し」を「ただし第六十三条第一項ただし書中「但し」に、「別段の定め」を「別段の定め」に、「五分の一をこえて」を「五分の一（労働金庫連合会の理事にあつては、定数の三分の一）を超えて」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 全国労働金庫協会
(全国労働金庫協会)

第八十九条の二 金庫は、金庫を会員として全国を通じて一の全国労働金庫協会と称する民法第三十四条（公益法人の設立）の規定による法人を設立することができる。

2 全国労働金庫協会は、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に資するため、会員たる労働金庫の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 第一項の法人以外の者は、全国労働金庫協会という名称を用いてはならない。

第九十条中「昭和五十六年法律第五十九号」を削る。

第九十一条第三号中「大蔵大臣及び労働大臣が」を「大蔵省令・労働省令で」に改める。

第九十四条第一項中「取締役に対する信用の供与」の下に「経営の健全性の確保」を加え、

「第十三条」を「第十三条第一項、第三項及び第五項」に改め、「労働金庫について」の下に「同条及び同法第十六条の三（子会社との間の取引等）の規定は労働金庫連合会について」を加える。

え、同号を同条第二十二号とし、同条第十五号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第十四号の四中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条の次に次の二号を加える。

十七 第五十八条の二第二項の規定に違反し

十八 第五十八条の第三一項の認可を受けな
いで同項に規定する株式を取得し、又は所
有したとき。

第一百一条第十四号の三中「第五十八条第四項」を「第五十八条第三項」に改め、同号を同条第十五号とする。

第二百二條の次に次の一條を加える。

第三百三条 第八十九条の二第三項の規定に違反して、全国労働金庫協会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

七条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第一号を次のように改める。

一 為替取引

第九条の八第二項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、第九号を第四号とし、第十二号を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、第十号を第五号とし、同号の次に次の十号を加える。

六 債務の保証又は手形の引受け（組合員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。）

七 有価証券（第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十一号において同じ。）の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）

八 有価証券の貸付け（組合員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限

る。

九 國債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「國債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る國債等の募集

十 金銭債権（譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

十一 有価証券の私募の取扱い

十二 国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理

十三 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十四 有価証券、貴金属その他の物品の保護
預り

十五
而焚

第九條の八第三項中「前項第九号」を「前項第九号」に改め、同条第四項中「第二項第十号」を「第二項第五号」に改め、同条第五項を次のよう改める。

第二項第十号の事業には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八

項各号（定義）に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

第九条の八第六項中「第二項第二号」を「第二第十三号」に改め、同項を同条第十項とし、同

第五項の次に次の四項を加える。

第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプ
ション取引又は外国市場証券先物取引、そ
れぞれ証券取引法第二條第十四項から第十
六項まで(定義)に規定する有価証券指数等
先物取引、有価証券オプション取引又は外
国市場証券先物取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息

の支払について保証している社債その他の債券をいう。

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（証券取引法第二条第八項第六号に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号（金融

機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法

律（昭和十八年法律第四十三号）により同法
第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託
業務に係る事業を行うことができる。

により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、組合員、地方公共団体その他大蔵省令で定める者のために、次の事業を行うことがで

地方債又は社債その他の債券の募集の受託

五十二号) により行う担保付社債に關する
信託事業

第九條の八に次の二項を加える。

信用協同組合は、外国為替及び外国貿易管

理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の適用については、銀行とみなす。

12 信用協同組合は、第九項に規定する事業に

関しては、商法、担保附信託法、商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三條第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

第九條の九第二項中「附帯する事業」の下に「並びに第五項の事業」を加え、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項中「前條第二項第八号を除く。」及び第三項から第六項までを「前條第三項から第六項まで及び第十項から第十二項まで」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第四号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一 前條第二項第一号、第二号及び第四号から第十七号までの事業

二 証券取引法第六十五條第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前号の事業を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務に係る事業

四 前條第九項各号の事業

第四十二條中「第三十八條の二」を「第三十八條の二及び」に改め、「連帯責任」の下に「の規定を、信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の監事については、」を加える。

第五十五條第七項中「事項」の下に「（次条において「合併等」という。）」を加え、同條の次に次の一條を加える。

（信用協同組合等の総代会の特例）

第五十五條の二 信用協同組合又は第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の総代会においては、前條第七項、第五十七條の三第一項、第六十二條第一項及び第六十三條第一項の規定にかかわらず、合併等について議決することができる。

2 前項に規定する組合は、総代会において合併等の議決をしたときは、その議決の日から十日以内に、組合員に議決の内容を通知しなければならない。

3 前項の通知をした組合にあつては、当該通知に係る事項を會議の目的として、第四十七條第二項又は第四十八條の規定により總會を招集することができる。この場合において、第四十七條第二項の規定による書面の提出又は第四十八條後段の場合における承認の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から三十日以内にしなければならない。

4 前項の總會において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。

第五十六條第二項中「且つ、預金者及び定期積金の積金者」を「かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者」に改める。

第五十七條の五第一号中「相互銀行」を削り、「水産加工協同組合連合会」を「水産加工業協同組合連合会」に、「受入」を「受入れ」に改める。

第百十五條第二号の三及び第二号の四中「第九條の九第五項」を「第九條の九第六項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第八條 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「信用協同組合又は」を「信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会）（以下「信用協同組合等」と総称する。）をいう。以下同じ。」をいう。以下同じ」に改め、同條第二項中「同項の協同組合連合会」を「信用協同組合連合会」に改める。

第三條第一号中「（同法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「事業」の下に「（同法第九條の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含むものとし、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十條第一項（外国為替業務の認可等）の認可を受けて行う事業を除く。）」を加え、同條第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同條第三号中「とき」の下に「（大蔵省令で定める場合に該当するときは除く。）」を加え、同號を同條第七号とし、同條第二号中「第九條の九第五項において準用する同法第九條の八第二項第九号又は第十号」を「第九條の九第五項の規定により同法第九條の八第二項第四号又は第五号」に改め、同號を同條第六号とし、同條第一号の次に次の四号を加える。

二 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第九号に掲げる事業（同法第九條の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集の取扱いの事業を行うとき。

三 中小企業等協同組合法第九條の八第七項の規定により同項に規定する事業を行うおととする場合（同法第九條の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行うおとする場合を含む。）において、不特定かつ多数の者を相手方としてこれらの事業を行うおとするとき。

四 中小企業等協同組合法第九條の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行うおとするとき（同法第九條の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行うおとするときを含む。）。

五 中小企業等協同組合法第九條の八第九項の規定により同項に規定する事業を行うおとするとき（同法第九條の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行うおとするときを含む。）。

第三條に次の二項を加える。

2 信用協同組合等は、前項第三号の事業については、その内容及び方法を定めて、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

3 信用協同組合等は、第一項第四号の信託業務の種類及び方法を定めて、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

第四條を次のように改める。

（信用協同組合連合会の証券会社等の株式の所有）

第四條 信用協同組合連合会は、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第九項（定義）に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。）又は信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第一項（定義等）に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むものをいう。以下この条において同じ。）の株式（議決権のあるものに限る。）について、行政庁の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができない。

2 前項の場合において、信用協同組合連合会が取得し、又は所有する株式には、当該信用協同組合連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である

株式で、当該信用協同組合連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 信用協同組合連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 信用協同組合連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該信用協同組合連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第六条第一項中「昭和五十六年法律第五十九号」を削り、「取締役に對する信用の供与の下に、経営の健全性の確保」を加え、「第二十四條第二項及び第三項、第二十五條第二項及び第五項並びに」を削り、「第十三條」を「第十三條第一項、第三項及び第五項」に改め、「信用協同組合について」の下に「同条及び同法第十六條の三（子会社との間の取引等）の規定は信用協同組合連合会について」を加え、同条第二項中「銀行法の規定」の下に「（同法第十四條の二の規定を除く。）」を加え、同条の次に次の一條を加える。

（商法の準用）

第六條の二 商法（明治三十二年法律第四十八號）第二百六十條ノ三第一項（監査役の取締役会出席権）及び第二百七十四條（業務監査権、調査権）の規定は、信用協同組合等の監事について準用する。

2 次の各号に掲げる規定中監査役に係る部分は、信用協同組合等の当該各号に定める事項について準用する。

一 商法第二百四十七條から第二百五十二條まで（決議取消し又は不存在若しくは無効

確認の訴え）創立總會及び總會

二 商法第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三（取締役会の招集）並びに第二百六十條ノ四第一項及び第二項（取締役会の議事録） 理事會

三 商法第三百八十條（資本減少無効の訴え） 出資一口の金額の減少

四 商法第四百二十八條（設立無効の訴え） 設立無効の訴え

第七條第一項中「前條第一項」を「第六條第一項」に、「第七條の五」を「第八條」に改め、「含む。」の下に「及び同法第二十五條第二項」を加える。

第八條の前の見出し及び同條を削り、第七條の五を第八條とし、第七條の四を第七條の五とし、第七條の三を第七條の四とし、第七條の二の次に次の一條を加える。

（認可等の条件）

第七條の三 行政庁は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することが出来る。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

第九條の前に見出しとして「（罰則）」を付す。

第十條第二号中「第二十四條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同條第三号中「以下この号において同じ。」を「若しくは銀行法第二十五條第二項」に、「又は銀行法第二十五條第一項」を「又はこれら」に改める。

第十一條中「前三條」を「前二條」に改める。

第十二條第一号中「第三條」を「第三條第一項」に、「同條」を「同項第一号又は第六号から第九号まで」に改め、同條第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第四号とし、同條の次に次の一号を加える。

五 第七條の三第一項の規定により付した条

件（第三條第一項第七号から第九号まで若しくは第四條第一項の規定又は銀行法第三十七條第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

第十二條第一号の次に次の二号を加える。

二 第四條第一項の認可を受けないで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

三 第六條の二第二項において準用する商法第二百七十四條第二項の規定による調査を妨げたとき。

（農業協同組合法の一部改正）

第九條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二號）の一部を次のように改正する。

第十條第六項第二号及び第三号を次のように改める。

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

第十條第六項第三号の二を削り、同項第四号を次のように改める。

四 有価証券の貸付け

第十條第六項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱

六 金銭債権（譲渡性貯金証書その他の省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

七 有価証券の私募の取扱

第十條第六項に次の五号を加える。

九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納

その他金銭に係る事務の取扱

十 有価証券、貴金屬その他の物品の保護預り

十一 面替

十二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七號）第二條第八項に規定する金融先

物取引等の受託等

十三 前各号の事業に附帶する事業

第十條第十三項中「同項第一号又は第二号」を「同号又は同項第二号」に、「第六項」を「第六項から第九項まで」に、「の外」を「のほか」に改め、同條第十二項中「第八項ただし書及び第九項」を「第二十項ただし書及び第二十一項」に改め、同條第十一項中「組合は」の下に「第二十項の規定にかかわらず」を加え、同條第九項中「者に第一項第一号」の下に「及び第六項第一号」を加え、同條第八項を次のように改める。

組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第九項の規定による施設にあつては、省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十三号まで及び第七項から第九項までの規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分額の額（第一項第一号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分額の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分額の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

第十條第七項中「前項第四号」を「第六項第九号」に改め、「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八號）」を、並びに「有限会社法」の下に「（昭和十三年法律第七十四號）」を、「商業登記法」の下に「（昭和三十八年法律第二百二十五號）」を加え、同條の次に次の二項を加える。

組合は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百一十八號）の適用については、銀行とみなす。

農業協同組合連合会は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保附信託法、商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）その他の政令で定める法令の適用につ

いては、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書の規定は、適用しない。

第十條第六項の次に次の十項を加える。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一條第一項に規定する信託業務に係る事業を行うことができる。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

第六項第五号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

第六項第六号の事業には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二條第八項各号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

第六項第七号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二條第八項第六号に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

組合は、第六項第五号の事業のうち同号に規定する事業の取扱いの事業を行うおとすときは、行政庁の認可を受けなければならない。

組合が第七項の規定により同項に規定する事業を行うおとすときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

組合が第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行うおとすときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

農業協同組合連合会は、第九項の規定により同項に規定する事業を行うおとすときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第十一條第一項中「以て」を「もつて」に、「因つて」を「よつて」に改め、第二章第二節中同條を第十一條の十五とする。

第十條の十三を削る。

第十條の十二第一項中「行なう」を「行お」に改め、同條を第十一條の十四とする。

第十條の十一を第十一條の十三とする。

第十條の十中「行なう」を「行う」に改め、同條第四号中「第十條の六第一項」を「第十一條の八第一項」に改め、同條を第十一條の十二とする。

第十條の九中「行なう」を「行う」に改め、「信託法」の下に「（大正十一年法律第六十二号）」を加え、同條を第十一條の十一とする。

第十條の八中「行なう」を「行う」に改め、同條を第十一條の十とする。

第十條の七中「行なう」を「行う」に改め、同條を第十一條の九とする。

第十條の六第一項中「行なう」を「行お」に改め、同條を第十一條の八とする。

に改め、同條を第十一條の八とする。

第十條の五中「よる外」を「よるほか」に改め、同條を第十一條の七とする。

第十條の四を第十一條の六とし、第十條の三を第十一條の五とする。

第十條の二第一項中「前條第一項第八号」を「第十條第一項第八号」に改め、同條を第十一條の四とする。

第十條の次に次の三條を加える。

第十一條 組合が、前條第一項第二号の事業を行うおとすときは、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の信用事業規程には、信用事業（前條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同條第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。）の種類及び事業の実施方法に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

信用事業規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。

第十一條の二 主務大臣は、第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

第十一條の三 第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の同一人に対する信用の供与（当該同一人と政令で定める特殊の關係のある者に対する信用の供与を含む。以下この條において同じ。）は、政令で定める区分ごとに、当該組合の出資金及び準備金（出資金及び準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この條において「信用供与限度額」という。）を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人

に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会が第十一條の十六第一項の認可を受けて同項に規定する信託業務を営む銀行の株式を所有する場合に、当該農業協同組合連合会及び当該信託業務を営む銀行の同一人に対する信用の供与の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額（第四項において「合計信用供与限度額」という。）を超えてしてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 当該農業協同組合連合会の信用供与限度額

二 当該信託業務を営む銀行の資本及び準備金（準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額から、当該合計額のうち当該農業協同組合連合会の持分に相当する金額として省令で定める額を控除した残額に、政令で定める率を乗じて得た金額

前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

第二項の場合においては、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、同項の農業協同組合連合会の信用の供与の額とみなす。

前各項に定めるもののほか、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額、第二項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、省令で定める。

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第五

第二節の二 信用事業を行う農業協同組合連合会の子会社

第十一條の十六 第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、証券会社（証券取引法第二條第九項に規定する証券会社をいう。以下この節において同じ。）又は信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼管等に関する法律により同法第一條第一項に規定する信託業務を営むものをいう。以下この節において同じ。）の株式（議決権のあるものに限る。以下この節において同じ。）について、主務大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

前項の場合において、農業協同組合連合会が取得し、又は所有する株式には、当該農業協同組合連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該農業協同組合連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

農業協同組合連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

第一項の規定により認可を受けた農業協同組合連合会が証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

農業協同組合連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合

には、当該農業協同組合連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第十一條の十七 第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、その証券子会社等（当該農業協同組合連合会が前条第一項の認可を受けて株式を所有する同項に規定する証券会社又は信託業務を営む銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 証券子会社等との間で、その条件が当該農業協同組合連合会の取引の通常の条件に照らして当該農業協同組合連合会に不利益を与えるものと認められる取引をすること。

二 証券子会社等との間又は証券子会社等に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして省令で定める取引又は行為

第十三條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「及び農業協同組合中央会」を「農業協同組合中央会並びに第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の証券子会社等」に改める。

第三十三條第一項中「規約」の下に、「信用事業規約」を加え、「内国為替取引規約」を削る。第三十五條第一項中「規約」の下に、「信用事業規約」を加え、「宅地等供給事業実施規程及び内国為替取引規約」を「及び宅地等供給事業実施規程」に改める。

第三十八條第二項中「規約」の下に、「信用事

業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規約」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改める。

第四十四條第一項第二号中「規約」の下に、「信用事業規約」を加え、「宅地等供給事業実施規程及び内国為替取引規約」を「及び宅地等供給事業実施規程」に改める。

第五十條の二第一項中「（同項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項の事業をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十二條の三中「第十條の三乃至第十條の五」を「第十條の三、第十條の五から第十一條の七まで」に、「の外」を「のほか」に改める。

第五十四條の二 第十條第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な事務所に備へ置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、貯金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該組合の事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

第六十四條第六項中「共済事業」を「信用事業又は共済事業」に改める。

第七十一條第二項中「第十條第一項第八号」を「第十條第一項第二号又は第八号」に改める。第九十三條中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に、「信用事業規約」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規約」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条に次の三項を加える。

主務大臣は、第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約又は信用事業規程を守っているかどうかを知るため特

に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該農業協同組合連合会の子会社（当該農業協同組合連合会が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち省令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百條において同じ。）に対し、当該農業協同組合連合会の業務又は会計の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第十一條の十六第二項の規定は、前項の場合において農業協同組合連合会が所有する株式等について準用する。

農業協同組合連合会の子会社は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第九十四條第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に、「信用事業規約」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規約」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項の下に、「信用事業規約」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規約」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に、「疑が」を「疑い」に、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条に次の二項を加える。

主務大臣は、前各項の規定により第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該農業協同組合連合会の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。

前条第四項の規定は、前項の規定による子会社の検査について準用する。

第九十四條の二第一項中「規約」の下に、「信

用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改める。

第九十五条第一項中「基いて」を「基ついて」に改め、「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条第三項中「組合が」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程又は内国為替取引規程」を「又は宅地等供給事業実施規程」に改め、同条第十條の二第一項又は第十條の六第一項、第十條の十二第一項又は第十條の十三第一項を「第十一條第一項、第十一條の四第一項、第十一條の八第一項又は第十一條の十四第一項」に改める。

第九十七條の次に次の一條を加える。
第九十七條の二 行政庁は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に條件を付し、及びこれを変更することが出来る。
前項の條件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確實な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。
第九十八條第一項中「第十條第九項」を「第十條第二十一項」に改める。
第一百條第二項中「又は中央会の代表者」を「若しくは中央会又は第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社（以下この項において「組合等」という。）の代表者」に、「その組合若しくは農事組合法人又は中央会」を「その組合等」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第一百條第二号中「第十條の二第一項又は第十條の三乃至第十條の五」を「第十一條第一項」に改め、同条第二号の二中「第十條の六第一項」を「第十一條の四第一項又は第十一條の五から第十一條の七まで」に改め、同条第二号の三中「第十條の十二第一項」を「第十一條の八第一項」に改め、同条第二号の四中「第十條の十三第一項」を「第十一條の十四第一項」に改め、同条

一項を「第十一條の十四第一項」に改め、同条の次に次の二號を加える。

二の五 第十一條の十六第一項の認可を受けないで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

二の六 第十一條の十六第四項の規定に違反したとき。

第一百條中第九號を第二十號とし、第十八號の次に次の一號を加える。

十九 第九十七條の二第一項の規定により付した條件（第十一條の十六第一項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

（水産業協同組合法の一部改正）
第十條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二號）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八條」を「第五十八條の二」に改める。

第十一條第七項中「組合は」の下に「第七項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「（第七項の規定によるものを除く。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第五號」を「第三項第五號」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三號）により同法第一條第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業を行うことができる。

5 組合が前項の規定により信託業務に係る事業を行うおとすときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を變更しようとするときも、同様とする。

第十六條の二の見出しを「（内國為替取引規程等）」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「内國為替取引規程」の下に「又は信託業務規程」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、信託業務に係る事業を行うおとすときは、信託業務の種類及び実施方法に関する事項を信託業務規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

第十六條の三中「第十一條第七項」を「第十一條第九項」に改め、同条の次に次の二條を加える。

（経営の健全性の確保）
第十六條の四 主務大臣は、第十一條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の信用事業（同項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項及び第四項の事業をいう。第五十四條の二、第五十八條の二及び第五十三條第一項第十号において同じ。）の健全な運営に資するため、当該組合がその保有する資産等に照らし自己資本の充實の状況が適當であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

（同一人に対する信用の供与）
第十六條の五 第十一條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の同一人に対する信用の供与（当該同一人と政令で定める特殊の關係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条及び第八十七條の三において同じ。）は、政令で定める区分ごとに、当該組合の出資金及び準備金（出資金及び準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条及び第八十七條の三において「信用供与限度額」という。）を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に

対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、省令で定める。

第三十五條の二第一項中「内國為替取引規程」の下に「信託業務規程」を加える。

第四十二條第一項中「及び内國為替取引規程」を「内國為替取引規程及び信託業務規程」に改める。

第四十四條第二項中「若しくは内國為替取引規程」を「内國為替取引規程若しくは信託業務規程」に改める。

第四十八條第一項第二号中「及び内國為替取引規程」を「内國為替取引規程及び信託業務規程」に改める。

第五十四條の二第一項中「（同項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項の事業をいう。以下この条及び第五十三條第一項第十号において同じ。）」を削る。

第五十七條の三中「第十五條の五まで」の下に「第十六條の五」を加える。

第二章第三節に次の一條を加える。
（信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）
第五十八條の二 第十一條第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、貯金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該組合の事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

第八十七条第三項中「次項」の下に「若しくは第五項」を加え、同条第八項中「連合会は」の下に「第八項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第八項の規定によるものを除く」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項第五号」を「第四項第五号」に、「第十一」条第四項を「第十一」条第六項に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

6 連合会が前項の規定により信託業務に係る事業を行うおとする場合には、第十一条第五項の規定を準用する。

第八十七条の二の次に次の三条を加える。

(同一人に対する信用の供与)

第八十七条の三 第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会の同一人に対する信用の供与については、第十六条の五第一項の規定を準用する。

2 前項に規定する連合会が次条第一項の認可を受けて同項に規定する信託業務を営む銀行の株式を所有する場合には、当該連合会及び当該信託業務を営む銀行の同一人に対する信用の供与の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額(第四項において「合計信用供与限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、第十六条の五第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該連合会の信用供与限度額
二 当該信託業務を営む銀行の資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)(の合計額から、当該合計額のうち当該連合会の持分に相当する金額として省令で定める額を控除した残額に、政令で定める率を乗じて得た金額

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に對する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

4 第二項の場合において、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、同項の連合会の信用の供与の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項において準用する第十六条の五第一項に規定する出資金及び準備金の合計額、第二項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、省令で定める。

(証券子会社等の株式の所有)

第八十七条の四 第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条に規定する証券会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)(又は信託業務を営む銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むものをいう。以下この条及び次条において同じ。)(の株式(議決権のあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。))については、行政庁の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、連合会が取得し、又は所有する株式には、当該連合会が担保権の履行により取得し、又は所有する株式その他省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 第一項の規定により認可を受けた連合会は、証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

(証券子会社等との間の取引等)

第八十七条の五 第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、その証券子会社等(当該連合会が前条第一項の認可を受けて株式を所有する証券会社又は信託業務を営む銀行をいう。以下この条及び第百条第一項において同じ。)(又は利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることににつき公益上必要がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。
一 証券子会社等との間で、その条件が当該連合会の取引の通常の条件に照らして当該連合会に不利益を与えらるものと認められる取引をすること。

二 証券子会社等との間又は証券子会社等に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして省令で定める取引又は行為

第九十二条第一項中「第十六条の三まで」を「第十六条の四まで」に、「第十一」条第七項を「第十一」条第九項に、「第八十七」条第八項を「第八十七」条第十項に改め、「所屬員」との下に「第十六」条の四の「第十一」条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七」条第一項第一号及び第二号」と、同条第三項及び第四項とあるのは「同条第四項及び第五項」とを加え、同条第三項中「第五十八」条を「第五十八」条の二に改め、「第五十四」条の二第一項の下に「及び第五十八」条の二を加え、「同条第三項」とあるのは「同条第四項」とを削る。

第九十三条第六項中「組合は」の下に「第六項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「(第六項の規定によるものを除く。)(を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第五号」を「第二項第五号」に、「第十一」条第四項を「第十一」条第六項に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

4 組合が前項の規定により信託業務に係る事業を行うおとする場合には、第十一条第五項の規定を準用する。
第九十六条第一項中「第十六条の三まで」を「第十六条の五まで」に、「第十一」条第七項を「第十一」条第九項に、「第九十三」条第六項を「第九十三」条第八項に改め、「組合員」との

下に「第十六条の四中、第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、第十六条の五第一項中「第十一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」とを加え、同条第三項中「第五十八号」を「第五十八条の二」に改め、「第五十四条の二第一項」の下に「及び第五十八条の二」を加え、「同条第三項」とあるのは「同条第二項」とを削る。

第九十七条第二項中「次項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第七項中「連合会は」の下に「第七項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第七項の規定によるものを除く。」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第五号」を「第三項第五号」に、「第十一号第四項」を「第十一号第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

5 連合会が前項の規定により信託業務に係る事業を行うとする場合には、第十一条第五項の規定を準用する。

第一百条第一項中「第十六条の三まで及び第八十七條の二の規定を」と「第十六条の四まで、第八十七條の二及び第八十七條の三の規定を、連合会の証券子会社等の株式の所有に関する事項については、第八十七條の四及び第八十七條の五の規定をそれぞれに、」第十一号第七項を「第十一号第九項」に、「第九十七條第七項」を「第九十七條第九項」に改め、「所屬員」との下に「第十六条の四中、第十一号第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七條第一項第一号及び第二号」とを、「第九十七條第一項第一号

一号及び第二号」とを、「第九十七條第一項第七号」との下に「第八十七條の三第一項、第八十七條の四第一項及び第八十七條の五中、」第八十七條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七條第一項第一号及び第二号」とを加え、同条第三項中「第五十八号」を「第五十八条の二」に改め、「第五十四条の二第一項」の下に「及び第五十八条の二」を加える。

第二百二十二条中「若しくは内国為替取引規程」を、「内国為替取引規程若しくは信託業務規程」に改め、同条に次の三項を加える。

2 行政庁は、第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会又は第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下この条、次条及び第二百二十九条において「連合会」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、内国為替取引規程若しくは信託業務規程を守つていのかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該連合会の子会社（当該連合会が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち省令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第二百二十九条において同じ。）に

対し、当該連合会の業務又は会計の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 第八十七條の四第二項の規定は、前項の場合において連合会が所有する株式等について準用する。

4 連合会の子会社は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第二百二十三條第一項及び第二項中「若しくは内国為替取引規程」を、「内国為替取引規程若しくは信託業務規程」に改め、同条に次の二項を加える。

5 行政庁は、前各号の規定により連合会の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該連合会の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前項の検査については、前条第四項の規定を準用する。

第二百二十三條の二中「若しくは内国為替取引規程」を、「内国為替取引規程若しくは信託業務規程」に改める。

第二百二十四條第一項中「若しくは内国為替取引規程」を、「内国為替取引規程若しくは信託業務規程」に改め、同条第三項中「又は内国為替取引規程」を、「内国為替取引規程又は信託業務規程」に、「第十六條の二第一項」を「第十六條の二第一項若しくは第二項（これらの規定を）に改める。

第二百二十六條の次に次の一條を加える。

（認可等の条件）
第二百二十六條の二 この法律の規定による認可許可又は承認（次項において「認可等」という。）には、条件を付し、及びこれを變更することが出来る。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

第三百三十條第一項第二号の三中「第十六條の二第一項」を「第十六條の二第一項又は第二項（これらの規定を）」に改め、同項第二十号を同項第二十三号とし、同項第十九号を同項第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 第二百二十六條の二第一項の規定により付した条件（第八十七條の四第一項（第一百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

第二百三十條第一項第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第八十七條の四第一項（第一百條第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けないで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

二十 第八十七條の四第四項（第一百條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

（農林中央金庫法の一部改正）
第十一條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第四号イ中「団体」の下に「若ハ其ノ構成員又ハ同項ニ掲グル団体ガ主たる構成員若ハ出資者タル団体」を加え、同号中「ヲ」とし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、同号ホ中「第十四條ノ二第一号乃至第三号」を「第十四條ノ二第一号、第二号若ハ第四号」に、「ロ及ハ」を「ハ及ニ」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

九号ノ二」を加え、同項中第九号ノ二を第九号ノ三とし、第九号の次に次の一号を加える。

九ノ二 有価証券ノ私募ノ取扱ヲ為スコト

第十三条第一項第十号を次のように改める。

十 国、地方公共団体、会社等ノ金銭ノ収納
其ノ他金銭ニ係ル事務ノ取扱ヲ為スコト

第十三条第三項中「第一項第九号ノ二」を「第一項第九号ノ三」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第十四条ノ二第一号に次のように加える。

ホ 証券業者

第十四条ノ二第二号イ中「法人」を「団体」に改め、同号ロ中「法人」の下に「又ハ其ノ役員」を加え、同号ハ中「地方公共団体其ノ他ノ官利ヲ目的トセザル法人ガ主タル構成員若ハ出資者タルモノ」を「命令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「当該農林債券又ハ国債等ヲ担保トスル」を削り、同条を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 農林債券ノ所有者タリシ者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付（其ノ所有者タリシ間ニ締結シタル契約ニ基クモノニ限ル）ヲ為スコト

第十四条ノ三第一項中「第十三条第一項第六号乃至第九号」を「第十三条第一項第六号乃至第九号ノ二」に改め、同項第四号中「（命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）」を削る。

第十四条ノ四第一項中「規定」の下に「又ハ他ノ法律ノ規定」を加え、「為シタル者其ノ他ノ貸付先」を「為スコトヲ得ル者」に改める。

第十五条第三号中「金銭信託」を「金銭ノ信託（命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）」に改め、同条第四号中「前二号」を「前三号」に改める。

第三章に次の二条を加える。

第十六条ノ二 主務大臣ハ農林中央金庫ノ業務

ノ健全ナル運営ニ資スル為農林中央金庫ガ其ノ保有スル資産等ニ照シ自己資本ノ充塞ノ状況が適当ナルヤ否ヤ其ノ他経営ノ健全性ヲ判断スル為ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

第十六条ノ三 農林中央金庫ノ同一人ニ対スル信用ノ供与ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス第二十二条ノ二第一項ノ認可ヲ受ケ信託業務ヲ営ム銀行ノ株式ヲ所有スル場合ニ於ケル農林中央金庫及当該銀行ノ同一人ニ対スル信用ノ供与ニ付亦同ジ

第四章の次に次の一章を加える。

第四章ノ二 子会社

第二十二条ノ二 農林中央金庫ハ証券会社（証券取引法第二條第九項ニ規定スル証券会社ヲ謂フ以下同ジ）又ハ信託業務ヲ営ム銀行（銀行法第二條第一項ニ規定スル銀行ニシテ金融機関ノ信託業務ヲ兼営等ニ関スル法律ニ依リ同法第一條第一項ノ信託業務ヲ営ムモノヲ謂フ以下同ジ）ノ株式（議決権アルモノニ限ル以下同ジ）ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ発行済株式（議決権アルモノニ限ル以下同ジ）ノ総数ノ百分ノ五十ヲ超ユル株式ヲ取得シ又ハ所有スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ取得シ又ハ所有スル株式ニハ農林中央金庫ガ担保権ノ実行ニ因リ取得シ又ハ所有スル株式其ノ他命令ヲ以テ定ムル株式ヲ含マザルモノトシ信託財産タル株式ニシテ農林中央金庫ガ委託者又ハ受益者トシテ議決権ヲ行使シ又ハ議決権ノ行使ニ付指図ヲ為スコトヲ得ルモノヲ含ムモノトス

農林中央金庫ハ第一項ノ規定ニ依リ証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ノ同項ノ株式ヲ取得シ又ハ所有セムトスルトキハ其ノ旨ヲ定款ニ記載セシ
農林中央金庫ガ第一項ノ認可ヲ受ケ証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ノ同項ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テハ理事長ハ当該証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ノ業務及財産ノ状況ヲ命

令ノ定ムル所ニ依リ出資者總會ニ報告セシ
第二十二条ノ三 農林中央金庫ハ其ノ証券子会社等（農林中央金庫ガ前条第一項ノ認可ヲ受ケ株式ヲ所有スル証券会社又ハ信託業務ヲ営ム銀行ヲ謂フ以下同ジ）又ハ顧客トノ間ニ於テ左ニ掲グル取引又ハ行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ当該取引又ハ行為ヲ為スコトニ付公益上必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 証券子会社等トノ間ニ於テ其ノ条件ガ農林中央金庫ノ取引ノ通常ノ条件ニ照シ農林中央金庫ニ利益ヲ与フルモノト認メラ

二 証券子会社等トノ間又ハ証券子会社等ニ係ル顧客トノ間ニ於ケル前号ニ掲グルモノノ準ズル取引又ハ行為ニシテ農林中央金庫ノ業務ノ適正ナル遂行ニ支障ヲ及ボス虞アルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル取引又ハ行為

第二十二条ノ四 農林中央金庫ハ左ニ掲グル会社ノ株式又ハ持分（以下「株式等」と謂フ）ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ発行済株式ノ総数又ハ出資ノ総額ノ百分ノ五十ヲ超ユル株式又ハ額ノ株式等ヲ取得シ又ハ所有スルコトヲ得

一 銀行業（銀行法第二條第二項ニ規定スル銀行業ヲ謂フ）ヲ営ム外国ノ会社
二 証券業（証券取引法第二條第八項各号ニ掲グル行為ノ一ヲ為ス営業ヲ謂フ）ヲ営ム外国ノ会社（前号ニ掲グル会社ニ該當スルモノヲ除ク）

前項ノ規定ハ農林中央金庫ガ同項ノ認可ヲ受ケ同項各号ニ掲グル会社ノ株式等ヲ所有スル場合ニ於テ当該会社が当該各号中他ノ号ニ掲グル会社トナルトキニ農林中央金庫ガ所有スル当該株式等ニ付之ヲ準用ス
第二十二条ノ二第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ取得シ又ハ所有スル株式等ニ付之ヲ準用ス

第二十二條ノ二第三項及第四項ノ規定ハ農林中央金庫ガ第一項各号ニ掲グル会社ノ株式等ヲ取得シ又ハ所有スル場合ニ付之ヲ準用ス
第五章に次の一条を加える。

第二十四條ノ三 農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ業務及財産ノ状況ニ関スル事項ヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ主要ナル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スルモノトス但シ信用秩序ヲ損フ虞アル事項、農林債券権利者、預金者其ノ他ノ取引者ノ秘密ヲ害スル虞アル事項及農林中央金庫ノ業務ノ遂行上不当ナル不利益ヲ与フル虞アル事項並ニ其ノ記載ノ為過大ナル費用ノ負担ヲ要スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條に次の三項を加える。

主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ農林中央金庫ノ子会社（農林中央金庫ガ其ノ発行済株式ノ総数又ハ出資ノ総額ノ百分ノ五十ヲ超ユル株式又ハ額ノ株式等ヲ所有スル会社ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ニ命ジテ農林中央金庫ノ業務及財産ノ状況ニ関シ参考トナルベキ報告ヲ為サシムルコトヲ得

農林中央金庫ノ子会社正当ノ理由アルトキハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ拒ムコトヲ得
第二十二條ノ二第二項ノ規定ハ第二項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ所有スル株式等ニ付之ヲ準用ス
第二十九條に次の二項を加える。

主務大臣前項ノ規定ニ依リ検査ヲ為ス場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ其ノ職員ヲシテ当該検査ニ必要ナル事項ニ関シ農林中央金庫ノ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得
前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ農林中央金庫ノ子会社ニ対スル検査ニ付之ヲ準用ス
第三十四條ノ二第一項中「場合ニ於テハ其ノ違反行為ヲ為シタル農林中央金庫ノ役員、清算人又ハ職員」を「各号ノ一ニ該當スル者」に改

め、同項第一号中「トキ」を「者」に改め、同項第二号中「第二十八條」を「第二十八條第一項若ハ第二項」に、「トキ」を「者」に改め、同項第三号中「第二十九條」を「第二十九條第一項又ハ第二項」に、「トキ」を「者」に改め、同条第二項を次のように改める。

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス

第三十五條第四号中「本法又ハ」を「本法（第二十四條ノ三ヲ除ク）又ハ」に改め、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十一ノ二 第二十二條ノ二第一項若ハ第二十二條ノ四第一項ノ認可ヲ受ケズシテ此等ノ規定ニ規定スル取得若ハ所有ヲ為シタルトキ又ハ同条第二項ニ於テ準用スル同条第一項ノ認可ヲ受ケズシテ同項各号ニ掲グル会社ガ当該各号中他ノ号ニ掲グル会社トナリタル後ニ於テ同項ニ規定スル数若ハ額ノ当該会社ノ株式等ヲ所有シタルトキ

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十二條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四號）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項第八号中「前号及」の下に「第十二号並ニ」を加え、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 有価証券ノ私募ノ取扱ヲ為スコト

第二十八條第三項中「第一項第十四号」を「第一項第十五号」に改め、同条第四項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項第十二号ノ「有価証券ノ私募ノ取扱」トハ有価証券ノ私募（証券取引法第二條第八項第六号ニ掲グル私募ヲ謂フ）ノ取扱ヲ謂フ第二十八條ノ四第一項第四号に次のように加

える。

ホ 商工債券又ハ國債等ノ所有者 第二十八條ノ五第四号ニ「イ乃至ハ」を「イ乃至ニ」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第二十八條第一項第四号ノ業務ノ相手方タル者（継続的取引關係ヲ有スル者ニ限ル）

第二十八條ノ六第一項中「及第十一号」を「第十一号及第十二号」に改め、同項第三号中「又ハ貸付」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 有価証券ノ貸付ヲ為スコト 第二十八條ノ六第二項中「前項第二号乃至第四号」を「前項第二号乃至第五号」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二十八條ノ七 商工組合中央金庫ハ第二十八條、第二十八條ノ二又ハ第二十八條ノ四ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者ノ為ニ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 地方債又ハ社債其ノ他ノ債券ノ募集ノ受託ヲ為スコト

二 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二號）ニ依リ担保附社債ニ関スル信託業務ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項ニ規定スル業務ニ関シテハ商法、担保附社債信託法及商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三號）並ニ政令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ法令ノ適用ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社又ハ銀行ト看做ス

第三章に次の一條を加える。

第三十條ノ二 主務大臣ハ商工組合中央金庫ノ業務ノ健全ナル運営ニ資スル為商工組合中央金庫ガ其ノ保有スル資産等ニ照シ自己資本ノ充實ノ状況ガ適當ナルヤ否ヤ其ノ他經營ノ健全性ヲ判断スル為ノ基準ヲ定ムルコトヲ得第五章に次の一條を加える。

第四十條ノ二 商工組合中央金庫ハ事業年度毎

ニ業務及財産ノ状況ニ関スル事項ヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ主要ナル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スルモノトス但シ信用秩序ヲ損フ虞アル事項、商工債券權利者、預金者其ノ他ノ取引者ノ秘密ヲ害スル虞アル事項及商工組合中央金庫ノ業務ノ遂行上不当ナル不利益ヲ与フル虞アル事項並ニ其ノ記載ノ為過大ナル費用ノ負担ヲ要スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條中「方法」の下に「（同一人ニ対スル信用ノ供与ヲ含ム）」を加える。

第五十二條第三号中「本法又ハ」を「本法（第四十條ノ二ヲ除ク）又ハ」に改める。

（普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第十三條 普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三號）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル銀行及長期信用銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル長期信用銀行（以下普通銀行）を「銀行其ノ他ノ金融機關（政令ヲ以テ定ムルモノニ限リ以下金融機關）」に、「主務大臣」を「大藏大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。

金融機關ハ命令ノ定ムル所ニ依リ信託業務ノ種類及方法ヲ定メ前項ノ認可ヲ受ケベシ 第一條に次の一項を加える。

大藏大臣第一項ノ認可ノ申請アリタルトキハ左ニ掲グル基準ニ適合スルカ否カヲ審査スベシ 一 申請者ガ信託業務ヲ健全ニ遂行シ得ル財産の基礎ヲ有シ且信託業務ヲ的確ニ遂行シ得ルコト 二 申請者ニ依リ信託業務ノ遂行ガ金融秩序ヲ乱ス虞ナキコト 第四條中「第十條」の下に、「第十三條第一項、第十七條及第十八條」を加え、「普通銀行」を「金融機關」に改め、同条に次のたし書を加える。

但シ同法第七條中資本金トアルハ之ヲ資本金

又ハ出資ノ総額トシ同法第十三條第一項中業務報告書トアルハ之ヲ信託業務報告書トシ同法第十七條及第十八條中業務トアルハ之ヲ信託業務トシ財産トアルハ之ヲ信託財産トス 第五條第一項中「普通銀行」を「金融機關」に、「当該業務」を「当該信託業務」に、「主務大臣」を「大藏大臣」に改め、同項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

信託業務ニ係ル代理店ヲ設置シ又ハ廃止センストスルコト亦同ジ 第五條ノ二中「普通銀行」を「金融機關」に、「第十三條第一項（長期信用銀行法第十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ）ノ」を「第十三條ノ規定其ノ他ノ金融機關ノ同一人ニ対スル信用ノ供与ニ係ル」に、「同項」を「此等ノ規定」に改める。

第五條ノ三第一項中「普通銀行」を「金融機關」に、「主務大臣」を「大藏大臣」に改める。

第六條中「普通銀行」を「金融機關」に改め、「合併」の下に「（金融機關の合併及び転換に関する法律ニ依リ合併ヲ除ク以下同ジ）」を、「規定」の下に「其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定」を加える。

第七條第一項中「普通銀行」を「金融機關」に改める。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條 信託業務ヲ営ム金融機關ガ信託業務ノ遂行ニ當リテ法令若ハ法令ニ基ク大藏大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ大藏大臣ハ当該金融機關ニ對シ信託業務ノ停止ヲ命ジ又ハ第一條第一項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第九條 本法ニ定ムルモノノ外第一條第一項ノ認可ノ申請ノ手續其ノ他本法ヲ實施スル為必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム 第九條の次に次の四條を加える。

第九條ノ二 本法中大藏大臣ノ職權ニ属スル事項ハ政令ノ定ムル所ニ依リ財務局長又ハ財務支局長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第九条ノ三 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十八条ノ規定ニ依ル信託業務ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ信託業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者

二 第八条ノ規定ニ依ル信託業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者

第九条ノ四 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十三条第一項ノ規定ニ依ル信託業務報告書ノ提出ヲ為サズ又ハ之ニ記載スベキ事項ニシテ重要ナル事項ヲ記載セズ若ハ重要ナル事項ニ付不実ノ記載ヲ為シタル者

二 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十七条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ同条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第九条ノ五 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第十条中「普通銀行」を「金融機関」に改め、「役員」の下に「支配人、参事、信託業務ニ係ル代理店（代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他ノ法人ノ代表者）」を加え、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十八条ノ規定ニ依ル大蔵大臣ノ命令（信託業務ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ信託業務ノ停止ノ命令ヲ除ク）ニ違反シタルトキ

五 第五条ノ認可ヲ受ケズシテ信託業務ノ種類若ハ方法ヲ變更シ又ハ同条ノ代理店ヲ設置シ若ハ廃止シタルトキ
（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第十四条 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び相互銀行（以下「銀行」と総称する。）」を削り、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 労働金庫
第二条第一項第一号の次に次の二号を加える。

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第二条第一項（定義）に規定する外国為替銀行（以下「外国為替銀行」という。）

第二条第四項中「信用金庫若しくは信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、「第五十条第一項」の下に「又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第五十五条第一項」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「銀行」とは、普通銀行、長期信用銀行又は外国為替銀行をいう。

3 この法律において「協同組織金融機関」とは、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合をいう。

第三条中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条後段を削り、同条各号を次のように改める。

一 普通銀行及び長期信用銀行
二 普通銀行及び外国為替銀行
三 長期信用銀行及び外国為替銀行
四 普通銀行及び協同組織金融機関
五 長期信用銀行及び協同組織金融機関
六 外国為替銀行及び協同組織金融機関
七 信用金庫及び労働金庫
八 信用金庫及び信用協同組合

九 労働金庫及び信用協同組合
第三条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、存続金融機関又は新設金融機関は、次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関とする。

一 前項第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる金融機関の合併 当該合併に係る金融機関のいずれか

二 前項第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併 当該合併に係る銀行（普通銀行及び信用金庫の合併にあつては、普通銀行又は信用金庫）

第四条第一号を次のように改める。

一 長期信用銀行又は外国為替銀行が普通銀行になること。

第四条第二号中「銀行」を「普通銀行」に改め、同条第三号中「銀行」を「普通銀行、労働金庫」に改め、同条第四号中「銀行又は信用金庫」を「普通銀行、信用金庫又は労働金庫」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 労働金庫がその組織を変更して普通銀行、信用金庫又は信用協同組合になること。

第五条第三項中「（昭和二十四年法律第八十一号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が労働金庫である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該労働金庫の合併に関する事項については、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）に定める合併の場合の例による。

用金庫法第四条若しくは労働金庫法第六条に改め、同条第七項中「前項」を「第七項」に改め、「第一項から第四項まで」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合における第一項から第四項まで及び前項の規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「大蔵大臣及び労働大臣」とする。

第六条第五項の次に次の一項を加える。

6 大蔵大臣は、第一項の認可をしようとする場合において、消滅金融機関又は転換前の金融機関が労働金庫であるときは、労働大臣の意見を聴かなければならない。

第七条第一項中「第三条第二号から第四号までの規定による合併（第十七条を除き、以下「合併」という。）を行なう」を「合併（第三条第一項第四号から第九号までに掲げる金融機関の合併に限る。第十条の二、第十一条の二及び第十七条から第十七条の三までを除き、以下同じ。）を行なう」に改め、同条第五項中「行なう信用金庫又は信用協同組合」を「行う協同組織金融機関」に改め、「第四十八条」の下に「労働金庫法第五十三条」を加える。

第八条第二項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条第一項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「信用金庫又は信用協同組合」及び「信用金庫若しくは信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、同条第三項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改める。

第十条第一項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に、「行なう」を「行う」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項第一号中「場合

には「の下に、理事の定数の少なくとも三分の二は」を加え、同項第二号中「役員」を「理事」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 新設金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも五分の四は、当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）にならうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。

第十一条の見出しを削り、同条第一項中「掛金者、定期積金の積金者」を「定期積金の積金者、掛金者」に改め、「受益者」の下に「債券の権利者」を加え、同条第五項を削る。

第十条の次に次の見出し及び一条を加える。
（債権者の異議）

第十条の二 銀行が合併（第三条第一項第一号から第三号までに掲げる金融機関の合併に限る。）の決議をした場合においては、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者その他政令で定める債権者に対する商法第百条第一項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第七條第二項（異議のある受益者）の規定は、信託業務（同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第十七條第二項において同じ。）を営む金融機関の合併につき異議を述べた受益者がある場合について準用する。

第十三条第一項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に、「行なう」を「行う」に、「先だつて」を「先立って」に改める。

第十四条第一項中「行なう信用金庫又は信用行」に改める。

協同組合」を「行う協同組織金融機関」に、「先立って当該信用金庫又は信用協同組合」を「先立って当該協同組織金融機関」に改め、「通知したものの」の下に「（第三項の規定に該当するものを除く。）」を加え、「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、同条第二項中「第十八条」の下に「労働金庫法第十八条」を加え、「終り」を「終わり」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三条第一項第七号から第九号までに掲げる金融機関の合併を行う協同組織金融機関の会員又は組合員で、存続金融機関又は新設金融機関たる協同組織金融機関の会員又は組合員となる資格を有しないものは、合併の日に当該協同組織金融機関を脱退したものとなし、信用金庫法第十八条、労働金庫法第十八条又は中小企業等協同組合法第二十条（脱退者の持分の払戻し）の規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第十七條第二項を次のように改める。

2 信託業務を営む金融機関が合併により消滅する場合には、前項の規定は、当該信託業務については、適用しない。

第十七條に次の一項を加える。

3 存続金融機関又は新設金融機関は、第一項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき大蔵大臣の承認を受けたときは、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

第十七條の次に次の二条を加える。

（債券の発行の特例）

第十七條の二 普通銀行と長期信用銀行又は外国為替銀行とが合併を行う場合において、存

続金融機関又は新設金融機関が普通銀行であるときは、当該普通銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、当分の間、次の各号に掲げる消滅金融機関の種類に応じ、当該各号に定める金額を限度として、債券を発行することができる。

一 長期信用銀行 当該長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金（長期信用銀行法第八条（債券の発行）に規定する準備金をいう。第三項において同じ。）の合計金額に三十倍を超えない範囲内において大蔵省令で定める倍数を乗じて得た金額

二 外国為替銀行 当該外国為替銀行の合併の日における資本及び準備金（外国為替銀行法第九条の二（債券の発行）に規定する準備金をいう。）の合計金額に十倍を超えない範囲内において大蔵省令で定める倍数を乗じて得た金額

2 長期信用銀行法第九条から第十三条まで（債券の借換発行の場合の特例等）の規定は、前項の規定により発行する債券について準用する。

3 長期信用銀行と外国為替銀行との合併による存続金融機関又は新設金融機関が外国為替銀行である場合において、当該外国為替銀行が外国為替銀行法第九条の二（債券の発行）の規定により発行する債券の限度について大蔵大臣の認可を受けたときは、当該限度は、当分の間、同条に規定する限度と消滅金融機関たる長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金の合計金額に二十倍を超えない範囲内において大蔵省令で定める倍数を乗じて得た金額との合計額とする。

（営業所の設置の特例）

第十七條の三 存続金融機関又は新設金融機関たる外国為替銀行は、消滅金融機関が合併の日において設置していた本店、支店その他の営業所又は事務所のうち、外国為替銀行法第九条（支店その他の営業所の設置）の規定に

該当しない地に置いていたものを、同条の規定にかかわらず、合併の日から三年以内の期間に限り、大蔵大臣の認可を受けて、営業所として引き続き存置することができる。

2 大蔵大臣は、前項の外国為替銀行から申請があつた場合において、同項の規定により存置される当該外国為替銀行の営業所の地域における利用者の利便等に照らし特別の事情があると認めるときは、同項の期間を延長することができる。

3 外国為替銀行が前二項の規定により存置する営業所については、当該外国為替銀行を外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十条第一項（外国為替業務の認可等）の認可を受けた銀行とみなして、同条第三項及び第四項の規定を適用する。

第十八条中「行なつた」を「行つた」に、「こえ」を「超える」に改め、同条第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二号中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に、「これらの金融機関」を「当該協同組織金融機関」に改める。

第二十一条第一項中「行なう信用金庫又は信用協同組合」を「行う協同組織金融機関」に改め、同条第二項第一号中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、同条第二号中「銀行」を「普通銀行」に改める。

第二十二條中「行なう信用金庫又は信用協同組合」を「行う協同組織金融機関」に改める。

第二十三條第一項中「行なう」を「行う」に改め、「含む」の下に「労働金庫法第五十三條」を、「第五十三條」の下に「（同法第五十五條第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「行なう銀行」を「行う普通銀行」に改め、同条第二項中「同条第二号から第四号まで」を「同条第二号から第五号まで」に改め、同条第三項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改め、同条に次の一項を加える。

5 中小企業等協同組合法第五十五条の二(信用協同組合等の総代会の特例)の規定は、信用協同組合の転換について準用する。

第二十四条第一項中「掲げる場合」を「定める場合」に、「行なう」を「行う」に、「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に、「銀行」を「普通銀行」に、「第十一条第一項から第四項まで」を「第十一条、第十二条の二」に、「第四条第二号から第四号まで」を「第四条第二号から第五号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第十七条の二第一項及び第二項 長期信用銀行又は外国為替銀行が普通銀行に転換を行う場合

第二十四条第二項中「議案の要領」との下に「第十四条第三項中「第三条第一項第七号から第九号までに掲げる金融機関」とあるのは「協同組織金融機関の異種の協同組織金融機関」とを加える。

第二十五条第二項中「銀行」を「普通銀行」に、「信用金庫若しくは信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改める。

第二十七条第二項中「銀行」を「普通銀行」に、「添附」を「添付」に改める。

第二十九条第四項中「第六条第六項」を「第六条第七項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「大蔵大臣及び労働大臣」とする。

第三十三条中「金融機関の役員」銀行にあつては、「普通銀行の役員」に、「を含む」第三十九条において同じ。「を(第三十九条において「役員」の職務代行者」という)を含む」又は協同組織金融機関の役員」に改める。

行」に改める。

第三十九条中「役員」の下に「銀行にあつては、役員職務代行者を含む」を加え、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第十七条の二第二項(第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む)において準用する長期信用銀行法第十条第一項若しくは第十一条第六項の規定による届出若しくは公告をせず、又は虚偽の届出若しくは公告をしたとき。

(証券取引法の一部改正)
第十五条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「担保附又は無担保の」を削り、同項第六号中「新株の引受権」を「新株引受権」に、「証券」を「証券若しくは証券」に改め、同項中第九号を削り、第八号を第九号とし、同項の次に次の二号を加える。

十 外国法人の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するものうち、大蔵省令で定めるもの

十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証券

第二条第一項第七号の次に次の一号を加える。

八 法人が事業に必要な資金を調達するため発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

第二条第二項中「みなす」を「みなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は主として住宅(住宅の用に供する土地及び土地の上に存する権利を含む)の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの

二 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

三 前二号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準するものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

第二条第三項中「不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、あらたに発行される有価証券の取得の申込みを勧誘すること」を「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ)のうち、次に掲げる場合に該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合(有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として大蔵省令で定める者(以下「適格機関投資家」という)のみを相手方とする場合を除く。)

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合(政令で定める要件に該当する場合を除く)で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡される

おそれが少ないものとして政令で定める場合

第二条第四項中「売出し」を「売出し」に改め、「不特定且つ多数の者に対し均一の条件で」を削り、「売付の申込みを、又はその買付の申込みを勧誘すること」を「売付の申込み又はその買付の申込みの勧誘のうち、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するもの」に改め、同条第五項中「発行者」を「発行者」に、「いう」を「いうものとし、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに大蔵省令で定める者が大蔵省令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす」に改め、同条第八項中「一」を「いずれかを」に改め、同条第六号中「又は売出し」を「若しくは売出しの取扱い又は新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないもの(以下「私券」という。)」に改め、同条第十項中「又は売出しのため」に、「公衆」を「若しくは売出し(第四条第一項第二号に掲げるものを除く。)」又は同条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。の)のためにその相手方」に改め、「事業」の下に「その他の大蔵省令で定める事項」を加え、同条第十三項中「有価証券及び」を「有価証券(政令で定めるものを除く。以下この項及び第十五項第一号において同じ。)」及び」に改める。

第三条中「から第三号まで」を「及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号」に改め、「掲げる有価証券」の下に「(企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものを除く。)」を加える。

第四条第一項本文中「売出し」を「売出し(次項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に該当するものを除く。以下

この項において同じ。）は」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

一 その有価証券に開示が行われていない場合における当該有価証券の売却し

二 その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二項第三号に掲げる場合に該当するものであつた有価証券の売却し

三 発行価額又は売却価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売却して大蔵省令で定めるもの（前二号に掲げるものを除く。）

第四項第二項中「売却し」を「売却し（第一項第二号に掲げる有価証券の売却しを除くものとし、適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売却しに該当するものを除く。）を含む。次項及び第五項を除き、以下この章及び次章において同じ。）が」に、「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「第一項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けないこととなる」を「第一項第一号若しくは第三号に掲げる」に、「売却し」を「売却し若しくは第二項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘のうち、有価証券の売却しに該当するもの若しくは有価証券の売却しに該当せず、かつ、開示が行われている場合に該当しないもの（以下この項及び次項において「特定募集等」という。）を」とし、又は当該特定募集等に、募集又は売却し（同項本文）を「特定募集等が第一項本文又は第二項本文」に改め、同条第四項本文中「第一項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けないこととなる有価証券の募集又は売却しが行なわれる」を「特定募集等が行なわれる」に、「当該有価証券の発行者は」を「当

該特定募集等に係る有価証券の発行者は、当該特定募集等が開始される日の前日までに」に、「当該有価証券の募集又は売却し」を「当該特定募集等」に改め、同項ただし書中「発行価額又は売却価額の総額が五億円未満の有価証券の場合における第三項に規定する有価証券の売却し」を「その売却価額の総額が五億円未満のもの及び第一項第三号に掲げる有価証券の募集又は売却し」でその発行価額又は売却価額の総額が大蔵省令で定める金額以下のもの」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二項第三号に掲げる場合に該当するものであつた有価証券の売却しに該当するものはその買付けの申込みの勧誘で、適格機関投資家が適格機関投資家以外の者に対して行うもの（以下「適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘」という。）は、発行者が当該適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に開示が大蔵省令で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

第四項に次の一項を加える。

第一項第一号、第二項、第四項及び前項に規定する開示が行われている場合は、次に掲げる場合をいう。

一 当該有価証券について既に行われた募集若しくは売却し（適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に該当するものを除く。）に関する第一項の規定による届出又は当該有価証券について既に行われた適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に関する第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該有価証券の発行者が第二十四条第一項ただし書（同条第四

項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二 前号に掲げる場合に準ずるものとして大蔵省令で定める場合

第五項第一項本文中「前条第一項の下に」又は「第二項」を加え、同項ただし書中「その他大蔵省令」を「その他の大蔵省令」に改め、同項第二号中「その他公益」を「その他の公益」に改め、同条第二項中「継続して有価証券報告書」の下に「（第二十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち大蔵省令で定めるもの」を、「前条第一項の下に」又は「第二項」を、「前条第二号」を、「前項第二号」に改め、同条第三項中「前条第一項の下に」又は「第二項」を、「臨時報告書」の下に「（第二十四条の五第三項に規定する報告書をいう。）」を加え、同項第二号を「第一項第二号」に改め、同項第一号中「有価証券報告書」の下に「（このうち大蔵省令で定めるもの）」を加える。

第六項及び第七項中「第四項第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八項第一項中「第四項第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三項中「又は前条」を「若しくは前条」に、「第一項」を「当該届出者に対し、第一項」に、「指定する」を「指定し、又は第四項第一項若しくは第二項の規定による届出が、直ちに若しくは第一項に規定する届出書を受理した日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知する」に、「において、第四項第一項」を「において、同条第一項又は第二項」に、「その期間」を「当該満たない期間を指定した場合にあつてはその期間」に、「その効力」を「当該通知をした場合にあつては直ちに若しくは当該翌日に、その効力」に改める。

第九項第二項及び第四項中「第四項第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十項第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、「第四項第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第四項第一項」の下に「又は第二項」を加え、場合に、これを「場合」に改める。

第十三条第一項中「第四項第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、同項に後段として次のように加える。

開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売却し（その売却価額の総額が五億円未満であるものその他大蔵省令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

第十三条第二項本文中「第五項第一項に規定する」を「その募集又は売却しにつき第四項第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五項第一項の規定による」に改め、「除く」の下に「既に開示された有価証券にあつてはその売却しにつき第四項第一項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五項第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）」を加え、同項ただし書中「第五項第三項」を「その募集若しくは売却しにつき第四項第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目録見書のうち第五項第三項」に改め、「係る目録見書」の下に「又は大蔵省令で定める要件を満たす目録見書」を加え、同条第三項中「第四項第一項」の下に「又は第二項」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「売却し」を「売却し」に、「若しくは募集」を「若しくは募集し」に改め、「引受人」の下に「（発行者のために適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以

下この項において同じ。）の取扱ひをする者その他直接又は間接に適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘を分担する者で、通常有価証券の売りさばき人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものを含む。以下この章において同じ。）を加え、「取扱」を「取扱ひ」に改める。

第十五条第一項中「又は証券会社」を「証券会社」に改め、「第二十一条第一項及び第四項の下に」「第二十三条の三第一項」を加え、「第三十一条第三号」を「第二十七条の二十六第一項、第三十一条第一項第三号」に改め、「第六十六条の二」の下に「第六十六条の三」を加え、「同じ。」は「同じ。」又は認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。次項において同じ。）は「に改め、第四条第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、「同項の」を「これらの」に、「取得させ又は」を「取得させ、又は」に改め、同条第二項本文中「又は証券会社」の下に「（認可を受けた金融機関を含む。以下この項、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の三第一項、第二十三条の八第一項並びに第六十六条の三において同じ。）を、規定する有価証券」の下に「又は既に開示された有価証券」を加え、「あらかじめ」を「あらかじめ」に改め、同項ただし書中「又は」を「又は」に改め、「場合」の下に「その他大蔵省令で定める場合」を加え、同条第三項中「証券取引所に上場されている」を「第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当する」に改め、「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「三箇月」を「三月」に、「取得させ又は」を「取得させ、又は」に、「準用する」を「ついで準用する」に改める。

第二十条中「又は目論見書」を「若しくは目論見書」に、「行なわれない」を「行わない」に、「又は売出し」を「若しくは売出し」に改め、「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十三条第一項中「第四条第一項」を「第四条第一項若しくは第二項」に改める。

第二十三条の二中「当該届出書に係る目論見書」の下に「若しくは第十三条第二項ただし書の大蔵省令で定める要件を満たす目論見書」を加え、「第二十三条まで」を「前条まで」に、「第二十三条第一項」を「前条第一項」に改める。第二十三条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に關して開示が行われている場合を除く。）及びその発行の際にその取得の申込みの勧誘が同条第三項に規定する少数人数向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に關して開示が行われている場合を除く。）を予定している場合は、この限りでない。

第二十三条の三第三項中「第四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第四項中「第二十四条第一項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）を加え、同項」を「同条第一項」に改める。

第二十三条の五第一項中「第五条又は前条」を「第五条若しくは前条」に改める。

第二十三条の八第三項中「第四条第三項及び第四項」を「第四条第四項及び第五項」に、「場合」を「場合について」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項中「当該特定募集等に係る」とあるのは「当該募集若しくは売出しに係る」と、「当該特定募集等」とあるのは「当該募集又は売出し」と、同条第五項中「当該特定募集等に係る」とあるのは「当該特定募集等に係る」とある。

るのは「当該」と、「当該特定募集等」とあるのは「当該募集又は売出し」と、「当該特定募集等に係る」とあるのは「当該募集又は売出しに係る」と、「開示が行われている場合における第三項に規定する有価証券の売出しでその売価額の総額が五億四千萬円未満のもの及び第一項第三号に掲げる有価証券の募集又は売出しでその発行価額」とあるのは「発行価額」と、「以下のもの」とあるのは「以下の有価証券の募集又は売出し」と読み替へるものとする。

第二十三条の十二第二項後段中「第五条第一項に規定する」を「その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による」に改め、「ものを除く。」の下に「既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書の規定の適用がないものとし、次に第五項第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）を加え、第五項第三項を「その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第三項に改め、係る目論見書」の下に「又は大蔵省令で定める要件を満たす目論見書」を加え、同条第三項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六項前段中「場合に」を「場合について」に改め、同項後段中「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第八項中「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十三条の十二の次に次の二条を加える。

第二十三条の十三 適格機関投資家向け勧誘（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち第二項第三号に掲げる場合に該当するものをいう。以下この項において同じ。）又はこれに係る有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧

誘で第四条第二項本文の規定の適用を受けないもの（次項において「適格機関投資家向け勧誘等」という。）を行う者（大蔵省令で定める者に限る。）は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が第二項第三号に掲げる場合に該当することにより当該取得の申込みの勧誘に關し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の大蔵省令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該有価証券に關して開示が行われている場合及び発行価額の総額が五億四千萬円を超えない範囲内で大蔵省令で定める有価証券について行う場合は、この限りでない。

前項本文の規定の適用を受ける適格機関投資家向け勧誘等を行う者は、同項本文に規定する有価証券を当該適格機関投資家向け勧誘等により取得させ、又は売り付けるときは、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。

少数人数向け勧誘（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち第二項第三号に掲げる場合に該当するもの（政令で定めるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）又はこれに係る有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘で第四条第一項本文の規定の適用を受けないもの（次項において「少数人数向け勧誘等」という。）を行う者は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が第二項第三号に掲げる場合に該当することにより当該取得の申込みの勧誘に關し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の大蔵省令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該有価証券に關して開示が行われている場合及び発行価額の総額が五億四千萬円を超えない範囲内で大蔵省令で定

第二十三条の十四 外国で既に発行された有価

前項本文の規定の適用を受ける海外発行証

第二十四条第一項本文中「次に掲げる有価証

第五部 大藏委員會會議錄第几号 乙戌四三六

參議院

他の政令で定める有価証券に限る。）で、当

第二十四条第二項中「前項」を「前項本文」に、

第一項第四号に規定する所有者の数の算定

【參考書】

項ただし書中、一該有価証券が第四号に掲げ

第二十四条の二第一項中「添附書類」を「添付

第二十四条の五第一項中「第二十四条第一項

100

第七條、第九條第一項及び第十條第一項の

二条において同じ。）又は臨時報告書（第二十

出書の国出者の発行する有価証券を取得した

三
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

二十四条の五第四項において準用する前項」と読み替へるものとする。

第二十四条の五第四項中「又は第二項」を「第二項において準用する場合を含む。」又は「第三項」に改め、「第二十四条の二第一項において準用する」を削り、「場合に」を「場合について」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三條の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）について準用する。この場合において、前項中「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券（第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。）に係る特定期間（同条第四項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」とと、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と読み替へるものとする。

第二十五條第三項中「第二十四条第四項」を「第二十四條第六項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第二十七條の四第一項中「第四條第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同条第三項中「第四條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十七條の二十九第一項中「第四條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十一條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の審査に当たつては、証券業務における公正な競争が確保されるよう配慮しなければならない。

第三十三條第七号を削る。

第三十七條中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第四十三條の二第一項の認可を受けてそ

の株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業務を営む外国の会社その他大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七 その過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第四十二條の二第一項及び第二項、第四十三條の二第一項、第五十五條第一項並びに第六十五條の三において同じ。）が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

第三十七條に次の一項を加える。

第三十七條に規定する過半数の株式の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

第四十二條の次に次の二條を加える。

第四十二條の二 証券会社の取締役又は監査役は、前條の規定の適用がある場合を除き、親法人等（当該証券会社の過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な關係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。第五十條の二において同じ。）の取締役若しくは監査役（理事、監事その他のこれに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）又は使用人を兼ねてはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人は、前條の規定の適用がある場合を除き、子法人等（当該証券会社が過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な關係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。第五十條の二において同じ。）の取締役又は監査役を兼ねてはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

大蔵大臣は、証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人が前二項の規定に違反した場合には、当該証券会社に対し当該取締役又は監査役の解任その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができ、第三十六條の規定は、前項の処分について準用する。

第四十二條の三 第四十二條又は前條第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による大蔵大臣の承認は、第四十二條の他の会社又は前條第一項若しくは第二項の親法人等若しくは子法人等が、当該証券会社の親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。第五十五條第二項において同じ。）でない場合に限り、することができ、

第四十三條の次に次の一條を加える。

第四十三條の二 証券会社は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業務を営む外国の会社その他大蔵省令で定める会社については大蔵大臣の認可を受けて、その過半数の株式又は過半数の出資（出資・議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た数を超える出資をいう。第五十五條第一項において同じ。）を取得し、又は所有することができ、

前項に規定する過半数の出資の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

第三十六條第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

第五十條第一項第四号中「普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に、「銀行」を「金融機関」に、「次条第一項第一号」を「第五十

條の三第一項第一号」に改める。

第五十條の二を第五十條の三とし、第五十條の次に次の一條を加える。

第五十條の二 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがない認められるものとして大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引を行うこと。

二 当該証券会社との間で第二條第八項各号に掲げる行為に關する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

三 その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして大蔵省令で定める行為を行うこと。

第五十五條中「且つ」を「かつ」に、「若しくはこれと取引をなす者」を「これと取引をする者若しくは当該証券会社の子会社（当該証券会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する会社のうち大蔵省令で定める会社をいう。以下この項において同じ。）に、「資料」を「資料（子会社にあつては、当該証券会社の財産に關し参考となるべき報告又は資料に限る。）に、「当該職員をして当該証券会社を」を「当該職員をして当該証券会社若しくはその子会社に」、「物件を検査させる」を「物件の検査（子会社にあつては、当該証券会社の財産に關し必要な検査に限る。）をさせる」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、

第五十五條中「且つ」を「かつ」に、「若しくはこれと取引をなす者」を「これと取引をする者若しくは当該証券会社の子会社（当該証券会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する会社のうち大蔵省令で定める会社をいう。以下この項において同じ。）に、「資料」を「資料（子会社にあつては、当該証券会社の財産に關し参考となるべき報告又は資料に限る。）に、「当該職員をして当該証券会社を」を「当該職員をして当該証券会社若しくはその子会社に」、「物件を検査させる」を「物件の検査（子会社にあつては、当該証券会社の財産に關し必要な検査に限る。）をさせる」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、

第四十二條、第四十三條の二第一項若しくは第二項又は第五十條の二の規定の遵守を確保するため必要かつ適當であると認めるときは、証券会社の親銀行等若しくは子銀行等に対し当該証券会社の営業若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第六十五條第二項第二号ハ中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二條第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの、第二條第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三 第二條第一項第一号から第七号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第七号までに掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。）同條第八項各号に掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券 募集の取扱

第六十五條の二第二項中「及び第三十一條（第一号を除く。）を「第三十一條第一項（第一号を除く。）及び第二項並びに第三十六條第二項」に改め、同條第四項中「第五十條の二第一項」を「第五十條の三第一項」に改め、同條第五

項及び第八項中「前條第二項第二号」を「前條第二項第五号」に改める。

第六十五條の二の次に次の一条を加える。

第六十五條の三 第六十五條の規定は、大蔵大臣が、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が過半数の株式を所有する株式会社、第二十八條第一項の免許をすることを妨げるものではない。

第六十六條中「前條第七項」を「第六十五條の二第七項」に、「国債証券等」を「有価証券」に、「第六十五條第二項第二号」を「第六十五條第二項第五号」に改める。

第六十六條の四を第六十六條の五とし、第六十六條の三を第六十六條の四とし、第六十六條の二の次に次の一条を加える。

第六十六條の三 大蔵大臣は、証券会社を監督するに当たつては、業務の運営についての証券会社の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第六十七條の二第一項第二号中「第六十五條第二項第二号」を「第六十五條第二項第五号」に改める。

第六十六條第五項第六号中「又は当該社債券」を「その他の政令で定める有価証券又は当該有価証券」に改める。

第六十七條第一項中「第二條第一項第六号又は第七号に掲げる有価証券（元本補てんの契約の存する貸付信託の受益証券を除く。以下この条において同じ。）の募集又は売出し（均一でない条件で、既に発行された有価証券の売付けの申込みをし、又はその買付けの申込みを勧誘することを含む。次条において同じ。）を「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対するもの（次条において「有価証券の不特定多数者向け勧誘等」という。）を行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該有価証券が、第二條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他大蔵省令で定める有価証券である場合は、この限りでない。

第六十七條第二項を削る。

第六十七條第一項中「第二條第一項第六号又は第七号に掲げる有価証券の発行者若しくは売出しを行う者」を「有価証券の不特定多数者向け勧誘等（第二條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他大蔵省令で定める有価証券に係るものを除く。以下この条において「同じ。」とする者）に、「当該有価証券の募集又は売出し」を「当該有価証券の不特定多数者向け勧誘等」に、「この項」を「この条」に改め、「利息の配当」の下に「その他大蔵省令で定めるもの」を加え、同條第二項を削る。

第六十九條の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第六十九條第一号中「若しくは第二十四條の二第一項（これらの規定を）」を「これらの規定を同條第四項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。」若しくは第二十四條の二第一項（に改める。

第六十九條第一号中「又は売出しについて、その届出」を「若しくは売出し又は同條第二項の規定による届出を必要とする資格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘について、これらの届出に、「募集若しくはその取扱いは売出し若しくはその募集、売出し若しくは資格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘又はこれらの」に改め、同條第一号の二中「第二十四條第四項」を「第二十四條第六項」に、「第二十四條の五第四項」を「第二十四條の五第五項」に改め、同條第三号中「第二十四條第一項から

第三項まで」を「第二十四條第一項若しくは第二項（これらの規定を同條第四項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。）若しくは第二十四條第五項に、「添付書類」を「添付書類」に改め、同條第四号中「第二十四條第三項、第二十四條の二第一項若しくは第二十四條の五第五項から第三項まで」を「第二十四條第五項若しくは第二十四條の二第一項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）第二十四條の五第一項（同條第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）若しくは第二十四條の五第三項若しくは第四項」に改める。

第六十九條第一号の七を同條第一号の八とし、同條第一号の六を同條第一号の七とし、同條第一号の五中「第五十條の二第一項」を「第五十條の三第一項」に改め、同号を同條第一号の六とし、同條第一号の四の次に次の一号を加える。

一の五 第四十三條の二第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により大蔵大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき

第二十四條第一号中「第二十四條第四項」を「第二十四條第六項」に、「第二十四條の五第四項」を「第二十四條の五第五項」に改め、同條第二号の四中「若しくは第二項（これらの規定を）」を「（同條第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）第二十四條の五第三項（に、「同條第三項」を「第二十四條の五第四項」に改め、「第二十四條の二第一項において準用する」を削り、同條第三号の三中「第五十條の二第二項」を「第五十條の三第二項」に改め、同條第三号の四中「第五十條の二第五項」を「第五十條の三第五項」に改め、同條第四号中「第六十六條の四」を「第六十六條の五」に改め、同條第七号中「第百

七十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第七十一條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）を「第七十條又は第七十一條」に改める。

第二百五條第一号中「第四條第二項、同条第四項」を「第四條第三項、同条第五項」に改め、同条第五号中「第三十七條」を「第三十七條第一項」に改める。

第二百七條第一項第二号中「第九十九條第一号の五」を「第九十九條第一号の六」に改め、同項第三号中「第一号の五」を「第一号の六」に改める。

第二百八條第一号中「第四條第三項」を「第四條第四項」に改め、同条第三号中「第五十四條第一項」を「第四十二條の二第三項又は第五十四條第一項」に、「又は」を「若しくは」に改める。第二百九條中第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第二十三條の十三第一項若しくは第三項又は第二十三條の十四第一項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十三條の十三第二項若しくは第四項又は第二十三條の十四第二項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第十六條 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「証券取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）を、第六十五條の二第二項」の下に「（金融機関の証券業務の認可）を加え、同条第三号中「（昭和二十三年法律第二十五号）を削り、第八八條の二第三項」の下に「（先物取引のための標準物の設定）」を加え、第六十五條第二項第二号ハを「第六十五條第二項第五号ハ（金融機関の証券業務の禁

止）」に、「規定する有価証券の売出」を「規定する有価証券の売出し」に改める。

第五條に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の審査に当たつては、証券業務における公正な競争が確保されるよう配慮しなければならない。

第六條第三号中「又はその者と密接な關係を有する者として政令で定める要件に該当する者（これらの者のうち政令で定める者を除く）」を「（政令で定める者を除く）」に改める。

第十三條第二項中「第五條第一号」を「第五條第一項第一号」に改める。

第十四條中「大蔵大臣」を「大蔵大臣」に、「若しくは前条第三項の規定に基づく」を「前条第三項若しくは第七十七條第一項において準用する同法第四十二條の二第三項の規定に基づく」に、「若しくは第十條」を「又は第十條」に、「附する」を「付する」に、「又は第十二條第一項」を「及び第十二條第一項」に、「若しくは前条第三項の規定に基づいて」を「前条第三項又は第七十七條第一項において準用する同法第四十二條の二第三項の規定に基づいて」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第十五條中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式（発行済株式）議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第九号において同じ。又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。第九号において同じ。）を所有することとなつたとき。

八 この項の規定による届出に係る前号の銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他大蔵省令で定める会社が合併し、解

散し、又は業務の全部を廃止したとき。

九 その過半数の株式又はその過半数の出資が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

第十五條に次の一項を加える。

2 前項第七号に規定する過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

第十七條第一項中「兼職等の制限」を「兼職等の制限、第四十二條の二第一項及び第三項（取締役等の兼職の制限）並びに第四十二條の三（大蔵大臣の承認）」に、「監査役」を「同法第四十二條にあつては、監査役に、から第五十條まで（兼業の制限）」を「（兼業の制限、第四十四條から第五十條の二まで）」に、「及び不正取引の禁止」を「不正取引の禁止及び親法人等又は子法人等が関与する行為」に、「第五十條の二第一項」を「第五十條の三第一項」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十二條の二第一項中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する前条」と、「親法人等（当該証券会社の過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な關係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者）」をいう。

第五十條の二において同じ。）の取締役若しくは監査役」とあるのは「特定法人等（当該外国証券会社と密接な關係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体）をいう。）の取締役又は監査役」と、含む。以下この条において同じ。又は使用人を」とあるのは「含む」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する第一項」と、同法第四十二條の三中「第四十二條又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし

書」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する第四十二條又は前条第一項ただし書」と、第四十二條の他の会社又は前条第一項若しくは第二項の親法人等若しくは子法人等」とあるのは「同法第十七條第一項において準用する第四十二條の他の会社又は同項において準用する前条第一項の特定法人等」と、「親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等）」とあるのは「特定金融機関（同法第十七條第一項において準用する前条第一項に規定する特定法人等）」と、「第五十五條第二項において同じ。でない」とあるのは「でない」と、同法第五十條の二第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する第四十二條の二第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と読み替へるものとす。

第十七條第三項中「第五十條の二第二項」を「第五十條の三第二項」に改める。

第二十一條中「に対し若しくはその支店と取引を行なう者」を「その支店と取引を行う者又は特定法人等（第十七條第一項において準用する証券取引法第四十二條の二第一項に規定する特定法人等）」と、以下この条において同じ。）に、「資料」を「資料（特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に關し参考となるべき報告又は資料に限る。）に、当該支店を」と、当該支店又は当該特定法人等に、「物件を検査させる」を「物件の検査（特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に關し必要な検査に限る。）をさせる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、第十七條第一項において準用する証券取引法第四十二條、第四十二條の二第一項又は第五

改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用

る株式等について準用する。

4 第一項又は第二項の規定により届出をした銀

銀行が外国為替銀行になった場合において、当該外国為替銀行が同条の認可を受けているときは、施行日以後に継続する同条に規定する業務

一項第四号の規定による届出（当該届出につき、同法第二十三条第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規

は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知がされている場合に限る。

5 新信用金庫法第五十四条の十六第三項において準用する新信用金庫法第五十四条の十五第二項の規定は、前二項の場合において信用金庫連合会が取得し、又は所有する株式等について準用する。

6 第三項又は第四項の規定により届出をした信用金庫連合会は、当該届出に係る株式等の取得又は所有につき、施行日において新信用金庫法第五十四条の十六第一項の認可を受けたものとみなす。

7 信用金庫連合会が第三項又は第四項の規定により届出をした新信用金庫法第五十四条の十六第一項各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有について施行日から起算して九月以内にその旨を定款に記載したときは、同条第四項において準用する新信用金庫法第五十四条の十五第三項の規定の適用については、施行日においてその旨を定款に記載したものとみなす。

8 新信用金庫法第八十九条第一項において準用する新銀行法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている信用金庫連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に全国労働金庫協会の名称を用いている民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人で労働金庫及び労働金庫連合会が設立したものであるが、施行日から起算して九月以内に、第六條の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。)第八十九条の二第二項に規定する目的に適合する定款の変更の認可を受けた場合には、当該認可を受けた日において同条第一項の規定による全国労働金庫協会とな

り、同一性をもって存続するものとする。
2 前項に規定する法人は、新労働金庫法第八十九条の二第三項の規定にかかわらず、前項の認可を受けるまでの間は、全国労働金庫協会という名称を用いることができる。

3 新労働金庫法第九十四条第一項において準用する新銀行法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている労働金庫連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七条 第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協金法」という。)第六条第一項において準用する新銀行法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている信用協同組合連合会(新協金法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。)の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 この法律の施行の際第九條の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」という。)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条において「組合」という。)が、施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において、第九條の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。)第十一条第一項の規定により同項の承認を受けるまでの間は、当該組合の同項に規定する信用事業規程に係る事項並びに当該組合が行う旧農協法第十条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第六項の事業については、なお従前の例による。

2 新農協法第十一条の三第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている組合の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

3 新農協法第五十四条の二の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する書類について適用する。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 第十条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水協法」という。)第十六条の五第一項本文(新水協法第八十七条の三第一項(新水協法第九條第一項において準用する場合を含む。)及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する新水協法第十六条の五第一項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

2 新水協法第五十八條の二(新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九條第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る新水協法第五十八條の二に規定する書類について適用する。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 この法律の施行の際現に農林中央金庫が第十一条の規定による改正後の農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」という。)第二十二條ノ四第一項各号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有しているときは、農林中央金庫は、施行日から起算して三月以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際農林中央金庫が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしていない株式等の取得(施行日において実行していないものに限る。)が、新農林中央金庫法第二十二條ノ四第一項各号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等の取得となるときは、農林中央金庫は、施行日から起算して三月以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第二項の規定による許可
二 外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第一項第四号の規定による届出(当該届出につき、同法第二十三條第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式等の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知がされている場合に限る。)

3 新農林中央金庫法第二十二條ノ四第三項において準用する新農林中央金庫法第二十二條ノ二第二項の規定は、前二項の場合において農林中央金庫が取得し、又は所有する株式等について準用する。

4 農林中央金庫が第一項又は第二項の規定により届出をしたときは、当該届出に係る株式等の取得又は所有につき、施行日において新農林中央金庫法第二十二條ノ四第一項の認可を受けたものとみなす。

5 農林中央金庫が第一項又は第二項の規定により届出をした新農林中央金庫法第二十二條ノ四第一項各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有について施行日から起算して九月以内にその旨を定款に記載したときは、同条第四項において準用する新農林中央金庫法第二十二條ノ二第三項の規定の適用については、施行日においてその旨を定款に記載したものとみなす。

6 新農林中央金庫法第二十四條ノ三の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係

掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしていない株式等の取得(施行日において実行していないものに限る。)が、新農林中央金庫法第二十二條ノ四第一項各号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等の取得となるときは、農林中央金庫は、施行日から起算して三月以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

二 外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第二項の規定による許可
二 外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第一項第四号の規定による届出(当該届出につき、同法第二十三條第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式等の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知がされている場合に限る。)

る同条に規定する書類について適用する。

(商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 第十二條の規定による改正後の商工組合中央金庫法第四十條ノ二の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する書類について適用する。

(普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に第十三條の規定による改正前の普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律第一條第一項の認可を受けている銀行(他の法令により当該認可を受けたものとみなされる銀行を含む。以下この条において同じ。)は、施行日において、その當んでいる信託業務の種類及び方法について、第十三條の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「新兼営法」という。)第一條第一項の認可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新兼営法第一條第一項の認可を受けたものとみなされる銀行は、施行日から三月以内に、施行日において當んでいる信託業務の種類及び方法について、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に届け出なければならぬ。

3 前項の規定により届出をした銀行は、その届け出たところから従って、新兼営法第一條第二項の規定によりその當む信託業務の種類及び方法を定めたものとみなす。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 施行日前に第十四條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律(以下「旧合併転換法」という。)の規定により行われた旧合併転換法第三條に規定する合併又は旧合併転換法第四條に規定する転換については、

2 施行日以後に行われる第十四條の規定による改正後の金融機関の合併及び転換に関する法律

第五部 大蔵委員会會議録第九号 平成四年六月十七日【参議院】

(以下「新合併転換法」という。)第三條に規定する合併(旧合併転換法第三條に規定する合併に該当するものに限る。)又は新合併転換法第四條に規定する転換(旧合併転換法第四條に規定する転換に該当するものに限る。)については、施行日前に旧合併転換法の規定によつてした合併若しくは転換の認可、当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請その他の手続は、新合併転換法の相当の規定により行われたものとみなす。

3 新合併転換法第二條第一項第一号から第三号までに掲げる金融機関が施行日以後に行う合併(新合併転換法第三條第一項第一号から第三号までに掲げる金融機関の合併に限る。)については、施行日前に旧銀行法第三十條第一項(旧長期信用銀行法第十七條又は旧外国為替銀行法第十一條において準用する場合を含む。)の規定によりされた合併の認可、当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請は、新合併転換法第六條第一項の規定による合併の認可、同条第四項の規定により当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請とみなして、新合併転換法の規定を適用する。この場合において、存続金融機関又は新設金融機関が外国為替銀行であるときは、新合併転換法第十七條の規定にかかわらず、旧外国為替銀行法第十條前段の規定は、なおその効力を有する。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 第十五條の規定による改正後の証券取引法(以下「新証券取引法」という。)第二章の規定は、この附則に別段の定めのある場合を除き、施行日以後に開始する新証券取引法第二條第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項各号に掲げる権利(以下「新有価証券」という。)の取得の申込みの勧誘(新証券取引法第二條第三項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。以下同じ。)又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘(以下「取得の申込みの勧誘等」という。)及び当該取得の申込みの勧誘等に係る新有価証券の取引について適用し、施行日前に開始した第十五條の規定による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。)第二條第一項各号に掲げる有価証券(以下「旧有価証券」という。)の取得の申込みの勧誘等及び当該取得の申込みの勧誘等に係る旧有価証券の取引については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前にした旧証券取引法第四條第一項の規定による届出及び旧証券取引法第二十三條の三第一項の規定による登録に係る旧有価証券の取得の申込みの勧誘等並びに当該取得の申込みの勧誘等に係る旧有価証券の取引については、なお従前の例による。

第十五條 施行日前に発行された新有価証券で、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が新証券取引法第二條第三項の規定が適用されていたとした場合に同項第二号に掲げる場合に該当するものであったものの施行日以後における売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

第十六條 新証券取引法第二十四條の規定は、施行日以後に終了する事業年度(同条第四項において準用する同条第一項に規定する特定期間を含む。以下この条及び附則第十八條において同じ。)に係る新証券取引法第二十四條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による有価証券報告書(その添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。)又は施行日以後に新証券取引法第二十四條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する事実が生じた場合について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第二十四條第一項の規定による有価証券報告書(その添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。)又は施行日前に同条第二項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

第十七條 施行日前にその募集又は売出しにつき旧証券取引法第四條第一項の規定による届出があつた旧有価証券の発行者である会社は、施行日において新証券取引法第四條第一項本文の規定の適用を受けた新有価証券の発行者である会社とみなして、新証券取引法第二十四條第一項の規定を適用する。

第十八條 新証券取引法第二十四條の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、事業年度開始の日から六月を経過する日が施行日以後である場合における同条第一項の規定による半期報告書(その訂正報告書を含む。)について適用し、事業年度開始の日から六月を経過する日が施行日前である場合における旧証券取引法第二十四條の五第一項の規定による半期報告書(その訂正報告書を含む。)については、なお従前の例による。

第十九條 大蔵大臣は、当分の間、一の銀行等(銀行、信託会社その他新証券取引法第四十二條の三に規定する政令で定める金融機関をいう。以下この条及び附則第二十七條において同じ。)、一の銀行等に係る銀行等の子会社(一の銀行等に大蔵省令で定めるところにより発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式(議決権のあるものに限る。)又は出資(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資を所有されている会社をいう。以下この条及び附則第二十七條において同じ。)又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が、大蔵省令で定めるところにより過半数の株式(新証券取引法第三十七條第一項第七号に規定する過半数の株式をいう。以下この条から附則第二十五條までにおいて同じ。)を所有する株式会社(新証券取引法第二十八條第二項第二号に掲げる免許をする場合には、次に掲げる株券等(株券及び新証券取引法第二條第一項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものをいう。以下この条及び附則第二十七條において同じ。)の売付

けに係るものを除き株券等に係る新証券取引法第二号第八項第二号及び第三号に掲げる行為をしてはならない旨の条件を付してするものとす。

一 新証券取引法第二号第八項第六号に掲げる行為（以下この項及び附則第二十七条において「募集の取扱い等」という。）により顧客に取得させる株券等（取得の時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに限る。以下この項において同じ。）

二 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権を表示する証券又は証券及び新証券取引法第二号第一項第九号に掲げる証券又は証券のうち新株引受権を表示する証券又は証券の性質を有するもの（附則第二十七条において「新株引受権証券等」という。）で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等

三 募集の取扱い等により顧客に取得させる転換株債券及び新証券取引法第二号第一項第九号に掲げる有価証券で転換株債券の性質を有するもの（附則第二十七条において「転換株債券等」という。）で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものの転換により取得される株券等

四 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権付株債券及び新証券取引法第二号第一項第九号に掲げる有価証券で新株引受権付株債券の性質を有するもの（附則第二十七条において「新株引受権付株債券等」という。）で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等大蔵大臣は、当分の間、一の銀行等、一の銀行等に係る銀行等の子会社又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が、大蔵省令で定めるところにより新証券取引法第二十八号第二項第二号の免許を受けている証券会社の過半数

の株式を所有することとなる場合には、当該証券会社の免許に、株券等に係る新証券取引法第二号第八項第二号及び第三号に掲げる行為（前項各号に掲げる株券等の売付けに係るものを除く。）をしてはならない旨の条件を付すること

第二十条 この法律の施行の際現に新有価証券（旧有価証券に該当するものを除く。）につき新証券取引法第二号第八項に規定する証券業を営んでいる者については、施行日から三月間（当該期間内に新証券取引法第三十二号の規定による免許の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、新証券取引法第二十八号の規定にかかわらず、引き続き当該証券業を営むことができる。その者がその期間内に同条の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後免許をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第二十八号第二項第四号の免許を受けている証券会社は、新証券取引法第二号第八項第六号に掲げる私事の取扱いを営業として行おうとするときは、大蔵省令で定めるところにより、施行日から三月以内に業務の内容その他の事項を大蔵大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした証券会社は、施行日において新証券取引法第二十八号第二項第四号の免許及び新証券取引法第三十三号の規定による同条第三号に係る認可を受けたものとみなす。

第二十二号 この法律の施行の際現にその過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されている証券会社は、施行日において新証券取引法第三十七号第一項第七号に該当することとなつたものとみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「遅滞なく」とあるのは、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四

年法律第 号）の施行の日から三月以内に」とする。

第二十三条 この法律の施行の際現に証券会社の常務に従事する取締役である者が旧証券取引法第四十二号の規定による承認を受けて他の会社の常務に従事している場合において、当該他の会社が当該証券会社の新証券取引法第四十二号の三に規定する親銀行等又は子銀行等であるときは、当該承認は、施行日の前日を限り、その効力を失う。この場合において、その者が施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、新証券取引法第四十二号の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該他の会社の常務に従事することができ。

第二十四条 この法律の施行の際現に証券会社の取締役又は監査役である者が当該証券会社の新証券取引法第四十二号の二第一項に規定する親法人等の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）又は使用人を兼ねている者（新証券取引法第四十二号の承認を受けている者を除く。）が、施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、同項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該親法人等の取締役若しくは監査役又は使用人を兼ねることができる。

2 この法律の施行の際現に証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人である者が当該証券会社の新証券取引法第四十二号の二第二項に規定する子法人等の取締役又は監査役を兼ねている者（新証券取引法第四十二号の承認を受けている者を除く。）が、施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、同項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該子法人等の取締役又は

は監査役を兼ねることができる。

第二十五条 この法律の施行の際現に証券会社が外国において銀行、信託会社その他新証券取引法第四十三号の二第一項に規定する政令で定める金融機関が営む業務と同種類の業務を営む者又は同項の大蔵省令で定める会社（次項において「外国銀行等」という。）の過半数の株式又は過半数の出資（新証券取引法第四十三号の二第一項に規定する過半数の出資をいう。次項において同じ。）を所有しているときは、当該証券会社は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際証券会社が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしていない株式又は出資の取得（施行日において実行していないものに限り。）による当該証券会社の株式又は出資の所有が、外国銀行等の過半数の株式又は過半数の出資の所有となるときは、当該証券会社は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第二項の規定による許可
二 外国為替及び外国貿易管理法第二十二号第一項第四号の規定による届出（当該届出につき、同法第二十三号第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式又は出資の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知がされている場合に限り。）

3 前二項の規定により届出をした証券会社は、当該届出に係る株式又は出資の所有につき、施行日において新証券取引法第四十三号の二第一項の認可を受けたものとみなす。
4 施行日前に旧証券取引法第三十三号の規定によつてした同条第七号に係る認可（この法律の施行の際現に過半数の株式を所有している会社

に係るものに限る。は、新証券取引法第四十三
条の二第一項の規定によつてした認可とみな
す。

第二十六條 この法律の施行の際現に次の各号に
掲げる有価証券について、当該各号に定める行
爲のいずれかを営業として行つてゐる銀行、信
託会社その他旧証券取引法第六十五條の二第一
項に規定する政令で定める金融機関（次項にお
いて「銀行等」という。）は、大蔵省令で定める
ところにより、施行日から三月以内に業務の内
容その他の事項を大蔵大臣に届け出ることがで
きる。

一 新証券取引法第六十五條第二項第二号又は
第三号に掲げる有価証券 新証券取引法第二
條第八項各号に掲げる行為（同項第一号から
第三号までに掲げる行為については、有価証
券の売買及び有価証券の売買に係るものに限
る。）

二 新証券取引法第六十五條第二項第四号に掲
げる有価証券 新証券取引法第二條第八項第
六号に掲げる私募の取扱い
前項の規定による届出をした銀行等は、施行
日において新証券取引法第六十五條の二第一項
の規定による認可を受けたものとみなす。
（外国証券業者に関する法律の一部改正に伴う
経過措置）

第二十七條 大蔵大臣は、当分の間、一の銀行等、
一の銀行等に係る銀行等の子会社又は一の銀行
等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が、大蔵
省令で定めるところにより外国証券会社（第十
六條の規定による改正後の外国証券業者に関す
る法律（以下「新外国証券業者法」という。）第
三條第三項第二号の免許を受けてゐるものに限
る。）の新外国証券業者法第十五條第一項第九
号に規定する過半数の株式又は過半数の出資を
所有することとなる場合には、当該外国証券会
社の免許に、次に掲げる株券等の売付けに係る
ものを除き株券等に係る新外国証券業者法第三
條第三項第二号に掲げる行為をしてはならない

旨の条件を付することができる。

一 募集の取扱い等により顧客に取得させる株
券等（取得の時から継続して当該顧客のため
に保護預りをするものに限る。以下この条に
おいて同じ。）

二 募集の取扱い等により顧客に取得させる新
株引受権証券等当該顧客に取得させた時か
ら継続して当該顧客のために保護預りをする
ものに表示される新株引受権の行使により取
得される株券等

三 募集の取扱い等により顧客に取得させる転
換社債券等当該顧客に取得させた時から継
続して当該顧客のために保護預りをするもの
の転換により取得される株券等

四 募集の取扱い等により顧客に取得させる新
株引受権付社債券等当該顧客に取得させた
時から継続して当該顧客のために保護預りを
するものに表示される新株引受権の行使によ
り取得される株券等

第二十八條 この法律の施行の際現に第十六條の
規定による改正前の外国証券業者に関する法律
（以下「旧外国証券業者法」という。）第三條第
三項第四号の免許を受けてゐる外国証券会社
は、新証券取引法第二條第八項第六号に掲げる
私募の取扱いを営業として行おうとするとき
は、大蔵省令で定めるところにより、施行日か
ら三月以内に業務の内容その他の事項を大蔵大
臣に届け出ることが出来る。

二 前項の規定による届出をした外国証券会社
は、施行日において新外国証券業者法第三條第
三項第四号の免許及び新外国証券業者法第十條
の規定による同条第二号に係る認可を受けたも
のとみなす。

第二十九條 この法律の施行の際現に新外国証券
業者法第十五條第一項第九号に規定する過半数
の株式又は過半数の出資が他の一の法人その他
の団体によつて所有されている外国証券会社
は、施行日において同号に該当することとなつ
たものとみなして同項の規定を適用する。この

場合において、同項中「遅滞なく（第三号及び第
四号の場合にあつては、あらかじめ）」とあるの
は、「金融制度及び証券取引制度の改革のため
の関係法律の整備等に関する法律（平成四年法
律第 号）の施行の日から三月以内に」と
する。

第三十條 この法律の施行の際現に外国証券会社
の支店の代表者又は当該支店に駐在する役員
（監査役及びこれに類する役職にある者を除
く。）である者が旧外国証券業者法第十七條第
一項において準用する旧証券取引法第四十二條
の規定による承認を受けて他の会社の常務に従
事している場合において、当該他の会社が当該
外国証券会社の新外国証券業者法第十七條第一
項において準用する新証券取引法第四十二條の
三に規定する特定金融機関であるときは、当該
承認は、施行日の前日を限り、その効力を失う。

この場合において、その者が施行日から一月以
内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に
届出をしたときは、新外国証券業者法第十七條
第一項において準用する新証券取引法第四十二
條の規定にかかわらず、施行日から起算して一
年を経過する日までの間は、引き続き当該届出
に係る当該他の会社の常務に従事することがで
きる。

第三十一條 この法律の施行の際現に外国証券会
社の支店の代表者又はその支店に駐在する役員
である者が当該外国証券会社の新外国証券業者
法第十七條第一項において準用する新証券取引
法第四十二條の二第一項に規定する特定法人等
の取締役又は監査役（理事、監事その他これに
準ずる者を含む。以下この条において同じ。）を
兼ねてゐる者（新外国証券業者法第十七條第一
項において準用する新証券取引法第四十二條の
承認を受けてゐる者を除く。）が、施行日から一
月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大
臣に届出をしたときは、新外国証券業者法第十
七條第一項において準用する新証券取引法第四
十二條の二第二項本文の規定にかかわらず、施

行日から起算して一年を経過する日までの間
は、引き続き当該届出に係る当該特定法人等の
取締役又は監査役を兼ねることが出来る。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十二條 この法律の施行前にした行為及びこ
の附則の規定によりなお従前の例によることと
される事項に係るこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十三條 附則第二條から前条までに定めるも
ののほか、この法律の施行に關し必要な経過措
置は、政令で定める。

（経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正）

第三十四條 経済関係罰則の整備に関する法律
（昭和十九年法律第四号）の一部を次のよう
に改正する。

別表乙号第十九号ノ二及び第十九号ノ三を削
り、同表乙号第二十号を次のように改める。

二十 削除

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律の一部改正）

第三十五條 私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
の一部を次のように改正する。

第九條の二第一項中「相互銀行業」を削る。

（相続税法の一部改正）

第三十六條 相続税法（昭和二十五年法律第七
十号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第七号中「兼営する銀行」を「営
む金融機関」に改め、「営業所」の下に「又は事
業所」を加える。

第五十九條第一項第三号中「兼営する銀行」
を「営む金融機関」に改める。

（地方税法の一部改正）

第三十七條 地方税法（昭和二十五年法律第二
百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の三第一項中「信託業務を兼営す
る銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関

する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第七十一条の七第一項及び第七十二条の第三第一項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

号）第二条第一項第一号の契約に基づく」を「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項の契約に基づく」に改め、「又は同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付」を削る。

第七十二条の四十八第三項中「相互銀行」を削る。

第四十二条 輸出水産物の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百九十四条の三第一項及び第三百四十三条第八項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第二十五条中「並びに第五十三条第四号及び第五号」を「第五十三号第四号及び第五号並びに第五十五号の二」に改める。

第三十八条 前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の四十八第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

第四十三条 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条 相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号を「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項」に改める。

第四十五条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の四第一項第八号中「第十条の十二」を「第十一条の十四」に改める。

第四十六条 準備預金制度に関する法律（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号」を「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項」に改め、「掛金」の下に「（次項において「掛金」という。）を加え、同条第三項中「次に掲げるもの」を「臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）第二条の規定により定められた最高限度の金利による利息（定期積金又は掛金にあつては、これらの契約に係る給付金額から払込金又は掛金の金額の合計額を控除した金額に相当するもの）及び配当」に改め、同項各号を削る。

（電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正）
第四十八条 電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「相互銀行」を削る。

（畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正）
第四十九条 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「相互銀行」を削り、「あわせ行なう」を「併せ行う」に改める。

（所得税法の一部改正）
第五十条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第七十六号第一項及び第二百二十七条中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

（法人税法の一部改正）
第五十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十七号中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第十二条第二項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

（畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正）
第四十九条 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

に改める。

第八十四条第二項第三号イ中「第十條の三」を「第十一條の五」に改める。

(日本労働者住宅協会法の一部改正)

第五十三条 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「第五十八條」の下に「及び第五十八條の二」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第五十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号の課税物件の物件名欄中「相互銀行」を「銀行」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第五十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(中)「外国為替銀行及び相互銀行」を「及び外国為替銀行」に改め、同号(中)「合併(当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人が同条第五項の規定により、当該合併を行う法人の当該合併直前において受けていた免許と異なる種類の免許を受けたものとみなされるものに限る。）」又は「を削り、」転換後の法人が「の下に「労働金庫又は」を加え、」合併又は」を削る。

(預金保険法の一部改正)

第五十六条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項第三号中「相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二條第一項第一号」を「銀行法第二條第四項」に改める。

第六十六条第二項中「第二條第一項第一号から第四号まで」を「第二條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第六十七條第一項中「金融機関の合併及び転換に関する法律第十七條の規定により継続す

ることが出来る業務に係るものを除く。）」及び「合併又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項を削る。

第六十八條第一項中「第三條第二号から第四号まで」を「第三條第一項第四号から第九号まで」に改める。

第八十一条中「相互銀行法第十四條において準用する場合を含む。」を削り、「外国為替銀行法第十一條及び相互銀行法第十四條を」及び「外国為替銀行法第十一條」に改め、「相互銀行法第十四條」を削り、「第九條の八」を「第九條の九」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「第五十五條の二第二項から第四項まで」を加える。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第五十七條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号イ中「第六十六條の四」を「第六十六條の五」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第五十八條 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「同条第六項」を「同条第六項から第九項まで」に改め、同項第二号中「同条第三項」を「同条第三項及び第四項」に改め、同項第三号中「同条第二項」を「同条第二項及び第三項」に改める。

(日本国有鉄道清算事業団法の一部改正)

第五十九條 日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第四十條第九項中「同条中「掲げる有価証券」を「同条中「掲げる有価証券(企業内容等)」に、」日本国有鉄道清算事業団特別債券を除く。」を「日本国有鉄道清算事業団特別債券その他企業内容等」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第六十條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二條第一項」を「第二條第十三項」に改める。

(消費税法の一部改正)

第六十一条 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に、「同項」を「前項」に改める。

第六十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に、「同項」を「前項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第六十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に、「同項」を「前項」に改める。

(証券投資信託法等の一部改正)

第六十三条 次に掲げる法律の規定中「第六十五條第二項第二号ハ」を「第六十五條第二項第五号ハ」に改める。

一 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二條第二項

二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二條第五項

(大蔵省設置法の一部改正)

第六十四條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第九十二号及び第五條第三十一号中「相互銀行業」を削る。

六月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」

の実施等に関する請願(第三八九一號(第三九〇一號(第三九〇二號(第三九〇五號)

一、消費税率・飲食料品即時非課税、課税最低引上げに関する請願(第三九一九號(第三九二六號)

一、一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(第三九二八號)

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(第三九三〇號)

一、一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(第三九四五號(第三九四六號(第三九四七號(第三九四八號(第三九四九號(第三九五〇號(第三九五二號(第三九五三號(第三九五五號(第三九五六號(第三九五七號(第三九五八號(第三九五九號(第三九六〇號(第三九六一號(第三九六二號(第三九六三號(第三九六四號(第三九六五號(第三九六六號(第三九六七號(第三九六八號(第三九六九號(第三九七〇號(第三九七一號(第三九七二號(第三九七三號(第三九七四號(第三九七五號(第三九七六號(第三九七七號(第三九七八號(第三九七九號(第三九八〇號(第三九八一號(第三九八二號(第三九八三號(第三九八四號(第三九八五號(第三九八六號(第三九八七號(第三九八八號(第三九八九號(第三九九〇號(第三九九一號(第三九九二號(第三九九三號(第三九九四號(第三九九五號(第三九九六號(第三九九七號(第三九九八號(第三九九九號)

一、所得税の課税最低限を年収百五十六万円以上に大幅は正することに關する請願(第四一八四號)

第三八九一號 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(二通)

請願者 大阪府岸和田市宮前町三ノ七 森賀代子 外九千九百九十九名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九〇一號 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(三通)

請願者 大阪府岸和田市八幡町六、二七一 湯本敏三 外一万三千三百二十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九〇二號 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(三通)

請願者 大阪府岸和田市八幡町六、二七一 湯本敏三 外一万三千三百二十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 大阪府堺市六条通一ノ九 木寺栄

紹介議員 吉 外二万八千七百三十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九一〇号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡日高町野々庄三五九

ノ三 糸乘弘明 外一万六千六百

三十五名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九一九号 平成四年六月十日受理

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願

請願者 横浜市港南区日野五ノ二六ノ一二

石川健司 外二百十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三九二六号 平成四年六月十日受理

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引上げに関する請願

請願者 横浜市磯子区杉田一ノ一九ノ九

黒田賢一 外四百五十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第三九二八号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 滋賀県大津市唐崎三ノ九ノ一一光

楽荘Cノ三四 西垣善高 外十萬

千八百四十名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九三〇号 平成四年六月十日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(三通)

請願者 栃木県黒磯市鳴内三四四 八木沢

昌則 外二名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第三九四五号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市垂水区星陵台五ノ三ノ二九

坂本幸四郎 外五千名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九四六号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市垂水区星陵台六ノ二ノ三

中谷きよみ 外七千五百名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九四七号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区永室町一ノ五五ノ一

清水彰一 外一万五千名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九四八号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市垂水区星陵台五ノ三ノ三二

山下剛史 外二千名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九四九号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市中央区若葉通六ノ二ノ二〇

森岡義夫 外五千名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九五〇号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区湊川町六ノ一七ノ八

中島秀和 外一万三千二百名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九五一号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(二通)

請願者 神戸市垂水区星陵台五ノ五ノ一三

ノ一〇七 新川ゆみ子 外六万五

千名

紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九五二号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(二通)

請願者 神戸市垂水区星陵台七ノ七ノ七

高田浩司 外三万二千名

紹介議員 中川 嘉美君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九五三号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県明石市鳥羽一三五明鳥住宅

二ノ一ノ一九 東雄雄 外六万五千名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第三九六三号 平成四年六月十日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(二通)

請願者 大阪府豊中市庄内幸町二ノ一五ノ

一五 山田敦馬 外六万一名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四〇五四号 平成四年六月十一日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺諏訪ノ森西一丁九

ノ五六 天野マサ子 外六万六千

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四〇九二号 平成四年六月十一日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市竹城台二丁一ノ一五ノ

一〇三 松原富士夫 外一万千名

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四一二二号 平成四年六月十一日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市垂水区星陵台五ノ四ノ三五

浜田雄三 外五千名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四一二二号 平成四年六月十一日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施

等に関する請願

請願者 神戸市垂水区星陵台五ノ四ノ一二

本多和美 外五千名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四一二三三号 平成四年六月十一日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区永室町二ノ三二一 矢

持慶子 外五千名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四一二四号 平成四年六月十一日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市垂水区星陵台五ノ五ノ一三

ノ一〇七 新川年彦 外五千名

紹介議員 高桑 栄松君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四一二五号 平成四年六月十一日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市垂水区学が丘一ノ二〇ノ一

八 宮本久子 外五千名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四一二六号 平成四年六月十一日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 神戸市垂水区星陵台五ノ五ノ一三

ノ三二〇 柴田政幸 外五千名

紹介議員 中川 嘉美君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四一三〇号 平成四年六月十一日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 大阪府泉南郡岬町深日二、二四〇

塩路忠司 外三千八百十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四一八一号 平成四年六月十一日受理

一兆円規模の所得税減税と「子育て減税」の実施等に関する請願

請願者 大阪府和泉市府中町四ノ一九ノ八

ノ四〇三 栗山正利 外五万九千

九百九十九名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第三四〇八号と同じである。

第四一八四号 平成四年六月十一日受理

所得税の課税最低限を年取百五十六万円以上に大幅に正することに關する請願

請願者 札幌市北区北三十七条西六ノ二ノ

一六 吹田勤 外千七百八十七名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第四号中正誤

ページ 段行 誤

八 三 終わり

ならなきや

大臣省

第五号中正誤

ページ 段行 誤

二 三 終わり

動ける

触れられて

キャピタルゲイ

三 三 終わり

御高承

第七号中正誤

ページ 段行 誤

四 三 終わり

事務局長

というふう

行界保護

抑えられない

徴取

徴取

先決であろ

相当

みてみますと

見てみますと

徴取

先決であろ

相当

みてみますと

見てみますと

平成四年六月三十日印刷

平成四年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P